

J.LEAGUE HANDBOOK 2023

■公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約・規程集■

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル8階

Jリーグ理念

1. 日本サッカーの水準向上及び
サッカーの普及促進
1. 豊かなスポーツ文化の振興及び
国民の心身の健全な発達への寄与
1. 国際社会における交流及び
親善への貢献

Ｊリーグ活動方針

1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立していきます。
3. 地域の人々にＪクラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり、選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
4. フットサルを、家族や地域で気軽に楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
5. サッカーだけでなく、他のスポーツにも気軽に参加できるような機会も多くつくっていきます。
6. 障がいを持つ人も一緒に楽しめるスポーツのシステムをつくっていきます。

Jリーグ設立趣旨

1. 「スポーツ文化」としてのサッカーの振興
日本のサッカーをより広く愛されるスポーツとして普及させることにより、国民の心身の健全な発達を図るとともに、豊かなスポーツ文化を醸成。わが国の国際社会における交流・親善に寄与する。
2. 日本サッカーの強化と発展
日本のサッカーを活性化し、オリンピック、ワールドカップに常時出場できるレベルにまで実力を高め、日本におけるサッカーのステイタスを向上させる。
3. 選手・指導者の地位の向上
トップレベルの選手・指導者に、やり甲斐のある場を提供し、その社会的地位を高めていく。
4. 競技場をはじめとするホームタウン環境の整備
地域に深く根ざすホームタウン制を基本とし、各地域において地元住民が心ゆくまでトップレベルのサッカーとふれあえるよう、スタジアム施設をはじめチーム周辺を整備する。

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条〔名 称〕

この法人は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（略称 Jリーグ）といい、英文では Japan Professional Football League（略称 J.League）と表示する。

第 2 条〔事務所〕

- (1) この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- (2) この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的および事業

第 3 条〔目 的〕

この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー（この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ）を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ること、並びにプロサッカーの興行を通して得た知見を活用することにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第 4 条〔事 業〕

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① プロサッカーの試合の主催および公式記録の作成
- ② プロサッカーに関する諸規約の制定
- ③ プロサッカーの選手、監督および審判等の養成、資格認定および登録
- ④ プロサッカーの試合の施設の検定および用具の認定
- ⑤ 放送等を通じたプロサッカーに関する広報普及
- ⑥ サッカーおよびサッカー技術に関する調査、研究および指導
- ⑦ プロサッカーの選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施
- ⑧ サッカーに関する国際的な交流および事業の実施
- ⑨ サッカーをはじめとするスポーツの振興および援助
- ⑩ サッカーをはじめとするスポーツの経営人材の養成および活用

- ⑪ プロサッカーの安定的な試合開催を目的とした、クラブの経営維持のための一時的な融資および経営指導
- ⑫ サッカーをはじめとするスポーツに関する映像等の制作および活用
- ⑬ サッカーをはじめとするスポーツに関する商品等の企画、製作および販売
- ⑭ その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

第 5 条〔法人の構成員〕

- (1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。
 - ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人で下記にあたるもの
 - (a) J 1 リーグ会員（以下「J 1 会員」という）競争力等において最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 1 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - (b) J 2 リーグ会員（以下「J 2 会員」という）競争力等において J 1 リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 2 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - (c) J 3 リーグ会員（以下「J 3 会員」という）J 1 リーグおよび J 2 リーグのいずれにも属さず理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 3 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - ② 特別会員 第 22 条第 2 項の規定により理事長（チェアマン）に選定された者
 - ③ 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
 - ④ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- (2) 前項の会員のうち正会員および特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第 6 条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長（チェアマン）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第 7 条〔入会金および会費〕

- (1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- (2) 正会員または賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 特別会員および名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- (4) この法人が特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て会員から臨時会費を徴収することができる。

第 8 条〔任意退会〕

- (1) 正会員は、理事会において別に定める退会届（以下「退会届」という）を、9月30日までに提出することにより、翌年のシーズン終了日の翌日から翌々年のシーズン開幕の前日までの間に限り、退会することができる。なお、本項においてシーズンとは、各年において最初の公式試合（Jリーグ規約第40条第1項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの期間をいう。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。
- (3) 正会員以外の会員については、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第 9 条〔除 名〕

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長（チェアマン）が除名することができる。
 - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 理事長（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第 10 条〔会員資格の喪失〕

- (1) 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - ① 総社員が同意したとき
 - ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
 - ③ J1会員、J2会員およびJ3会員については、J1リーグ、J2リーグおよびJ3リーグのいずれにも所属しなくなったとき
 - ④ 特別会員については、理事長（チェアマン）を辞任もしくは退任しまたは解職されたとき
- (2) 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第 11 条〔会費等の不返還〕

この法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第 4 章 総 会

第 12 条〔構 成〕

総会は、すべての正会員および特別会員をもって構成する。総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第 13 条〔権 限〕

総会は、次の事項について決議する。

- ① 入会の基準ならびに入会金および会費の額
- ② 会員の除名
- ③ 名誉会員の選任
- ④ 理事および監事の選任または解任
- ⑤ 理事および監事の報酬等の額
- ⑥ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑦ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
- ⑧ 定款の変更
- ⑨ J1 クラブライセンス交付規則制定および改廃
- ⑩ 解散および残余財産の処分
- ⑪ その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第 14 条〔開 催〕

総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

第 15 条〔招 集〕

- (1) 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長（チェアマン）が招集する。
- (2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長（チェアマン）に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第 16 条〔議 長〕

- (1) 総会の議長は理事長（チェアマン）がこれに当たる。
- (2) 理事長（チェアマン）が欠けたとき、または理事長（チェアマン）に事故があるときは、理事長（チェアマン）が予め指名したものがこれに当たる。

第 17 条〔議決権〕

総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

第 18 条〔決議〕

- (1) 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (4) 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- (5) 理事会において総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条第1項および第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。

第 19 条〔決議の省略〕

理事または社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

第 20 条〔議事録〕

- (1) 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印または電子署名する。

第 5 章 役員、特任理事および執行役員

第 21 条〔役員の設置〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 9名以上13名以内
 - ② 監事 3名以内

- (2) 理事のうち1名を理事長（チェアマン）とする。
- (3) 前項の理事長（チェアマン）をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

第21条の2〔特任理事〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (3) 前2項のほか、特任理事に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。

第21条の3〔執行役員〕

- (1) この法人の業務執行を円滑に行うため、理事会の決議により、執行役員を置くことができる。
- (2) 執行役員は、10名以内とする。

第22条〔役員を選任〕

- (1) 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- (2) 理事長（チェアマン）は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の各理事について、当該理事およびその配偶者または三親等内の親族（当該理事および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「政令」という）で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）、会員（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）およびこの法人の使用人が含まれてはならない。また、複数の監事を置く場合、各監事は、相互に親族その他政令で定める特別の関係があってはならない。

第22条の2〔執行役員を選任〕

執行役員は、理事会の決議により選任する。

第23条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 理事長（チェアマン）は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- (3) 理事長（チェアマン）は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 23 条の 2〔執行役員の職務および権限〕

- (1) 執行役員は、理事会の定める業務を執行する。
- (2) 理事会は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行うものとする。
- (3) 執行役員は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (4) 前 3 項およびこの定款に定めるほか、執行役員に関する事項は、理事会が制定する「執行役員規程」の定めるところによる。

第 24 条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第 25 条〔役員任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- (5) 理事または監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第 25 条の 2〔執行役員任期〕

執行役員任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の最終日までとする。ただし、再任を妨げない。

第 26 条〔役員解任〕

理事および監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

第 27 条〔役員報酬等〕

理事および監事の報酬は、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

第 28 条〔取引の制限〕

- (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、執行役員について準用する。

第 29 条〔責任の免除または限定〕

- (1) この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

第 30 条〔構成〕

- (1) この法人に理事会を設置する。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (3) 理事会に関する事項は、第 6 章に定めるほか、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第 31 条〔権限〕

理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の重要な業務執行の決定
- ② 理事および執行役員の職務の執行の監督
- ③ 理事長（チェアマン）の選定および解職
- ④ 執行役員の選任および解任

第 32 条〔招集〕

理事会は、理事長（チェアマン）が招集する。

第 33 条〔議長〕

理事会の議長は、理事長（チェアマン）がこれに当たる。

第 34 条〔決議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 35 条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 出席した理事長（チェアマン）および監事は、前項の議事録に記名押印または電子署名する。

第 7 章 実行委員会

第 36 条〔実行委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第 8 章 資産および会計

第 37 条〔基本財産〕

この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産はこの法人の基本財産とする。

第 38 条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 39 条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（チェアマン）が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 40 条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長（チェアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければなら

ない。

- ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は定時社員総会で報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時社員総会で承認を受けなければならない。
- (3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 理事および監事の名簿
 - ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第41条〔公益目的取得財産残額の算定〕

理事長（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

第42条〔定款の変更〕

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第43条〔解 散〕

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第44条〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第45条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第46条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 法人の組織

第47条〔設置等〕

- (1) この法人の業務を実行するため、必要な職員を置く。
- (2) この法人の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第47条の2〔経営会議〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき経営会議を置く。
- (2) 経営会議の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第12章 補 則

第48条〔委 任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長（チェアマン）が定める。

附 則

- (1) この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- (3) この法人の最初の理事長（チェアマン）は大東 和美とする。

別表 基本財産（第 37 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	20,000,000 円（三菱 UFJ 銀行虎ノ門支店）

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2014 年 1 月 1 日

2015 年 1 月 1 日

2016 年 1 月 1 日

2017 年 1 月 1 日

2018 年 3 月 27 日

2019 年 1 月 1 日

2020 年 12 月 8 日

2021 年 1 月 1 日

2022 年 1 月 1 日

2023 年 1 月 1 日

2023 年 6 月 19 日

Jリーグ規約

第1章 総則

第1条〔Jリーグの目的〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条〔本規約の目的〕

本規約は、「公益社団法人日本プロサッカーリーグ定款」（以下「Jリーグ定款」という）に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条〔遵守義務〕

- Jリーグの役職員、Jリーグの正会員たるクラブ（Jリーグ定款第5条第1項第1号に定める各法人をいう。以下総称して「Jクラブ」という）およびその役職員、Jクラブに所属する選手、監督およびコーチ、Jリーグ担当審判員その他の関係者（以下総称して「Jリーグ関係者」という）は、本規約および公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- Jリーグ関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為およびJリーグの信用を毀損する行為を行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、法律、命令、条例等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
- Jリーグ関係者は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属する者（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また、Jリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまたは交際してはならない。
- Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、Jリーグ、Jクラブその他のJリーグ関係者に関連する一切の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいして

はならない。

第3条の2〔Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン〕

Jリーグは、新型コロナウイルス感染症禍において感染拡大を最大限防止しながらJリーグの活動を安全に行うことを目的として、「Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を策定する。

第2章 組 織

第1節 理 事 会

第4条〔理事会〕

- (1) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (2) 理事会の組織、権限および運営等に関する事項は、Jリーグ定款および理事会が定める「理事会規程」によるものとする。

第2節 チェアマン

第5条〔チェアマン〕

理事長（以下「チェアマン」という）は、Jリーグを代表するとともに、Jリーグの業務を管理統括する。

第6条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Jリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- ① Jリーグ全体の利益を確保するためのJリーグ所属の団体および個人に対する指導
- ② Jリーグ所属の団体および個人の紛争解決および懲罰に関する決定
- ③ 実行委員会の招集および主宰
- ④ その他Jリーグ定款、本規約および関連する諸規程に定める事項

第3節 実行委員会

第7条〔実行委員会〕

- (1) J1リーグ（Jリーグ定款第5条第1項第1号(a)に定義する。以下「J1」という）、J2リーグ（Jリーグ定款第5条第1項第1号(b)に定義する。以下「J2」という）およびJ3リーグ（Jリーグ定款第5条第1項第1号(c)に定義する。以下「J3」という）

いう)にそれぞれ実行委員会を設置する。また、J 1、J 2およびJ 3は合同で実行委員会を設置する。

- (2) 各実行委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、Jリーグ定款および理事会が定める「実行委員会規程」によるものとする。

第4節 その他の委員会

第8条〔専門委員会〕

- (1) Jリーグは、チェアマンの下に次の専門委員会を設置することができる。各専門委員会は、チェアマンがこれを直轄する。

- ① 法務委員会
- ② マッチコミッショナー委員会
- ③ マーケティング委員会
- ④ フットボール委員会
- ⑤ その他理事会で定める委員会

- (2) 前項の各専門委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「専門委員会規程」によるものとする。

第9条〔規律委員会〕

- (1) Jリーグは、協会の懲罰規程（以下「JFA懲罰規程」という）に基づく懲罰の決定機関として、規律委員会を設置する。
- (2) 規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「規律委員会規程」によるものとする。

第10条〔裁定委員会〕

- (1) Jリーグは、チェアマンによる本規約に関連する紛争の解決ならびにJFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に基づくチェアマンによる懲罰決定の諮問機関として、裁定委員会を設置する。
- (2) 裁定委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「裁定委員会規程」によるものとする。

第5節 法人組織

第11条〔法人組織の設置〕

Jリーグの総会、理事会、実行委員会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。

第12条〔法人組織の運営〕

- (1) 法人組織の人事等に関する事項は、Ｊリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、チェアマンが定める。
- (2) 法人組織の組織、権限および運営等に関する事項は、Ｊリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「決裁権限規程」およびチェアマンが定める「法人組織細則」によるものとする。

第3章 Ｊクラブ

第13条〔Ｊリーグクラブライセンス制度〕

- (1) Ｊリーグは、アジアサッカー連盟（以下「ＡＦＣ」という）の定めるＡＦＣクラブライセンス交付規則の定めに基づき、協会から日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことにより、日本におけるクラブライセンス交付機関（ライセンサー）として、日本におけるＪ１クラブライセンスに関するクラブライセンス制度の制定および運用を行う。
- (2) Ｊリーグは、前項の定めに基づき、「Ｊ１クラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、Ｊ１リーグクラブライセンス交付規則に定めるものとする。
- (3) Ｊリーグは、前２項に定めるほか、Ｊ２およびＪ３の参加資格であるクラブライセンス制度の制定および運用を行うものとし、各クラブライセンスの要件、申請手続、審査手続等に関する「Ｊ２クラブライセンス交付規則」および「Ｊ３クラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、各交付規則に定めるものとする。

第14条〔Ｊ１クラブの資格要件〕

Ｊ１に属するチームを保有するＪクラブ（以下「Ｊ１クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、Ｊ１クラブの数は18以下（2024年以降は20以下）とする。

- ① Ｊ１クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第15条〔Ｊ２クラブの資格要件〕

Ｊ２に属するチームを保有するＪクラブ（以下「Ｊ２クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、Ｊ２クラブの数は22以下（2024年以降は20以下）とする。

- ① Ｊ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第16条〔J3クラブの資格要件〕

J3に属するチームを保有するJクラブ（以下「J3クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J3クラブの数は20以下とする。

- ① J1クラブライセンス、J2クラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第17条〔入会〕

- (1) Jリーグは、日本フットボールリーグ（以下「JFL」という）所属であり、毎年9月30日までにJリーグに対し所定の入会申請を行ったクラブを審査し、J3会員として入会させることができる。
- (2) Jリーグへの入会を希望するクラブは、以下の審査および調査を受けなければならない。
 - ① J3クラブライセンス交付規則に基づく審査
 - ② 前号の審査に合格することを前提として実施される以下の調査
 - イ. クラブ代表者（株式会社の場合は、これに加えクラブの総株主の議決権の3分の1以上を保有する株主も対象とする）、行政当局責任者およびその他の関係者からの聴聞
 - ロ. 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査
 - ハ. クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) Jリーグへの入会を希望するクラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。
 - ① 前項第1号の審査に合格していること
 - ② クラブとしての活動実績において、理事会からJ3会員としての適性が認められたこと
 - ③ 前条各号の要件を具備していること
 - ④ 入会直前年度までに、安定的な支援組織の整備に向けた取り組みを行っていること
 - ⑤ 入会直前年度のJFLのリーグ戦におけるホームゲームにおいて、1試合平均入場者数が2,000人に到達することを目指して努力していると認められること。なお、入場者数の算定は「2023明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）第39条第3項および第4項に基づいて行う
 - ⑥ 短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態にあること
 - ⑦ 入会直前年度のJFLのリーグ戦における最終順位が2位以内であること
 - ⑧ クラブが株式会社の場合、第1項に定める入会申請締切時点においてすでに存在する総株主の議決権（潜在株式に係る議決権を除く）に占める議決権比率が3分の1を超える株主またはかかる株主が存在しない場合その時点での筆頭株主に対し、Jリーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途Jリーグが定める宣言書に署名させ、Jリーグに提出すること
 - ⑨ 入会直前年度のJFLのリーグ戦における最終順位が2位のクラブについては、第20条の2に定めるJ3・JFL入れ替え戦に勝利すること
- (4) Jリーグは、理事会において、第2項に定める審査および調査ならびに前項に定める要

件のうち第5号、第7号および第9号を除く各号に関する調査等の結果を踏まえて入会の可否を審議のうえ、その結果を当該クラブに書面または電磁的方法により通知する。なお、当該審議により入会を承認された場合であっても、前項第5号、第7号および第9号の要件を満たさないことが明らかになったときは、Ｊリーグへの入会は認められない。

(5) 前項に定める入会は、理事会承認の翌年1月1日にその効力を生じるものとする。

第18条〔百年構想クラブ〕

Ｊリーグは、ＪＦＬ、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟するクラブのうち、理事会が定める「Ｊリーグ百年構想クラブ規程」の内容を満たすクラブを百年構想クラブとして認定することができる。なお、2013年12月31日までにＪリーグ準加盟クラブとして認定されているクラブは、当然に百年構想クラブと呼称し、当該クラブとして取り扱われるものとする。

第19条〔Ｊ１クラブ・Ｊ２クラブの入れ替え〕

- (1) Ｊ１における年間順位下位3クラブがＪ２に降格し、Ｊ２における年間順位上位2クラブおよびＪ２における年間順位3位から6位のＪ２クラブが参加するＪ１昇格プレーオフに優勝したＪ２クラブがＪ１に昇格する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、Ｊ２における年間順位1位または2位のＪ２クラブの中でＪ１クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ２クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該Ｊ２クラブはＪ１に昇格できない
 - ② Ｊ２における年間順位1位または2位のＪ２クラブのうち、Ｊ１クラブライセンスの交付判定を受けたＪ２クラブが1クラブの場合、当該Ｊ２クラブがＪ１に昇格し、Ｊ１の年間順位下位2クラブがＪ２に降格する。ただし、Ｊ２における年間順位3位から6位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１の年間順位最下位のクラブのみがＪ２に降格する
 - ③ Ｊ２における年間順位1位または2位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１の年間順位最下位のクラブのみがＪ２に降格する。ただし、Ｊ２における年間順位3位から6位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１クラブとＪ２クラブの入れ替えは行わない
- (3) 第1項の定めにかかわらず、Ｊ２における年間順位3位から6位のＪ２クラブの中でＪ１クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ２クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該Ｊ２クラブはＪ１昇格プレーオフに参加できない
 - ② Ｊ２リーグ戦年間順位7位以下のＪ２クラブが繰り上がってＪ１昇格プレーオフに出場することはない
 - ③ Ｊ２における年間順位3位から6位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２における年間順位1位または2位のＪ２クラブのみがＪ１に昇格し、Ｊ１の年間順位下位2クラブがＪ２に降格するほか、前項第

2号ただし書きおよび前項第3号ただし書きの定めに従うものとする

- (4) 前各項に定めるほか、J1昇格プレーオフの詳細については理事会が定める「J1昇格プレーオフ試合実施要項」によるものとする。
- (5) 本条に定める昇降格は、翌年1月1日にその効力を生じるものとする。

第19条の2〔2023年シーズンにおけるJ1クラブ・J2クラブの入れ替え〕

第19条の定めにかかわらず、2023年シーズンにおけるJ1クラブ・J2クラブの入れ替えは、次の通りとする。本条に定める昇降格は、2024年1月1日にその効力を生じるものとする。

- ① J1における年間順位最下位のクラブがJ2に降格し、J2における年間順位上位2クラブおよびJ2における年間順位3位から6位のJ2クラブが参加するJ1昇格プレーオフに優勝したJ2クラブがJ1に昇格する
- ② 前号の定めにかかわらず、J2における年間順位1位または2位のJ2クラブの中でJ1クラブライセンスの交付判定を受けられなかったJ2クラブがあった場合、次の通りとする
 - イ. 当該J2クラブはJ1に昇格できず、J1における年間順位最下位のクラブはJ2に降格しない
 - ロ. J2における年間順位1位または2位のJ2クラブのうち、J1クラブライセンスの交付判定を受けたJ2クラブが1クラブである場合、当該J2クラブとJ1昇格プレーオフから1クラブがJ1に昇格する。ただし、J2における年間順位3位から6位のJ2クラブがいずれもJ1クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、J1クラブとJ2クラブの入れ替えについては理事会で定めるものとする
 - ハ. J2における年間順位1位または2位のJ2クラブがいずれもJ1クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、J1昇格プレーオフから2クラブがJ1に昇格する。ただし、J2における年間順位3位から6位のJ2クラブのうちJ1クラブライセンスの交付判定を受けたチームが1クラブ以下の場合、J1クラブとJ2クラブの入れ替えについては理事会で定めるものとする
- ③ 第1号の定めにかかわらず、J2における年間順位3位から6位のJ2クラブの中でJ1クラブライセンスの交付判定を受けられなかったJ2クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - イ. 当該J2クラブはJ1昇格プレーオフに参加できない
 - ロ. J2リーグ戦年間順位7位以下のJ2クラブが繰り上がってJ1昇格プレーオフに出場することはない
 - ハ. J2における年間順位3位から6位のJ2クラブのうちJ1クラブライセンスの交付判定を受けたチームが1クラブ以下の場合、J1クラブとJ2クラブの入れ替えについては理事会で定めるものとする

第20条〔J2クラブ・J3クラブの入れ替え〕

- (1) J2における年間順位の上位2クラブがJ3に降格し、J3における年間順位の上位2クラブがJ2に昇格する。

- (2) 前項の定めにかかわらず、J3における年間順位の上位2クラブのうちJ2クラブライセンスの交付判定を受けていないJ3クラブがあった場合は、当該J3クラブはJ2に昇格できない。この場合において、J3における年間順位3位以下のJ3クラブがJ2に昇格することはない。
- (3) J3における年間順位の上位2クラブのうち1クラブのみが前項に該当した場合は、第1項の定めにかかわらず、J2における年間順位の最下位のJ2クラブのみがJ3に降格する。
- (4) J3における年間順位の上位2クラブのいずれもが第2項に該当した場合には、第1項の定めにかかわらず、J2クラブとJ3クラブの入れ替えは行わない。
- (5) 本条に定める昇降格は、翌年1月1日にその効力を生じるものとする。

第20条の2〔J3クラブ・JFLクラブの入れ替え（J3クラブの会員資格喪失）〕

- (1) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得たJFLクラブが1クラブ存在する場合、以下各号の定めに従い、J3クラブとJFLクラブの入れ替えを行う。
 - ① JFLクラブがJFLのリーグ戦年間順位1位の場合
J3における年間順位最下位のクラブは、定款第10条第3号の定めに従い、自動的に会員資格を喪失する
 - ② JFLクラブがJFLのリーグ戦年間順位2位の場合
当該JFLクラブとJ3における年間順位最下位のクラブとの間でJ3・JFL入れ替え戦を実施する。J3クラブが敗戦した場合、当該J3クラブは定款第10条第3号の定めに従い、会員資格を喪失する
- (2) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得たJFLクラブが2クラブである場合のJ3クラブとJFLクラブの入れ替えは、以下各号の定めに従う。
 - ① J3における年間順位最下位のクラブは、定款第10条第3号の定めに従い、自動的に会員資格を喪失する
 - ② J3における年間順位19位のクラブとJFLのリーグ戦年間順位2位のクラブとの間でJ3・JFL入れ替え戦を実施する。J3クラブが敗戦した場合、当該J3クラブは定款第10条第3号の定めに従い、会員資格を喪失する
- (3) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得たJFLクラブが存在しない場合、J3クラブとJFLクラブの入れ替えは行わない。
- (4) J3・JFL入れ替え戦の詳細については理事会が定める「J3・JFL入れ替え戦試合実施要項」によるものとする。
- (5) 本条に定める会員資格の喪失は、翌年1月1日にその効力を生じるものとする。

第21条〔クラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕

J1クラブライセンス、J2クラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの不交付または取消しが決定したJクラブが発生した場合、当該Jクラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。

第22条〔入会金および会費〕

- (1) JクラブまたはJFL所属クラブは、以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、J

リーグに対し入会金を納入しなければならない。

- ① J 2クラブがはじめてJ 1クラブとなる場合 金6,000万円
 - ② J 3クラブがはじめてJ 2クラブとなる場合 金2,000万円
 - ③ JFL所属クラブがはじめてJ 3クラブとなる場合 金500万円
- (2) 前項に定める入会金は、前項各号のいずれかに該当することが確定した日の属する月の翌月末日までに、Jリーグに対して納入するものとする。
- (3) Jクラブは、毎年4月末日までに、Jリーグに対し次に定める会費（毎年1月1日から12月31日までの期間分の年会費をいう）を納入しなければならない。
- ① J 1クラブ 金4,000万円
 - ② J 2クラブ 金2,000万円
 - ③ J 3クラブ 金1,000万円

第23条〔退 会〕

JクラブがJリーグ定款第10条第1項第3号によらずに退会しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。ただし、各年において最初の公式試合（第40条第1項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日まで（以下かかる期間を「シーズン」という）の退会は認められず、また、次シーズン終了をもって退会しようとする場合は、その前年のシーズンの9月30日までに申請しなければならない。

第24条〔Jクラブのホームタウン（本拠地）〕

- (1) Jクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村または特別区をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、Jリーグの承認を得た場合には、複数の市町村、特別区または都道府県をホームタウンとすることができる。
 - ① 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること
 - ② 支援の中核をなし、市町村または特別区の取りまとめ役となる自治体を定めること
 - ③ 活動拠点となる市町村または特別区を定めること
- (2) Jクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- (3) Jクラブは、ホームスタジアムでホームゲームを開催するにあたり、ホームタウンが属する都道府県の協会加盟団体等と他大会の日程およびキックオフ時刻等の調整を行い、多くのサッカーファンがホームゲームを観戦できる環境の整備に努めなければならない。
- (4) Jクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- (5) やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要がある場合には、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。ただし、第54条に定める開催期間の途中における申請は原則として認められない。

第25条〔Jクラブの権益〕

Jクラブは、Jリーグが行う付随事業等に基づく収入につき、第122条の定めにより配分を受けることができる。

第26条〔Jクラブの健全経営〕

- (1) Jクラブは、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。違反した場合、第142条に定める懲罰が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Jクラブはそれらに従わなければならない。
- (2) JクラブはJリーグに対し、Jリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。
- (3) Jクラブは、前項の書類に虚偽の記載をしてはならない。

第27条〔リーグ戦安定開催融資制度〕

- (1) Jリーグは、Jクラブの財政難等の事情により公式試合の運営に支障を来たす事態の発生を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。
- (2) リーグ戦安定開催融資制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「リーグ戦安定開催融資規程」によるものとする。

第27条の2〔リーグ戦安定開催融資制度の時限的措置〕

- (1) Jリーグは、新型コロナウイルス感染症の影響で経営難に陥ったJクラブの資金繰りを支援する目的で、第27条第1項に定めるリーグ戦安定開催融資制度の時限的措置をとるものとする。
- (2) 前項の時限的措置の具体的内容については、理事会が定める「リーグ戦安定開催融資規程に関する特則」によるものとする。なお、当該特則の有効期間中は、第27条第2項のリーグ戦安定開催融資規程は適用しないものとする。

第28条〔大規模災害時補填制度〕

- (1) Jリーグは、大規模災害により、公式試合の運営に支障を来たす場合やJクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、大会（第40条第1項各号に定める各公式試合をそれぞれ称する場合、本規約において「大会」という）を無事に終了させるためまたはJクラブの活動を通常に戻すため、大規模災害時補填制度を設ける。
- (2) 大規模災害時補填制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「大規模災害時補填規程」によるものとする。

第29条〔Jクラブの株主〕

- (1) Jクラブは、J1クラブライセンス交付規則、J2クラブライセンス交付規則もしくはJ3クラブライセンス交付規則の定めまたはJリーグからの指示に基づき、Jリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（Jクラブが公益社団法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (2) Jクラブは、以下各号に定めるいずれかに該当することとなる場合、当該各号に定める株主（以下「新規大口株主」という）の適正性についてチェアマンの承認を得なければならない。本条および次条において、株主とは、株式を保有する法人および自然人であり、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含む

ものとする。なお、本条および次条において、公益社団法人であるＪクラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。

- ① 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合
 - ② 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える株主が新たに発生する場合
 - ③ 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える株主が新たに発生する場合
- (3) Jクラブは、原則として、前項に定める新規大口株主の適正性の事前承認を得るため、新規大口株主の発生に先立って、以下各号に定める書面を速やかにJリーグに提出しなければならない。ただし、Jクラブの意思によらない場合など、新規大口株主が新たに発生することを事前に知ることができないことに合理的な理由がある場合には、事後承認を得るため、Jクラブが前項各号に定めるいずれかに該当することを知った後直ちに当該書面を提出するものとする。
- ① Jリーグ所定の申請書
 - ② 前項第2号または第3号に該当する場合に限り、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者（Jリーグが必要と判断する場合、その法人の意思決定に大きな影響を与える者を含む）からのJリーグ所定の宣言書
- (4) Jリーグが必要と判断する場合、Jクラブは、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者およびその法人の意思決定に大きな影響を与える者とJリーグとの直接の面談機会を設定しなければならない。
- (5) Jクラブは、他のJクラブもしくは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式を保有し、または他のJクラブに重大な影響を与えうる法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有してはならない。
- (6) Jクラブは、暴力団員等にJクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式についても同様とする。
- (7) チェアマンが第2項の承認をしないこととした場合、または、第5項もしくは第6項に違反する株式保有が判明した場合、Jリーグは、当該Jクラブに対して、一定の期間を定めて当該株主の株式保有（持株比率）の適正化を求めることができるものとし、当該Jクラブは、当該期間内に、株主の株式保有（持株比率）の適正化を実現しなければならない。

第30条〔役職員等の禁止事項〕

- (1) Jクラブの役職員は、次の事項を行ってはならない。
 - ① 他のJクラブ、他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人または他のJクラブに重大な影響を与えうる法人の役員または職員を兼務すること
 - ② 他のJクラブまたは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式を保有すること
 - ③ 他のJクラブに重大な影響を与えうる法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有すること
 - ④ 他のJクラブまたは他のJクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれら

に類する契約を締結すること

- (2) 前項に違反する状態が判明した場合、Ｊリーグは、当該役職員に対して、一定の期間を定めて違反状態の解消を求めることができるものとし、当該役職員は、当該期間内に、違反状態の解消を実現しなければならない。
- (3) Ｊクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者（以下総称して「Ｊクラブ関係者」という）は、公の場において、協会（主審、副審、追加副審、第４の審判員、ビデオアシスタントレフェリー（以下「VAR」という）およびアシスタントVAR（以下総称して「審判員」という）を含む）、Ｊリーグまたは自他のＪクラブを中傷または誹謗してはならない。

第31条〔Ｊクラブの名称等〕

- (1) Ｊクラブの法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という。ただしチーム名および呼称には地域名が含まれているものとする）ならびにホームタウンは次のとおりとする。

〔Ｊ１会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン
(株)コンサドーレ	北海道コンサドーレ札幌	北海道コンサドーレ札幌	札幌市を中心とする全道
(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市
浦和レッドダイヤモンズ(株)	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッズ	さいたま市
(株)日立柏レイソル	柏レイソル	柏レイソル	柏市
東京フットボールクラブ(株)	FC東京	FC東京	東京都
(株)川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市
横浜マリノス(株)	横浜F・マリノス	横浜F・マリノス	横浜市、横須賀市、大和市
(株)横浜フリエスポーツクラブ	横浜FC	横浜FC	横浜市
(株)湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	厚木市、伊勢原市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、大磯町、寒川町、二宮町、鎌倉市、南足柄市、大井町、開成町、中井町、箱根町、松田町、真鶴町、山北町、湯河原町
(株)アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	新潟市、聖籠町、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎市、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村 【新潟県全県】
(株)名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパス	名古屋市、豊田市、みよし市を中心とする全県
(株)京都パープルサンガ	京都サンガ F.C.	京都サンガ F.C.	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、舞鶴市、綾部市、八幡市、宮津市

(株)ガンバ大阪	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、池田市、摂津市、箕面市
(株)セレッソ大阪	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市、堺市
楽天ヴィッセル神戸(株)	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市
(株)サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島 F.C	サンフレッチェ広島	広島市
アビスパ福岡(株)	アビスパ福岡	アビスパ福岡	福岡市
(株)サガン・ドリームス	サガン鳥栖	サガン鳥栖	鳥栖市

〔J2会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン
(株)ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	仙台市を中心とする全県
(株)ブラウブリッツ秋田	ブラウブリッツ秋田	ブラウブリッツ秋田	秋田市、由利本荘市、にかほ市、男鹿市、潟上市を中心とする全県
(株)モンテディオ山形	モンテディオ山形	モンテディオ山形	山形市、天童市、鶴岡市を中心とする全県
(株)いわきスポーツクラブ	いわきFC	いわきFC	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、葛尾村、浪江町
(株)フットボールクラブ水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村
(株)栃木サッカークラブ	栃木サッカークラブ	栃木SC	宇都宮市
(株)ザスパ	ザスパクサツ群馬	ザスパクサツ群馬	草津町、前橋市を中心とする全県
エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ(株)	大宮アルディージャ	大宮アルディージャ	さいたま市
ジェフユナイテッド(株)	ジェフユナイテッド市原・千葉	ジェフユナイテッド千葉	市原市、千葉市
東京ヴェルディ(株)	東京ヴェルディ1969	東京ヴェルディ	東京都
(株)ゼルビア	FC町田ゼルビア	FC町田ゼルビア	町田市
(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ	ヴァンフォーレ甲府	ヴァンフォーレ甲府	甲府市、韮崎市を中心とする全県
(株)石川ツエーゲン	ツエーゲン金沢	ツエーゲン金沢	金沢市、白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町を中心とする全県
(株)エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	静岡市
(株)ジュビロ	ジュビロ磐田	ジュビロ磐田	磐田市
(株)藤枝MYFC	藤枝MYFC	藤枝MYFC	藤枝市、島田市、焼津市、牧之原市、吉田町、川根本町
(株)ファジアーノ岡山スポーツクラブ	ファジアーノ岡山FC	ファジアーノ岡山	岡山市、倉敷市、津山市を中心とする全県
(株)レノファ山口	レノファ山口FC	レノファ山口FC	山口市、下関市、山陽小野田市、宇都市、防府市、周南市、美祢市、萩市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町【山口県全県】
徳島ヴォルティス(株)	徳島ヴォルティス	徳島ヴォルティス	鳴門市、徳島市、吉野川市、美馬市、小松島市、阿南市、板野町、松茂町、藍住町、北島町を中心とする全県
(株)V・ファーレン長崎	V・ファーレン長崎	V・ファーレン長崎	長崎市、諫早市を中心とする全県

(株)アスリートクラブ熊本	ロアッソ熊本	ロアッソ熊本	熊本市
(株)大分フットボールクラブ	大分トリニータ	大分トリニータ	大分市、別府市、佐伯市を中心とする全県

〔J3会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン
(株)ヴァンラーレ八戸	ヴァンラーレ八戸フットボールクラブ	ヴァンラーレ八戸	八戸市、十和田市、五戸町、三戸町、階上町、田子町、南部町、おいらせ町、新郷村、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、横浜町、野辺地町、六ヶ所村
(株)いわてアスリートクラブ	いわてグルージャ盛岡	いわてグルージャ盛岡	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町【岩手県全県】
(株)A C福島ユナイテッド	福島ユナイテッドフットボールクラブ	福島ユナイテッドF C	福島市、会津若松市、伊達市、国見町、桑折町、川俣町を中心とする全県
(株)Y. S. C. C	横浜スポーツ&カルチャークラブ	Y. S. C. C. 横浜	横浜市
(株)スポーツクラブ相模原	S C相模原	S C相模原	相模原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町
(株)松本山雅	松本山雅フットボールクラブ	松本山雅F C	松本市、塩尻市、山形村、安曇野市、大町市、池田町、生坂村、箕輪町、朝日村、高森町
(株)長野パルセイロ・アシレチッククラブ	A C長野パルセイロ	A C長野パルセイロ	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村、佐久市
(株)カターレ富山	カターレ富山	カターレ富山	富山市を中心とする全県
アスルクラロ沼津(株)	アスルクラロ沼津	アスルクラロ沼津	沼津市
(株)岐阜フットボールクラブ	F C岐阜	F C岐阜	岐阜市を中心とする全県
(株)F. C. 大阪	F C大阪	F C大阪	東大阪市
(株)奈良クラブ	奈良クラブ	奈良クラブ	奈良市、三郷町を中心とする全県
(株)S C鳥取	ガイナール鳥取	ガイナール鳥取	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市を中心とする全県
(株)カマタマーレ讃岐	カマタマーレ讃岐	カマタマーレ讃岐	高松市、丸亀市を中心とする全県
(株)愛媛F C	愛媛F C	愛媛F C	松山市を中心とする全県
(株)今治・夢スポーツ	F C今治	F C今治	今治市
(株)ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州	北九州市
(株)テゲバジャーロ宮崎	テゲバジャーロ宮崎	テゲバジャーロ宮崎	宮崎市、新富町、西都市
(株)鹿児島プロスポーツプロジェクト	鹿児島ユナイテッドF C	鹿児島ユナイテッドF C	鹿児島市
琉球フットボールクラブ(株)	F C琉球	F C琉球	沖縄市を中心とする全県

(2) Jクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得る

ものとする。

- (3) Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、Jリーグの承認を得たときはこの限りではない。

第4章 競 技

第1節 スタジアム

第32条〔スタジアムの確保〕

Jクラブは、ホームタウン内に、Jリーグが別途定めるJリーグスタジアム基準を充足するスタジアム（以下「ホームスタジアム」という）を確保しているものとする。

第33条〔スタジアムの維持〕

Jクラブは、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、スタジアムを維持管理する責任を負うものとし、降雪または降雨等の悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、そのスタジアムでの試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第34条〔理想のスタジアム〕

- (1) 公式試合で使用するスタジアムは、Jリーグスタジアム基準を充足することに加え、アクセス性に優れ、すべての観客席が屋根で覆われ、複数のビジネスラウンジやスカイボックス、大容量高速通信設備（高密度Wi-Fi等）を備えた、フットボールスタジアムであることが望ましい。
- (2) 前項の「アクセス性に優れる」とは、次の各号のいずれかを充足していることをいう。
- ① ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス（臨時運行を除く）の停留所または大型駐車場のいずれかに到達可能または近い将来に到達可能となる具体的計画があること
 - ② 交流人口の多い施設（大型商業施設等）に隣接していること
 - ③ 前各号のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること

第35条〔医療施設〕

Jクラブは、公式試合開催時には観客等のための医師および看護師を各1名以上待機させなければならない。

第36条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

- (1) Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ（以下「ビジタークラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。
- (2) 前項の定めは、第62条の2に定める入場制限試合が開催される場合には適用しない。

第37条〔スタジアムの検査〕

- (1) Jリーグは、必要に応じて、Jリーグスタジアム基準に基づきスタジアム（付帯設備含む）を検査する。
- (2) チェアマンは、前項に基づく検査結果を検討し、検査対象とした各スタジアムにおける公式試合開催の可否を決定する。

第38条〔スタジアムの視察〕

- (1) Jリーグは、試合開催の可否を確認するためスタジアムを視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- (2) チェアマンは、前項の報告を受けたときは、そのスタジアムでの試合の実施を中止する決定を下すことができる。

第39条〔削除〕

第2節 公式試合

第40条〔公式試合〕

- (1) Jリーグにおける公式試合（本規約において「公式試合」という）とは、以下各号に定める大会を構成する試合その他理事会が指定した試合をいう。
 - ① J1リーグ戦
 - ② J2リーグ戦
 - ③ J3リーグ戦
 - ④ リーグカップ戦
 - ⑤ J1昇格プレーオフ
 - ⑥ J3・JFL入れ替え戦
 - ⑦ スーパーカップ
- (2) Jクラブは、前項第1号、第2号または第3号（以下これらを総称する場合は「リーグ戦」という）のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 公式試合は、各Jクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）に限り参加できるものとする。
- (4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。
 - ① J1クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手（Jクラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう）を20名以上保有し、うち15名以上はプロA契約選手（協会が定める「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に定義する。なお、プロA契約選手として扱われる外国籍選手を含む。以下同じ）であること
 - ② J2クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロA契約選手を5名以上保有して

いること

- ③ J3クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手を3名以上保有していること

第41条〔参加義務等〕

- (1) Jクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会（以下「天皇杯」という）の本大会または本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。
- (2) J1リーグ戦優勝クラブ、天皇杯優勝クラブ、ACL優勝クラブその他AFCが定めるAFCチャンピオンズリーグ（以下「ACL」という）の出場対象となる地位を得たJクラブは、必ずACLに参加しなければならない。ただし、天皇杯が中止もしくは不成立になるなどの事情がある場合、理事会においてその取扱いを決定する。
- (3) Jクラブは、所属選手が代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第42条〔最強のチームによる試合参加〕

Jクラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。

第43条〔不正行為への関与の禁止〕

JクラブおよびJクラブ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第44条〔公式試合の主催等〕

- (1) 公式試合は、すべて協会およびJリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Jリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。
- (2) Jリーグは、公式試合のホームゲームの主管を、ホームゲームを実施するJクラブ（以下「ホームクラブ」という）に委譲する。ただし、理事会が定める公式試合についてはJリーグが自ら主管し、または第三者に主管させることができる。
- (3) Jクラブが、ホームゲームを第三者との共催とすることを希望する場合、事前にチェアマンの承認を得なければならない。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第45条〔主管権の譲渡〕

- (1) JクラブはJリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Jクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。
- (2) 主管権の譲渡に関する手続きその他の詳細は、理事会が定める「主管権譲渡規程」によるものとする。

第46条〔競技規則〕

公式試合は、すべて国際サッカー連盟（以下「F I F A」という）および協会の競技規則に従って実施される。

第47条〔届出義務〕

Jクラブは、次の事項を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

- ① 選手
- ② 実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等
- ③ トップチームの監督、コーチ、ドクター、およびアスレティックトレーナー（原則として公益財団法人日本スポーツ協会公認）等（以下総称して「チームスタッフ」という）

第48条〔出場資格〕

- (1) 協会の「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に基づく協会への選手登録および第100条に定めるJリーグ登録を完了し、かつリーグ戦実施要項第12条の定めに従い提出された「Jリーグメディカルチェック報告書」で試合出場可能と判断された選手でなければ、公式試合に出場することはできない。
- (2) 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した電子選手証を印刷したもまたは協会の発行した電子選手証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。
- (3) 第1項に定めるほか、選手の公式試合への出場資格は、リーグ戦実施要項その他の試合実施要項において定める。

第49条〔ユニフォーム〕

- (1) 公式試合においては、Jリーグが定める「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。
- (2) 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) 前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

第50条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Jリーグが、協会検定球の中から認定する。

第51条〔Jクラブの責任〕

- (1) ホームクラブは、公式試合の運営において、以下各号の義務を負う。
 - ① 試合の前後および試合中において、Jクラブ関係者、観客その他ホームスタジアムに存在するすべての者の安全を確保する義務
 - ② 試合の前後および試合中において、観客にホームスタジアムおよびその周辺において

秩序ある適切な態度を保持させる義務

- ③ 前2号の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限しまたは即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務
- (2) ビジタークラブは、ホームクラブによる公式試合の運営に関し、以下各号の義務を負う。
- ① 実行委員、運営担当（正）およびセキュリティ担当（運営担当（正）とセキュリティ担当は兼務可）をアウェイゲームに帯同し、前項第2号に基づくホームクラブの義務の履行に協力する義務
 - ② 試合の前後および試合中において、ビジタークラブのサポーターに秩序ある適切な態度を保持させる義務
- (3) ホームクラブおよびビジタークラブは、試合が開催されるスタジアムに、暴力団員等を入場させないよう、努めるものとする。
- (4) Jリーグが主管する試合においては、Jリーグが本条に定めるホームクラブの義務を負い、当該試合に出場する両チームが本条に定めるビジタークラブの義務を負う。

第52条〔選手の健康管理およびドクター〕

- (1) Jクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Jクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- (2) 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会の医学委員会が定める次のメディカルチェック項目とする。
 - ① 内科検査（心電図、心エコー検査含む）
 - ② 整形外科的検査
 - ③ 血液検査
 - ④ 尿検査
 - ⑤ レントゲン検査
 - ⑥ 運動負荷検査
 - ⑦ 体力検査
- (3) Jクラブは、すべての試合に、ドクターを同行させ、原則としてベンチ入りさせなければならない。

第53条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

- (1) Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- (2) 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。
- (3) 脳振盪と診断あるいはその疑いのある選手の活動再開に関する前2項の医師の承認は、協会の医学委員会が定める「サッカーにおける脳振盪の指針」に基づき判断されなければならない。

第3節 試合の運営

第54条〔公式試合の開催期間〕

公式試合は、原則として毎年2月から12月までの間に実施する。

第55条〔公式試合の開催〕

公式試合の試合日程は、次の事項を考慮して、Ｊリーグが決定する。

- ① 前シーズンのＪ１リーグ戦の１位（年間優勝）チームにＪ１リーグ戦の開幕戦をホームスタジアムで開催するか否かの選択権が与えられること
- ② やむを得ない事情がある場合を除き、同一大会でアウェイゲームが３試合以上連続しないこと
- ③ 各リーグ戦の最終節は、原則として同一の日に開催すること

第56条〔試合日程の遵守〕

Ｊクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、Ｊリーグの指定するキックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第57条〔試合の日時または場所の変更〕

- (1) 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - ① ホームクラブがＪリーグに対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」により申請する
 - ② チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- (2) 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- (3) 国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミック等のやむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前2項の定めにかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。なお、試合当日における本項に基づく開催の日時または場所の変更は、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻の150分前までに限るものとし、以降の試合中止の判断は、第62条の定めに従うものとする。

第58条〔特別の事情による変更〕

Ｊクラブは、協会またはＪリーグにおいて、国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害等の特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第59条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一スタジアムで2試合以上行ってはならない。

第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Ｊリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Ｊクラブが主催する地域振興のための試合・イベント、選手育成のための試合等であって、荒天時には中止できるもの限り、実施することができる。また、日本女子プロサッカーリーグまたは日本

女子サッカーリーグとの共催は別途定める「Ｊリーグ公式戦におけるＷＥリーグ・なでしこリーグ公式戦開催に関するガイドライン」に則り開催することができる。

第61条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、Ｊリーグが任命し、公式試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、原則として協会が定めるＪＦＡマッチコミッショナーの認定を受けていなければならない。
- (3) マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① キックオフ時刻の150分前までにスタジアムに到着すること
 - ② キックオフ時刻の70分前に双方のＪクラブの監督、実行委員および運営担当(正)ならびに審判員を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催すること
 - ③ 試合終了後24時間以内にＪリーグに「Ｊリーグマッチコミッショナー報告書」を発信すること
 - ④ 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「Ｊリーグマッチコミッショナー緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること
 - ⑤ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
 - ⑥ 前各号のほか、別途チェアマンの定める「マッチコミッショナーガイドライン」に定める事項を行うこと

第62条〔試合の中止の決定〕

- (1) 公式試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジタークラブの実行委員の意見を参考にして決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよび両クラブの実行委員の協議を経て、チェアマンが決定する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、公式試合が以下各号のいずれかに該当する場合、当該試合は中止される。
 - ① 悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミックその他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により、当該試合の開催が困難であるとチェアマンが判断したとき
 - ② エントリー下限人数（各大会の試合実施要項において定める）を満たさないチームがあることが明らかであるとチェアマンが判断したとき（以下、本号に基づき中止された試合を「エントリー人数未充足試合」といい、エントリー下限人数を満たさないチームを「エントリー人数未充足チーム」という）。
 - ③ リーグ戦実施要項第20条第3項の定めに従った協議にもかかわらず、公式試合を担当する主審および副審計3名を確保できないとチェアマンが判断したとき
 - ④ 前3号に定めるほか、チェアマンが当該試合の開催が困難であると判断したとき

第62条の2〔観客の入場を制限する試合の決定〕

新型コロナウイルス感染症等の影響によりやむを得ないと判断される場合、チェアマン

は、Jクラブと協議の上、公式試合の観客の入場を一部または全部制限する旨の決定を下すことができる。当該入場が制限される試合を、以下「入場制限試合」という。

第63条〔中止試合の代替試合等〕

- (1) 公式試合が、キックオフ前に、第62条の規定に基づいて中止となった場合、当該試合の代替試合の開催日時および場所は、チェアマンが決定するものとする。
- (2) 公式試合が、キックオフされた後に、第62条の規定に基づいて中止となった場合、当該試合は原則として中止時点からの再開試合とする。ただし、当該中止試合を実施する両クラブの同意があり、かつチェアマンが公平性の観点から問題ないと判断する場合、再試合または中止時点での試合成立とすることができる。なお、再試合または再開試合の日時および場所を含む取扱いについては、チェアマンが決定する。
- (3) 前2項の定めにかかわらず、エントリー人数未充足試合以外の試合が、いずれかまたは双方のチームの責めに帰すべき事由により中止されたとチェアマンが判断した場合、当該試合の代替試合、再試合および再開試合（以下総称して「代替試合等」という）は行わず、当該試合の取扱いは次条に定めるとおりとする。
- (4) 代替試合等の開催日および開催場所の決定は、Jリーグが別途定めるガイドラインを参考に、チェアマンが行う。代替日の確保が困難であるとチェアマンが判断した場合、当該試合は開催されないものとし、開催できない試合がある場合の取扱いは次条に定める通りとする。

第64条〔中止試合のみなし開催〕

ある公式試合について、前条第3項または第4項のチェアマンの判断がなされた場合、当該試合は開催したものとみなし、その取扱いについては、当該試合の中止原因に応じ、以下各号の定めに従う。なお、本条との関係においては、エントリー人数未充足チームは、理由の如何を問わず、責に帰すべき事由があるものとみなす。

- ① 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により中止となった場合
0対0の引き分け
- ② 一方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
その帰責性あるチームが0対3で敗戦（帰責性のないチームが3対0で勝利）
- ③ 双方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
双方のチームが0対3で敗戦

第65条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営報告書をJリーグに提出しなければならない。

第66条〔公式試合の試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が大会毎に定める試合実施要項によるものとする。

第67条〔削除〕

第4節 非公式試合

第68条〔非公式試合の開催〕

- (1) 公式試合以外のすべての有料試合（以下「非公式試合」という）は、事前にＪリーグに所定の申請書を提出し、Ｊリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。
- (2) 非公式試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。
- (3) 第1項の開催申請書の提出期限は、試合開催日の2か月前の日の属する月の20日までとする。

第69条〔外国チームとの試合等〕

Ｊクラブが外国のサッカーチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にＪリーグおよび協会の承認を得なければならない。また、必要に応じて協会を経由しＦＩＦＡまたはＡＦＣに報告しなければならない。

第70条〔興行等への参加禁止〕

Ｊクラブ、選手、監督およびコーチは、事前にＪリーグの承認を得ない限り、Ｊリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合または興行等に参加してはならない。

第71条〔救済試合〕

- (1) 救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。
- (2) 救済試合は、当該選手の現在所属するＪクラブまたは過去に所属したＪクラブが、事前に、Ｊリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 救済試合の開催地は、原則として当該試合を開催するＪクラブのホームタウンとする。
- (4) 救済試合は、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第72条〔引退試合〕

- (1) 引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。
- (2) 引退試合は、当該選手の現在所属するＪクラブまたは過去に所属したＪクラブが、事前に、Ｊリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 引退試合の開催地は、原則として当該試合を開催するＪクラブのホームタウンとする。
- (4) 引退試合は、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第73条〔慈善試合〕

- (1) Ｊクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- (2) 慈善試合は、当該試合を開催するＪクラブが、事前に、Ｊリーグに所定の申請書を提出

して承認されなければ、開催することができない。

(3) 慈善試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。

第74条〔非公式試合の試合実施要項〕

非公式試合の運営に関する事項は、Jリーグが必要に応じて都度定める試合実施要項によるものとする。

第5節 試合の収支

第75条〔公式試合の費用負担〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

- ① 運営人件費
- ② スタジアム使用料（付帯設備使用料を含む）
- ③ スタジアム仮設設備設置費用（テント設営料等）
- ④ 入場券・招待券の印刷費
- ⑤ 入場券販売手数料
- ⑥ 広告宣伝費
- ⑦ クラブパートナーの看板等の費用（スタジアムへの掲出料を含む）
- ⑧ その他運営に係わる費用

第76条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- (1) 救済試合および引退試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催Jクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- (2) 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合を開催するJクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第77条〔試合中止の場合の費用負担〕

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、いずれのチームの責めにも帰さない事由により中止となった場合（エントリー人数未充足試合を含む）には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）の増額分は、Jリーグが負担する。ただし、第63条第2項第3号の決定により、中止時点で試合が成立した場合は除く。

第77条の2〔入場制限試合の場合の費用負担〕

すでに入場券を販売している公式試合が、第62条の2の定めに従い入場制限試合となった場合、ホームクラブにおいて発生した入場料金払戻し手数料は、Jリーグが負担する。

第78条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- (2) ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が中止となった場合、ビジタークラブは、ホームクラブに発生した必要経費および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第79条〔協会納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額（以下「協会給付金」という）をその試合の属する大会が終了した後、別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に協会に納付しなければならない。

第80条〔収支報告〕

Jクラブは、Jリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Jリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

第81条〔遠征費用〕

- (1) チームの遠征に要する交通費および宿泊費をJリーグにおいて支出する場合、その支出の詳細は、理事会が定める「旅費規程」によるものとする。
- (2) ホームクラブの都合によりホームタウン以外のスタジアムで試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費および宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。
- (3) 不可抗力によりチームの遠征に係る交通費および宿泊費の増額を余儀なくされたときJリーグが判断した場合、当該増額分はJリーグが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。

第6節 表 彰

第82条〔表彰〕

Jリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦等に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

第83条〔功労者表彰〕

- (1) Jリーグは、Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Jクラブから推薦された者の中からJリーグが決定する。

第84条〔表彰規程〕

前2条を含む、Jリーグの表彰に関する事項は、理事会が定める「Jリーグ表彰規程」によるものとする。

第85条〔特別表彰〕

第82条および第83条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、Ｊリーグの定めるところによる。

第5章 選手

第86条〔誠実義務〕

- (1) 選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにＪクラブの諸規則を遵守し、Ｊクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。
- (2) 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第87条〔履行義務〕

- (1) プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Ｊクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Ｊクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Ｊクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Ｊクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Ｊクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Ｊクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
 - ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
 - ⑧ 協会・Ｊリーグ等の指定するドーピングテストの受検
 - ⑨ 合宿、遠征等に際してのＪクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
 - ⑩ 居住場所に関するＪクラブの事前同意の取得
 - ⑪ 副業に関するＪクラブの事前同意の取得
 - ⑫ その他Ｊクラブが必要と認めた事項
- (2) アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Ｊクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Ｊクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Ｊクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Ｊクラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Ｊクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Ｊクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
 - ⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
 - ⑧ 協会、Ｊリーグ等の指定するドーピングテストの受検

- ⑨ 合宿、遠征等に際してのＪクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- ⑩ 就業に関する事前のＪクラブへの報告
- ⑪ その他Ｊクラブが必要と認めた事項

第88条〔ドーピングの禁止〕

- (1) 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- (2) 選手は、協会の「アンチ・ドーピング規程」に則り、世界アンチ・ドーピング規程および日本アンチ・ドーピング規程を遵守する。
- (3) 選手は、ドーピング検査の対象として指名された場合、これを拒否することはできない。
- (4) ドーピング検査については協会のアンチ・ドーピング部会と日本アンチ・ドーピング機構とで定める「Ｊリーグドーピング検査実施の検査手順」に則り実施する。
- (5) 第100条に定めるＪリーグ登録時に選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

第89条〔禁止事項〕

- (1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Ｊクラブ、協会およびＪリーグの内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 前条（ドーピングの禁止）第2項または第3項に違反する行為
 - ④ Ｊクラブ、協会およびＪリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
 - ⑤ Ｊクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
 - ⑥ Ｊクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加
 - ⑦ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ⑧ その他Ｊクラブ、協会およびＪリーグにとって不利益となる行為
- (2) アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Ｊクラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 前条（ドーピングの禁止）第2項または第3項に違反する行為
 - ④ サッカー活動の対価としての報酬（利益）等の受領
 - ⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ⑥ その他Ｊクラブ、協会およびＪリーグにとって不利益となる行為

第90条〔費用の負担および用具の使用〕

- (1) 選手がＪクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Ｊクラブが負担する。
- (2) 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Ｊクラブが支給したものを使用しなければならない。

第91条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにＪクラブに通知し、Ｊクラブの指示に従わなければならない。

第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕

- (1) Ｊクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Ｊクラブに帰属する。
- (2) Ｊクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをＪリーグに提出しなければならない。
- (3) Ｊクラブは、アマチュア選手が署名した誓約書（別紙１）および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてをＪリーグに提出しなければならない。
- (4) Ｊリーグは、特段の定めがある場合を除き、Ｊクラブの事前の同意がない限り、前２項に記された書式の写しを、協会を除く第三者に開示しないものとする。

第93条〔選手の報酬等〕

- (1) Ｊクラブは選手に対し、前条第２項に基づきＪリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- (2) Ｊクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

第94条〔支度金およびトレーニング補償金〕

- (1) Ｊクラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、協会が定める「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。
- (2) Ｊクラブは、選手の新規契約に際し、その選手を育成した法人、学校等に対し、協会が定めるトレーニング補償金を支払わなければならない。
- (3) Ｊクラブは、選手の新規契約に際し、前２項以外の金銭を支払ってはならず、また、いかなる物品・便益等も供与してはならない。

第95条〔選手契約における仲介人等〕

Ｊクラブおよび選手は、取引（選手契約または移籍合意）に仲介人が関与する場合、協会が定める「仲介人に関する規則」を遵守しなければならない。

第96条〔未成年者〕

選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

第97条〔選手の肖像等の使用〕

- (1) 選手は、第87条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、公衆送信されることおよび当該報道、公衆送信に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。

- (2) 選手は、ＪリーグおよびＪクラブから指名を受けた場合、Ｊクラブ、協会およびＪリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。
- (3) 選手は、次の各号について事前にＪクラブの書面による承諾を得なければならない。
- ① テレビ・ラジオ番組およびインターネットを通じて送信される番組等への出演
 - ② イベントへの出演
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
- (4) 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Ｊクラブと選手が協議して定める。

第98条〔契約に関する紛争の解決〕

Ｊクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Ｊクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Ｊクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第6章 登録および移籍

第1節 登録

第99条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

Ｊクラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。

第100条〔Ｊリーグ登録〕

- (1) Ｊリーグは、第47条に基づきＪクラブから届出された事項により、「Ｊリーグ登録システム」にて、選手、監督、コーチその他Ｊリーグが指定した者に関する登録（以下「Ｊリーグ登録」という）を行う。
- (2) Ｊリーグ登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 所属するＪクラブの正式名称
 - ④ 前各号のほか、Ｊリーグが定める事項

第101条〔審判員の登録〕

- (1) Ｊリーグは、第113条第1項により協会が指名した者をＪリーグ担当審判員として登録する。
- (2) Ｊリーグ担当審判員に関する登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 審判員の級別
- ④ 前各号のほか、Ｊリーグが定める事項

第102条〔登録の変更・拒否・抹消〕

- (1) Ｊリーグは、ＪクラブからＪリーグ登録の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従いＪリーグ登録の変更を行う。
- (2) Ｊリーグは、協会から審判員のＪリーグ登録の変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い登録の変更を行う。
- (3) Ｊリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者またはＪリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のＪリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- (4) Ｊリーグは、Ｊリーグ登録を行った選手、監督、コーチおよびその他Ｊリーグが指定した者ならびに審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関する登録を抹消する。
 - ① 前項に該当するとき
 - ② ＪクラブがＪリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
 - ③ 死亡または失踪宣告を受けたとき

第103条〔未登録の選手〕

Ｊクラブは、Ｊリーグ登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第2節 移 籍

第104条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕

選手の移籍は、協会が定める「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従って行わなければならない。

第105条〔移籍に伴う納付金〕

Ｊクラブは、日本国内で育成された日本国籍を有するプロ選手の日本国内の移籍に伴う移籍補償金（期限付移籍補償金を含む）収入の4%相当額を、Ｊリーグの指定する期日までに、Ｊリーグに納付しなければならない。

第7章 監督、コーチおよび 育成部門の責任者

第106条〔トップチームの監督およびコーチ〕

- (1) Jクラブのトップチームの監督およびアシスタントコーチの資格要件は、J1クラブライセンス交付規則、J2クラブライセンス交付規則またはJ3クラブライセンス交付規則によるものとする。
- (2) Jクラブは、トップチームの監督との契約を締結する前に、所定の手続きにより当該トップチームの監督候補者の保有資格が前項の資格要件を満たすことをJリーグを通じて協会に確認しなければならない。
- (3) Jクラブは、第1項の資格要件を満たすトップチームの監督およびアシスタントコーチ各1名をシーズン中は常時登録しなければならない。

第107条〔トップチーム以外の監督、コーチおよび育成部門の責任者〕

Jクラブのトップチーム以外のチームにおける監督およびコーチならびにJクラブの育成部門の責任者の資格要件は、J1クラブライセンス交付規則、J2クラブライセンス交付規則またはJ3クラブライセンス交付規則によるものとする。

第108条〔研修への参加義務〕

すべての監督、コーチおよび育成部門の責任者は、協会またはJリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

第109条〔選手兼務の禁止〕

トップチームの監督およびコーチは、選手として登録することはできない。

第110条〔契約等〕

- (1) Jクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しをJリーグに提出しなければならない。
- (2) 監督およびコーチは、同一期間に複数のJクラブおよび百年構想クラブと契約を締結することはできない。
- (3) Jクラブと書面による契約を締結している監督またはコーチに対し、その契約期間中に他のJクラブが将来の契約を結ぶ目的で接触する場合、あらかじめ当該監督またはコーチが現在契約を締結しているJクラブに書面で通知しなければならない。
- (4) 第97条第1項から第4項までの規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

第111条〔守秘義務〕

監督、コーチおよび育成部門の責任者は、第3条第7項に定める守秘義務を遵守するものとする。

第8章 審判員

第112条〔資格要件〕

- (1) 公式試合の審判員は、協会の定める「審判員及び審判指導者等に関する規則」に基づき認定する審判資格を有する者でなければならない。
- (2) 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。

第113条〔指 名〕

- (1) Jリーグは、協会の審判委員会に対し、公式試合の審判員の指名を要請するものとする。
- (2) 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中の追加および変更を妨げない。

第114条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第115条〔審判員証〕

審判員は、協会が発行する電子審判員証を印刷したもののまたは協会の発行した電子審判員証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。

第116条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ別に定める「試合実施要項」および「旅費規程」によるものとする。

第117条〔保 険〕

Jリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Jリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第9章 付随事業

第1節 各種の事業

第118条〔付随事業〕

Jリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事业を行うものとし、Jクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第119条〔公衆送信権〕

- (1) 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべてＪリーグに帰属する。
- (2) 前項の公衆送信権の取扱いについては、理事会において定める。

第120条〔その他の事業〕

Ｊリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- ① サッカー用具の認定および検定に関する事業
- ② 広報・出版に関する事業
- ③ 商品化に関する事業
- ④ その他理事会において定める事業

第121条〔Ｊリーグパートナー契約〕

Ｊリーグのパートナー契約に関する事項については、理事会において定める。

第122条〔収入の配分〕

前4条の事業に基づく収入は、理事会が別途定める「Ｊリーグ配分金規程」により、Ｊクラブに配分する。

第123条〔プロパティの定義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- ① Ｊリーグプロパティ Ｊリーグの名称、Ｊリーグマーク、Ｊリーグロゴ、Ｊリーグマスコット、Ｊリーグフラッグ、Ｊリーグ大会名称、Ｊリーグ関連イベント名称、Ｊリーグ公式記録、Ｊリーグに関連する表彰の名称および表彰物その他Ｊリーグに関連する意匠、商標等であって、Ｊリーグを表示するもの
- ② Ｊクラブプロパティ Ｊクラブのチーム名、呼称、クラブエンブレム、クラブロゴ、クラブマスコット、クラブフラッグその他Ｊクラブに関連する意匠、商標等であって、Ｊクラブを表示するもの

第124条〔Ｊクラブプロパティの取扱い〕

- (1) Ｊクラブは、自己のＪクラブプロパティを新たに使用開始する前に、Ｊリーグの承認を得なければならない。
- (2) Ｊクラブは、自己のＪクラブプロパティをＪリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。
- (3) Ｊクラブは、自己のＪクラブプロパティの変更を希望する場合、変更使用開始日の13か月前までにＪリーグの承認を得なければならない。ただし、Ｊリーグは、Ｊクラブの法人名の変更の場合であって、当該変更が商品化に悪影響を及ぼさないと判断するときは、当該期間の短縮を決定できる。

第2節 商品化に関する基本原則

第125条〔商品化権の帰属〕

JリーグプロパティおよびJクラブプロパティを使用して商品を製造・販売する権利（以下「商品化権」という）の帰属は、次のとおりとする。

- ① JリーグプロパティおよびJクラブプロパティを使用した商品化権はJリーグに帰属する
- ② Jクラブプロパティのみを使用した商品化権は、当該Jクラブプロパティを保有するJクラブに帰属する。ただし、次条に定める商品化細則において指定する場合は、事前にJリーグの承諾を得なければならない

第126条〔商品化権の運用基準〕

商品化権の運用については、Jリーグが定める「商品化細則」に基づき行うものとする。

第127条〔肖像等〕

- (1) Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督およびコーチ（以下総称して「選手等」という）の肖像、映像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする。ただし、特定の選手等（選手の場合はプロ契約選手に限る。）の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。
- (2) Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第128条〔収入の配分〕

商品化権の行使によるJリーグの収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

第10章 紛争解決

第129条〔チェアマンの決定を求める申立〕

- (1) Jリーグ関係者は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - ① 選手の契約に関するJクラブと選手との間の紛争
 - ② 選手の移籍に関するJクラブ相互間またはJクラブと選手との間の紛争
 - ③ 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- (2) 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第130条〔裁定委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、当該申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、裁定委員会の判断を書面により答申するものとする。

第131条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Ｊリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

第132条〔和解〕

第129条第2項による申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第11章 懲 罰

第1節 総 則

第133条〔Ｊリーグにおける懲罰〕

Ｊリーグは、ＪクラブまたはＪクラブ関係者による本規約、ＪＦＡ懲罰規程その他の諸規程の違反行為について、次の各号の定めに従い懲罰を科すものとする。

- ① 競技および競技会に関する違反行為に対しては、ＪＦＡ懲罰規程に基づき懲罰を科す
- ② 競技および競技会に関するもの以外の違反行為については、本規約に基づき懲罰を科す

第134条〔懲罰に関する管轄〕

- (1) 前条第1号に定める違反行為については、規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。
- (2) 前条第2号に定める違反行為については、チェアマンが調査、審議し、懲罰を決定する。
- (3) 前2項の定めにかかわらず、ＪＦＡ懲罰規程別紙1「競技及び競技会における懲罰基準」3-5（差別）に該当する違反行為および3-6（八百長）に該当する違反行為ならびに3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）に該当する違反行為であって同規程第3条第2項各号のいずれかの懲罰を科すことが相当である違反行為については、規律委員会はチェアマンに懲罰の決定を委ねるものとする。
- (4) 規律委員会は、前項に定める違反行為に該当すると判断した場合、当該事案をチェアマンに移管するものとする。なお、当該違反行為に対する懲罰の内容についてはＪＦＡ懲罰規程に基づくものとし、懲罰の決定に関する手続きについては本規約第3節の規定を適用する。

第135条〔公表〕

Ｊリーグは、原則としてＪリーグが決定した懲罰を公表する。ただし、ＪクラブまたはＪクラブ関係者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利を侵害する恐れがあるなど特段の事情がある場合、またはけん責または100万円以下の罰金の懲罰の場合、

公表を差し控えることができるものとする。

第136条〔懲罰の解除〕

- (1) JFA懲罰規程第4条第1項第9号から第11号、第2項第12号および第13号ならびに本規約第142条第2項第3号および第4号の懲罰のうち、3年を超える懲罰または無期限の懲罰を受けたJクラブまたはJクラブ関係者は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。
 - ① 処分を受けたJクラブまたはJクラブ関係者は、解除の嘆願書、活動状況報告書および反省文（以下「申請書類」という）を、処分の決定主体である規律委員会またはチェアマンに提出する。
 - ② 前号に基づく申請を受けた規律委員会またはチェアマンは、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、原則として申請書類を提出したJクラブまたはJクラブ関係者から事情を聞いたうえで、解除の是非について審議・決定する。なお、チェアマンは、決定に先立ち、本章第3節および裁定委員会規程の定めに従い、裁定委員会への諮問手続を経なければならない。
- (2) 前項に従い解除が認められたJクラブまたはJクラブ関係者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、規律委員会またはチェアマンが解除を留保した場合、JクラブまたはJクラブ関係者は、留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行うことができる。

第2節 規律委員会による懲罰

第137条〔規律委員会による懲罰〕

- (1) 規律委員会は、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。
- (2) 規律委員会の懲罰決定に関する手続きは、JFA懲罰規程および本規約に定めるものを除き、規律委員会規程に定めるところによる。

第3節 チェアマンによる懲罰

第138条〔チェアマンによる懲罰〕

- (1) チェアマンは、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。
- (2) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、原則として裁定委員会に諮問し、その答申を十分に尊重しなければならない。ただし、第133条第2号に定める違反行為に対し、けん責または100万円以下の罰金を科す場合については、裁定委員会の諮問を経ることなく懲罰を決定することができる。
- (3) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、自らまたは裁定委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。

- (4) 前項の調査の対象となったＪクラブまたはＪクラブ関係者は、当該調査に協力しなければならない。

第139条〔報告義務〕

Ｊクラブは、第134条第2項または第3項に定める違反行為にあたり得る行為を認識した場合、ただちにチェアマンに報告しなければならない。

第140条〔事情聴取〕

チェアマンは、原則として懲罰の対象となるＪクラブもしくはＪクラブ関係者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、ＪクラブもしくはＪクラブ関係者の同意がある場合、裁定委員会において事情聴取が行われた場合またはＪクラブもしくはＪクラブ関係者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第141条〔懲罰の通知〕

- (1) チェアマンは、決定した懲罰を、ＪクラブまたはＪクラブ関係者に書面または電磁的方法にて通知するものとする。
- (2) 前項の通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
- ① ＪクラブまたはＪクラブ関係者の名称
 - ② 懲罰の内容
 - ③ 判断の理由
 - ④ 作成年月日
 - ⑤ 不服申立手続の可否およびその手続きの期限（ＪＦＡ懲罰規程第37条に定める）

第142条〔懲罰の種類〕

- (1) チェアマンが、第133条第2号に定める違反行為をしたＪクラブに対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。
- | | |
|--------------|---|
| ① けん責 | 始末書を取り、将来を戒める |
| ② 罰金 | 1件につき1億円以下の罰金を科す |
| ③ 中立地での試合の開催 | 試合を中立地で開催させる |
| ④ 一部観客席の閉鎖 | 一部の観客席を閉鎖し、そこには観客を入場させない |
| ⑤ 無観客試合の開催 | 入場者のいない試合を開催させる |
| ⑥ 試合の没収 | 得点を0対3の敗戦として、試合を没収する |
| ⑦ 勝点減 | リーグ戦の勝点を1件につき15点を限度として減ずる |
| ⑧ 出場権剥奪 | リーグカップ戦における違反行為に対する懲罰として次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する |
| ⑨ 下位リーグへの降格 | 所属するリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる |
| ⑩ 除名 | Ｊリーグから除名する（ただし、Ｊリーグ定款第9条の手続きを経るものとする） |
- (2) チェアマンが、第133条第2号に定める違反行為をしたＪクラブ関係者に対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。

- | | |
|-----------------|---|
| ① けん責 | 始末書をとリ、将来を戒める |
| ② 罰金 | 1件につき5,000万円以下の罰金を科す |
| ③ 出場資格停止 | 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への上場権を剥奪する |
| ④ 公式試合に関わる職務の停止 | 一定期間、無期限または永久的に公式試合に関わる職務の全部または一部を停止する |

第143条〔罰金の納付と配分〕

罰金は、チェアマンによる罰金の通知後30日以内に、Jリーグの指定する方法により納付しなければならない。

第144条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となったときは、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第145条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたJクラブまたはJクラブ関係者には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科するものとする。

第146条〔両罰規定〕

Jクラブ関係者が違反行為を行った場合には、当該Jクラブ関係者に対して懲罰を科すほか、当該Jクラブ関係者が所属するJクラブに対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該Jクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第147条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた罰金の金額の2倍以下の範囲内において、罰金の金額を加重することができる。

第148条〔酌量減輕〕

- (1) 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その罰金の金額を減額することができる。
- (2) 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第4節 不服申立

第149条〔不服申立〕

本章の定めに従い懲罰を科されたJクラブまたはJクラブ関係者は、JFA懲罰規程の定めに従い、協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

第5節 罰 金

第150条〔1億円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1億円以下の罰金を科す。

- ① 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、Jクラブが違反した場合
- ② 第51条〔Jクラブの責任〕第1項または第2項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

第151条〔5,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第41条〔参加義務等〕第1項に違反した場合
- ② 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、個人が違反した場合
- ③ 第48条〔出場資格〕第1項に違反した場合
- ④ 第89条〔禁止事項〕各号に違反した場合
- ⑤ 第94条〔支度金およびトレーニング費用〕第3項に違反した場合
- ⑥ 第103条〔未登録の選手〕に違反した場合
- ⑦ 第104条〔選手の移籍に関する規定の遵守〕に違反した場合

第152条〔2,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第2項または第4項に違反した場合
- ② 第26条〔Jクラブの健全経営〕第1項に違反した場合
- ③ 第30条〔役職員等の禁止事項〕第3項に違反した場合
- ④ 第33条〔スタジアムの維持〕に違反した場合
- ⑤ 第35条〔医療施設〕に違反した場合
- ⑥ 第41条〔参加義務等〕第2項に違反した場合
- ⑦ 第51条〔Jクラブの責任〕第1項、第2項、第3項または第4項に違反した場合
- ⑧ 第56条〔試合日程の遵守〕に違反した場合
- ⑨ 第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕に違反した場合
- ⑩ 第68条〔非公式試合の開催〕各項に違反した場合
- ⑪ 第69条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
- ⑫ 第70条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合
- ⑬ 第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕第2項に違反した場合
- ⑭ 第95条〔選手契約における仲介人等〕に違反した場合
- ⑮ 第110条〔契約等〕第2項に違反した場合
- ⑯ 第138条〔チェアマンによる懲罰〕第4項に違反した場合

第153条〔1,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第5項、第6項または第7項に違反した場合

- ② 第26条〔Jクラブの健全経営〕第3項に違反した場合
- ③ 第30条〔役職員等の禁止事項〕第1項に違反した場合
- ④ 第49条〔ユニフォーム〕第1項、第2項または第3項に違反した場合
- ⑤ 第110条〔契約等〕第3項に違反した場合
- ⑥ 第139条〔報告義務〕に違反した場合

第154条〔500万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、500万円以下の罰金を科す。

- ① 第26条〔Jクラブの健全経営〕第3項に違反した場合
- ② 第48条〔出場資格〕第2項に違反した場合
- ③ 第110条〔契約等〕第1項に違反した場合

第155条〔100万円以下の罰金〕

次の号に該当する場合は、100万円以下の罰金を科す。

- ① 第29条〔Jクラブの株主〕第1項、第3項または第4項に違反した場合

第156条〔第3条第3項違反の罰金〕

第3条〔遵守義務〕第3項に違反した場合の罰金は、その行為の態様に応じ、次の各号のとおりとする。

- ① 生命・身体に対する行為 5,000万円以下
- ② 公益に対する行為 3,000万円以下
- ③ 名誉・財産に対する行為 2,000万円以下

第12章 最終的拘束力

第157条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定は、Jリーグにおいて最終のものであり、当事者およびJリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、本規約に特段の定めのある場合を除き、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第13章 改正

第158条〔改正〕

本規約の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14章 附 則

第159条〔施行〕

本規約は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年1月22日

2014年1月21日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2018年1月30日

2019年1月24日

2020年1月30日

2020年3月17日

2020年6月23日

2020年7月16日

2020年11月17日

2021年1月28日

2021年2月25日

2021年4月19日

2021年5月27日

2021年8月26日

2022年1月31日

2022年2月28日

2023年1月31日

2023年2月22日

倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第2条〔社会的信用の維持〕

この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第3条〔法令等の遵守〕

この法人の役職員は、Jリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規およびJリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第4条〔私的利益の禁止〕

この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条〔利益相反の防止および開示〕

この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

第6条〔反社会的勢力の排除〕

この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第7条〔機密保持および個人情報の保護〕

この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第8条〔研 鑽〕

この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第9条〔規程遵守の確保〕

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2013年1月22日

理事会規程

第1条〔目的〕

本規程は、Jリーグ規約第4条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔開催〕

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。
- (3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
- (4) 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第3条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第4条〔役員を選任・任期等〕

- (1) 理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。なお、役員候補者の選考手続きは、理事会が別途定める「役員候補者選考委員会規程」によるものとする。
- (2) 理事会が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、理事長（以下「チェアマン」という。）の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。
- (3) 役員は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。
- (4) 役員の任期は、定款第25条に定めるとおりとし、再任を妨げない。ただし、チェアマンの任期は通算4期までとする。
- (5) 第21条の規定にかかわらず、前4項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。

第5条〔招集権者〕

- (1) 理事会はチェアマンが招集する。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、理事会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が招集することができる。
- (2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。

る。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- (4) 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第6条〔議長〕

- (1) 理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、理事会にてあらかじめ定めた順序に従い他の理事が議長となる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

第7条〔権限〕

- (1) 理事会は、本規程別表に定める、この法人の重要な業務執行に関する事項を決議する。
- (2) 理事会は、理事および執行役員の職務の執行を監督するとともにチェアマンの選定および解職ならびに執行役員の選任および解任を行う。

第8条〔招集通知〕

- (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。
- (2) 理事会を招集する者は、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第9条〔定足数および決議要件〕

理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第10条〔決議の省略〕

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第 11 条〔報告の省略〕

- (1) 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- (2) 前項の規定は、第 19 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

第 12 条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第 13 条〔特任理事の出席〕

特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第 14 条〔関係者の出席〕

議長は、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 15 条〔議事録〕

法令で定めるところにより作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印し、またはこれに代わる電磁的処理を施す。

第 16 条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

第 17 条〔理事の取引の承認〕

- (1) 理事が定款第 28 条に規定するいずれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - ① 取引をする理由
 - ② 取引の内容
 - ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
 - ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料
 - ⑤ その他必要事項
- (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第 18 条〔責任の免除〕

- (1) 理事会は、役員が法人法第 111 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得

た額を限度として、免除することができる。

- (2) 理事が前項の規定に基づき理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
- (3) 理事会が第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チェアマンは、遅滞なく法人法第113条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
- (4) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が、前項の期間内に前項に規定する異議を述べたときは、理事会は第1項の定めに基づく免除をすることができない。
- (5) この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事等との間で、法令に定める要件に該当する場合には第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第19条〔報告事項〕

- (1) チェアマンおよび執行役員は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をもししくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第20条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、チェアマンの指定するこの法人の担当部門の責任者が統括する。

第21条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第22条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年1月22日

2014年1月21日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2017年8月10日

2018 年 1 月 30 日
2019 年 1 月 24 日
2020 年 1 月 30 日
2020 年 11 月 17 日
2021 年 1 月 1 日
2021 年 5 月 27 日
2022 年 1 月 1 日
2022 年 1 月 31 日
2022 年 2 月 28 日
2023 年 1 月 1 日
2023 年 2 月 22 日

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2023年2月22日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案		
							責 任 者	担 当 者	
I. 全般									
I-1. 経営									
I-1-(1)	経営基本方針の決定、変更		●	○	○	○	チェアマン	経営基盤本部長	
I-1-(2)	中期経営計画の決定、変更		●	○	○	○	チェアマン	経営基盤本部長	
I-1-(3)	年度予算、修正予算、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類の承認	社員総会	●	●	○	○	チェアマン	経営基盤本部長	
I-1-(4)	決算（貸借対照表、損益計算書、財産目録）の承認	社員総会	●	●	○	○	チェアマン	経営基盤本部長	
I-1-(5)-①	事業計画の承認	社員総会	●	●	○	○	チェアマン	経営基盤本部長	
I-1-(5)-②	事業報告の承認	理事会	△	●	○	○	チェアマン	経営基盤本部長	
I-1-(6)	特定費用準備資金等の保有、管理、取崩し	理事会	△	●	○	○	チェアマン	経営基盤本部長	
I-1-(7)	新規事業に関する事項	理事会		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-1-(8)	出資、資本参加の決定	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(9)	事業の譲り受けおよび譲渡の決定	理事会		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-1-(10)	重要な契約の締結および解約（本決裁権限一覧の類型に該当しないもの）	理事会		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-1-(11)	他団体との業務提携	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(12)	解散および残余財産の処分	社員総会	●	●	○	○	チェアマン	経営基盤本部長	
I-1-(13)	理事、執行役員の競業、利益相反取引								
I-1-(13)-①	理事、執行役員の競業、利益相反取引の承認	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(13)-②	理事、執行役員の競業、利益相反取引実施に関する重要な事実の報告	理事会		△	△	△	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(14)	理事の競業、利益相反取引のおそれのある他団体役員等の就任および退任	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(15)	その他団体役員等の就任および退任								
I-1-(15)-①	常勤理事	経営会議		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(15)-②	執行役員	経営会議		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(16)	他法人の株主としての権利（剰余金配当請求権、残余財産分配請求権、議決権等）に関する事項								
I-1-(16)-①	株式保有比率が1/3以上の他法人に関する事項	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(16)-②	株式保有比率が1/3未満の他法人に関する事項	経営会議		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(17)	会議体の議題、議案、招集手続								
I-1-(17)-①	社員総会	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(17)-②	理事会	チェアマン			●	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-1-(17)-③	実行委員会	チェアマン			●	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-2. 組織									
I-2-(1)	会員								
I-2-(1)-①	入会の基準ならびに入会金および会費の額	社員総会	●	●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-2-(1)-②	正会員、特別会員または賛助会員の入会	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-2-(1)-③	会員の除名	社員総会	●	●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-2-(1)-④	名誉会員の選任	社員総会	●	●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-2-(2)	重要な組織の設置、変更および廃止								
I-2-(2)-①	本部の設置、変更および廃止	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-2-(2)-②	その他重要な委員会等の設置	理事会		●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-2-(3)	その他の組織、会議、プロジェクトの設置および廃止								
I-2-(3)-①	部、室の設置および廃止、業務分掌定義	チェアマン				●	○	経営基盤本部長	経営企画部長
I-2-(3)-②	部、室を横断するプロジェクトの設置および廃止	チェアマン				●	○	経営基盤本部長	経営企画部長
I-2-(4)	定款、規約等で定められた者の選任および解任等								
I-2-(4)-①	理事、監事の選任および解任	社員総会	●	●			役員指名報酬委員会	経営基盤本部長	
I-2-(4)-②	代表理事（チェアマン）の選定および解職	理事会		●	○		役員指名報酬委員会	経営基盤本部長	
I-2-(4)-③	特任理事の選任および解任	理事会		●	○		チェアマン	経営基盤本部長	
I-2-(4)-④	執行役員の選任および解任	理事会		●	○		チェアマン	経営基盤本部長	
I-2-(4)-⑤	実行委員の選任および変更	経営会議			●	○	○	経営基盤本部長	経営企画部長
I-2-(5)	その他委員等の選任および解任								
I-2-(5)-①	裁定委員	理事会		●	○	○	○	経営基盤本部長	経営企画部長
I-2-(5)-②	規律委員	理事会		●	○	○	○	経営基盤本部長	経営企画部長
I-2-(5)-③	役員指名報酬委員	理事会		●	○	○	○	経営基盤本部長	経営企画部長
I-2-(5)-④	各種専門委員	チェアマン				●	○	経営基盤本部長	経営企画部長
I-2-(5)-⑤	参与	所管執行役員					●	経営基盤本部長	経営企画部長
I-2-(5)-⑥	その他の重要な使用人	理事会		●	○	○	○	チェアマン	経営企画部長
I-2-(6)	執行役員の担当業務の決定、変更	理事会		●	○	○	○	チェアマン	経営基盤本部長
I-2-(7)	各役職層の権限の決定、変更	チェアマン				●	○	経営基盤本部長	経営企画部長
I-3. 人事・労務									
I-3-(1)	人事に関する事項								
I-3-(1)-①	採用計画（要員計画）	チェアマン				●	○	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-②	人事採用								
I-3-(1)-②-1	管理職	所管執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-②-2	職員	所管執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-②-3	契約職員（業務委託）	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(1)-②-4	派遣	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(1)-②-5	アルバイト	所管執行役員					●	所管部長	担当責任者
I-3-(1)-③	人事考課								
I-3-(1)-③-1	管理職	所管執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-③-2	職員	所管執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-④	職員の昇降格、異動	チェアマン				●	○	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-⑤	職員の出向、受け入れ	チェアマン				●	○	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-⑥	職員の表彰、懲戒	チェアマン				●	○	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(2)	労務に関する事項								
I-3-(2)-①	教育、研修	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(2)-②	福利厚生等の企画、実施	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(3)	報酬、給与、退職金、賞与に関する事項								
I-3-(3)-①	理事の報酬総額	社員総会	●	●	○	○	○	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(3)-②	監事の報酬総額	社員総会	●	●	○	○	○	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(3)-③	常勤理事の報酬	理事会		●	○	○	○	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(3)-④	常勤理事の退職慰労金	社員総会	●	●	○	○	○	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(3)-⑤	職員に関する事項	所管執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2023年2月22日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案		
							責 任 者	担 当 者	
I-4. 経理・財務									
I-4-(1)	重要な会計方針の変更		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-4-(2)	借入（担保差入を含む）		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-4-(3)	有価証券（MMF等の元本割れリスクが低い商品を除く）の運用		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-4-(4)	滞留債権の処理		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長	
I-4-(5)	キャッシュフロー管理、運用（為替予約、グループ内賃借含む）					●	経営基盤本部長	財務経理部長	
I-4-(6)	会計単位の設置、変更					●	経営基盤本部長	財務経理部長	
I-4-(7)	金融機関との取引開始、廃止					●	経営基盤本部長	財務経理部長	
I-4-(8)	与信限度の設定					●	経営基盤本部長	財務経理部長	
I-5. 総務									
I-5-(1)	社内重要行事の計画				●	○	経営基盤本部長	経営企画部長	
I-5-(2)	社内重要行事の実施					●	経営基盤本部長	経営企画部長	
I-5-(3)	共催、後援、協力、協賛、寄付、助成（金品、物品）								
I-5-(3)-①	支払先1件当たり	1,000万円以上		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(3)-②		1,000万円未満			●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(4)	共催、後援、協力、協賛、寄付（名義使用）					●	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(5)	寄付金等の募集・受領について								
I-5-(5)-①	一般寄付金の新設					●	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(5)-②	特定寄付金の新設					●	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(5)-③	特別寄付金の新設								
I-5-(5)-③-1	資金使途や管理運用に条件が付される、または何らかの負担を負う場合			●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(5)-③-2	上記以外の場合					●	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(5)-④	決裁を受けた寄付金の募集実施						●	所管執行役員	経営企画部長
I-5-(6)	助成金、補助金等の申請・受領について		△	△	●	○		所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(7)	印章の調製、廃止						●	所管執行役員	経営企画部長
I-5-(8)	諸規程の制定、改廃								
I-5-(8)-①	定款、役員の報酬および費用に関する規程		●	●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(8)-②	規約			●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(8)-③	規程、細則、内規、ガイドライン（明文規定のあるものは当該規定に従う）				●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(9)	諸団体への加入、脱退								
I-5-(9)-①	議決権を有す諸団体への加入、脱退			●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(9)-②	議決権を有しない諸団体への加入、脱退（賛助会員等）					●	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(10)	諸団体の議決権行使								
I-5-(10)-①	議決権行使比率が1/3以上の諸団体に関する事項			●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(10)-②	議決権行使比率が1/3未満の諸団体に関する事項				●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-5-(11)	他団体からの表彰に対するJリーグからの推薦					●	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(12)	諸調査、鑑定								
I-5-(12)-①	支払先1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(12)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(12)-③		5,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-5-(13)	業務委託、コンサルティング契約								
I-5-(13)-①	支払先1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(13)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(13)-③		5,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-5-(14)	保守、メンテナンス契約								
I-5-(14)-①	支払先1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(14)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-5-(14)-③		5,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-6. 資産の得喪等									
I-6-(1)	有形固定資産の購入、売却、交換（リース契約を含む）								
I-6-(1)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(1)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(1)-③		3,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-6-(2)	有形固定資産の増改築、補修								
I-6-(2)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(2)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(2)-③		3,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-6-(3)	無形固定資産の得喪 （知的財産権取得を除く。知的財産権の取得に関しては項目10参照）								
I-6-(3)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(3)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(3)-③		3,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-6-(4)	固定資産の廃棄								
I-6-(4)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(4)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(4)-③		3,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-6-(5)	固定資産の賃借								
I-6-(5)-①	事業所等、重要な資産の賃借								
I-6-(5)-①-1	1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(5)-①-2		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-6-(5)-①-3		3,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-6-(5)-②	その他資産の賃借						●	所管本部長	所管部長
I-7. 情報システム									
I-7-(1)	基本構造計画および基本運営方針の決定、変更			●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-7-(2)	開発費用の支出（拡張開発仕様変更を含む）								
I-7-(2)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-7-(2)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-7-(2)-③		3,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-7-(3)	業務委託費用の支出								
I-7-(3)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-7-(3)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-7-(3)-③		3,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-7-(4)	運用（利用料含む）、保守費用の支出								
I-7-(4)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-7-(4)-②		1億円未満			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-7-(4)-③		3,000万円未満					●	所管本部長	所管部長
I-7-(5)	クラブの運営、事業に係る情報システムに関する事項						●	所管執行役員	所管本部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2023年2月22日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
I-8. 経費								
I-8-(1) 出張旅費								
I-8-(1)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(1)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(1)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(2) 交際費、会議費								
I-8-(2)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(2)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(2)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(3) 一般経費（管理費）								
I-8-(3)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(3)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(3)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(4) 予算外経費（予備費）の支出								
I-8-(4)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(4)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(4)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(5) 既出項目以外の経費								
I-8-(5)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(5)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-8-(5)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-9. 法務								
I-9-(1) 法務に関する事項								
I-9-(1)-① 重要な訴訟に関する事項	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
I-9-(1)-② その他の訴訟に関する事項	所管執行役員					●	経営基盤本部長	法務部長
I-9-(2) 契約に関する事項								
I-9-(2)-① 契約の捺印に関する事項	法務部長						所管部長	担当責任者
I-9-(2)-② 基本契約、個別契約、機密事項契約等押印の必要な書類への押印	法務部長						所管部長	担当責任者
I-9-(2)-③ 本決裁権限一覧の類型に該当しない、重要でない契約の締結に関する事項	法務部長						所管部長	担当責任者
I-10. 広報／ブランディング／プロモーション								
I-10-(1) 商標（図形・文字）の新規制作、変更								
I-10-(1)-① 商標登録を伴う商標の新規制作、変更	経営会議			●	○	○	チェアマン	チェアマン室長
I-10-(1)-② 商標登録を伴わない商標の新規制作、変更	所管執行役員					●	チェアマン室長	担当責任者
I-10-(1)-③ 商標登録の更新・区分追加・削除	所管執行役員					●	チェアマン室長	担当責任者
I-10-(2) デザイン、コピーの新規制作								
I-10-(2)-① 各種告知物のデザイン、コピーの新規制作	所管執行役員					●	所管本部長	担当責任者
I-10-(2)-② 各種出版物のデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	担当責任者
I-10-(2)-③ 各種デジタルコンテンツのデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	担当責任者
I-10-(2)-④ 各種映像コンテンツ、グラフィックのデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	担当責任者
I-10-(2)-⑤ 各種商品（販売、無償を問わず）のデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	担当責任者
I-10-(3) プロモーション、イベント、番組、番宣、販促物等の実施、制作								
I-10-(3)-① 年間計画	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(3)-② 実施内容および制作内容の決定	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(3)-③ 実施報告	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2023年2月22日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
II. フットボール・クラブライセンス								
II-1. クラブライセンス制度								
II-1(1) クラブライセンス交付規則、規定の制定および改廃								
II-1(1)-① J1クラブライセンス交付規則	社員総会	●	●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(1)-② J1クラブライセンス運用細則、制度関連規定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(1)-③ J2クラブライセンス交付規則	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(1)-④ J3クラブライセンス交付規則	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(1)-⑤ Jリーグ百年構想クラブ規程	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(2) ライセンスの交付判定								
II-1(2)-① J1クラブライセンス交付の決定、取消し	FIB/AB		△	△	△	△	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(2)-② J2クラブライセンス交付の決定、取消し	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(2)-③ J3クラブライセンス交付の決定、取消し	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(2)-④ ライセンス交付、取消しに関する特例措置	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(2)-⑤ Jリーグ入会（J3会員）の審査	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(2)-⑥ Jリーグ百年構想クラブの認定、脱退	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(3) ライセンス不交付、取消しが発生した場合の当該クラブへの措置	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(4) ライセンス審査機関、審査員（ライセンサー）の任命および解任								
II-1(4)-① クラブライセンス交付第一審機関（FIB）の議長および構成員	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(4)-② クラブライセンス交付上訴機関（AB）の議長および構成員	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(4)-③ ライセンス評価チーム	経営会議			●	○	○	所管執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1(4)-④ ライセンスマネージャー（LM）	チェアマン				●	○	所管執行役員	-
II-2. クラブ								
II-2(1) クラブへの融資、災害時補填に関する事項								
II-2(1)-① リーグ戦安定開催融資の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
II-2(1)-② リーグ戦安定開催融資時の当該クラブに対する管理内容の決定	経営会議			●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
II-2(1)-③ 大規模災害時補填実行の可否、金額の決定	チェアマン				●	○	所管執行役員	経営基盤本部長
II-2(2) クラブ法人名の変更	経営会議			●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
II-2(3) クラブプロパティ（チーム名、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標他）の新規作成・変更	経営会議			●	○	○	チェアマン	チェアマン室長
II-2(4) ホームタウンの追加、変更	経営会議			●	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
II-2(5) クラブ向け助成金、補助金、費用補填制度に関する事項								
II-2(5)-① 制度の新設、重要な変更、廃止	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
II-2(5)-② 制度の支給金額、支給方法、時期、受領資格等の決定、変更	経営会議			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
II-2(5)-③ 制度の支給決定（明文規定がある場合はそれに従う）	経営会議			●	○	○	所管執行役員	所管本部長
II-2(6) クラブ株主の適正性の承認								
II-2(6)-① 総株主の議決権の15%以上の議決権を有する株主が新たに発生する場合	チェアマン				●	○	所管執行役員	経営基盤本部長
II-2(6)-② 総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が1/3を超える場合	チェアマン				●	○	所管執行役員	経営基盤本部長
II-2(6)-③ 総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が50%を超える場合	チェアマン				●	○	所管執行役員	経営基盤本部長
II-3. 競技・運営								
II-3(1) 大会方式の決定、変更								
II-3(1)-① 重要な事項に関する決定、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(1)-② その他事項に関する決定、変更	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(2) 試合実施要項の決定、変更								
II-3(2)-① 重要な事項に関する決定、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(2)-② その他事項に関する決定、変更	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(3) 開催可能スタジアムの決定	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(4) 公式試合の日程の決定								
II-3(4)-① 試合日程の決定	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(4)-② 試合日程の変更	チェアマン				●	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(5) 中止試合の代替試合等								
II-3(5)-① キックオフ前中止試合の代替開催日、場所の決定	チェアマン				●	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(5)-② キックオフ後中止試合の取扱いの決定	チェアマン				●	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(5)-③ いずれかまたは双方のチームの責に帰すべき事由による中止試合の取扱いの決定	チェアマン				●	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(5)-④ 最終節開催日以降の開催の決定	チェアマン				●	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(6) 中止試合のみなし開催	チェアマン				●	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(7) マッチコミッショナーの選任	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(8) 非公式試合の開催								
II-3(8)-① 有料試合（プレシーズンマッチ）	所管執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-3(8)-② Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカー、その他スポーツの試合または興行等へのJクラブ、選手、監督およびコーチの参加	所管執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-3(8)-③ 救済試合、慈善試合の開催	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(8)-④ 引退試合の開催	所管執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-3(9) 表彰								
II-3(9)-① 功労者表彰	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(9)-② 特別表彰	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-3(9)-③ 功労金受領資格者	所管執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-3(10) 懲罰（競技および競技会に関するもの以外の違反行為）								
II-3(10)-① 懲罰内容の決定	チェアマン				●	○	所管執行役員	所管本部長／ コンプライアンス・オフィサー（正）
II-4. 選手および指導者育成・強化								
II-4(1) 育成、強化に関する事項								
II-4(1)-① 重要な戦略、方針等に関する決定、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-4(1)-② その他方針等の決定、変更	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-4(2) 選手会、選手OB会、労使協議会に関する事項								
II-4(2)-① 重要な戦略、方針等に関する決定、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-4(2)-② その他方針等の決定、変更	経営会議			●	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-4(2)-③ その他活動に関する決定、変更	所管執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-5. リーグ運営機構								
II-5(1) リーグ構造（カテゴリー、クラブ数）に関する事項	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-5(2) 昇降格枠の変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-5(3) シーズン制に関する事項	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	フットボール本部長
II-5(4) 海外リーグとの提携に関する事項	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	フットボール本部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2023年2月22日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
Ⅲ. 付随事業								
Ⅲ-1. 付随事業全般								
Ⅲ-1-(1) 事業単位もしくは事業の主要機能についての業務委託の決定および変更	理事会		●	○	○	○	チェアマン	所管本部長
Ⅲ-1-(2) 本表2～11以外の付随事業実施の決定	理事会		●	○	○	○	チェアマン	所管本部長
Ⅲ-1-(3) Jリーグ配分金に関する事項								
Ⅲ-1-(3)-① 各事業に基づく収入の配分割合の作成、変更	理事会		●	○	○	○	チェアマン	所管本部長
Ⅲ-1-(3)-② 配分金の種類、金額の策定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-③ 配分金受領資格要件の審査と配分金支給の承認	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-④ 配分金支給金額、支給方法、時期、受領資格の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-⑤ 理念強化配分金審査委員の選任	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-⑥ 理念強化配分金活用実績の審査	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-2a. パートナー事業								
Ⅲ-2a-(1) パートナー事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2a-(1)-① パートナーカテゴリー（タイトルパートナー、トップパートナー等）の決定、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	パートナー事業部長
Ⅲ-2a-(1)-② パートナー単位の基本条件の決定（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	パートナー事業部長
Ⅲ-2a-(1)-③ パートナーシップの締結に関する方針の決定（直接、間接／個別、包括）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	パートナー事業部長
Ⅲ-2a-(2) パートナー契約の締結（新規／継続）（相手先、基本条件からの変更有無）								
Ⅲ-2a-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	パートナー事業部長
Ⅲ-2a-(2)-② (金額相当を含む) 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	パートナー事業部長
Ⅲ-2a-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	パートナー事業部長	担当責任者
Ⅲ-2a-(3) パートナー契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	パートナー事業部長	担当責任者
Ⅲ-2a-(4) パートナー契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2a-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	パートナー事業部長	担当責任者
Ⅲ-2a-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	パートナー事業部長	担当責任者
Ⅲ-2a-(5) その他パートナー事業に関する事項	所管執行役員					●	パートナー事業部長	担当責任者
Ⅲ-2b. 商品化事業								
Ⅲ-2b-(1) 商品化事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2b-(1)-① 商品化権の対象となるカテゴリーの決定、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(1)-② カテゴリー単位の基本条件の決定（対象商品、料率、期間、その他権利義務）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(1)-③ 商品化権の販売、許諾方針の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(1)-④ 商品化に関するルール、運用細則の作成、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(2) 商品化契約の締結（新規／継続）（相手先、基本条件からの変更）								
Ⅲ-2b-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(3) 商品化契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4) 商品化契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2b-(4)-① 商品化権の第三者許諾	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4)-② 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4)-③ その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(5) その他商品化事業に関する事項	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c. ライセンス事業								
Ⅲ-2c-(1) ライセンス事業の戦略、方針の決定、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2c-(2) ライセンス契約の締結（新規／継続）（相手先、基本条件からの変更）								
Ⅲ-2c-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2c-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2c-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(3) ライセンス契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4) ライセンス契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2c-(4)-① ライセンスの第三者許諾	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4)-② 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4)-③ その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(5) その他ライセンス事業に関する事項	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2d. 公衆送信権（放映権）事業【国内】								
Ⅲ-2d-(1) 公衆送信権（放映権）事業【国内】の戦略、方針の決定、変更								
Ⅲ-2d-(1)-① セールスパッケージの決定、変更（チャンネル、送信映像種類他）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2d-(1)-② 公衆送信権（放映権）の販売、許諾方針の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2d-(2) 公衆送信権（放映権）契約の締結								
Ⅲ-2d-(2)-① 公式試合の公衆送信権（放映権）契約の締結	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2d-(2)-② 公式試合以外の公衆送信権（放映権）契約の締結	経営会議			●	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2d-(3) 公衆送信権（放映権）契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	放映事業部長
Ⅲ-2d-(4) 公衆送信権（放映権）契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2d-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	放映事業部長
Ⅲ-2d-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	放映事業部長
Ⅲ-2d-(5) その他公衆送信権（放映権）事業に関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	放映事業部長
Ⅲ-2e. 公衆送信権（放映権）事業【海外】								
Ⅲ-2e-(1) 公衆送信権（放映権）事業【海外】の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2e-(1)-① セールスパッケージの決定、変更（チャンネル、送信映像種類他）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	海外事業部長
Ⅲ-2e-(1)-② 公衆送信権（放映権）の販売、許諾方針の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	海外事業部長
Ⅲ-2e-(2) 公衆送信権（放映権）契約の締結に関する事項								
Ⅲ-2e-(2)-① 公式試合の公衆送信権（放映権）契約の締結	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	海外事業部長
Ⅲ-2e-(2)-② 公式試合以外の公衆送信権（放映権）契約の締結	経営会議			●	○	○	所管執行役員	海外事業部長
Ⅲ-2e-(3) 公衆送信権（放映権）契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2e-(4) 公衆送信権（放映権）契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2e-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2e-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2e-(5) その他公衆送信権（放映権）事業に関する事項	所管執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2f. 公式映像制作事業								
Ⅲ-2f-(1) 公式映像制作事業の戦略、方針の決定、変更	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2f-(2) 公式映像制作業務の実施に関する事項								
Ⅲ-2f-(2)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2f-(2)-② その他業務遂行に関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2f-(3) その他公式映像制作事業に関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2023年2月22日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
Ⅲ-2g. デジタルプラットフォーム事業								
Ⅲ-2g-(1) デジタルプラットフォーム事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2g-(1)-① デジタルプラットフォーム事業の戦略、方針	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2g-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2g-(2) デジタルプラットフォームに関する契約の締結								
Ⅲ-2g-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2g-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2g-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2g-(3) デジタルプラットフォームに係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2g-(4) デジタルプラットフォームに係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2g-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2g-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2g-(5) その他デジタルプラットフォーム事業に関する事項	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2h. 映像二次利用事業								
Ⅲ-2h-(1) 映像二次利用事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2h-(1)-① 映像二次利用事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2h-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2h-(2) 映像二次利用事業に関する契約の締結								
Ⅲ-2h-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2h-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2h-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2h-(3) 映像二次利用事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2h-(4) 映像二次利用事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2h-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2h-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2h-(5) その他映像二次利用事業に関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i. 静止画事業								
Ⅲ-2i-(1) 静止画事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2i-(1)-① 静止画事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2i-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2i-(2) 静止画事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2i-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2i-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2i-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i-(3) 静止画事業に係る契約の締結に向けた詳細手続き	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i-(4) 静止画事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2i-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i-(5) その他静止画事業に関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j. 競技系データ事業								
Ⅲ-2j-(1) 競技系データ事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2j-(1)-① 競技系データ事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2) 競技系データ事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2j-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(3) 競技系データ事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(4) 競技系データ事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2j-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(5) その他競技系データ事業に関する事項	所管執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2k. 用具認定・検定事業								
Ⅲ-2k-(1) サッカー用具の認定および検定に関する事業	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2l. 【広報・出版に関する事業 ※I-10.に記載】								
Ⅲ-2m. 社会連携事業								
Ⅲ-2m-(1) 社会連携事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2m-(1)-① 社会連携事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2) 社会連携事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2m-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	○	所管執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(3) 社会連携事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(4) 社会連携事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2m-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(5) その他社会連携事業に関する事項	所管執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅳ. その他								
Ⅳ-1-(1) 総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項	社員総会	●	●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
Ⅳ-1-(2) 定款、Jリーグ規約その他の諸規程に定められた事項およびこの法人の重要な業務執行に関する事項	理事会		●	○	○	○	所管執行役員	所管本部長
Ⅳ-1-(3) その他業務執行上の報告に関する事項	チェアマン		△	△	●	○	所管執行役員	所管本部長

監事監査規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に定めるもののほかは本規程による。

第2条〔基本理念〕

監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条〔職務〕

監事は、法令、定款および本規程に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。

第4条〔業務・財産調査権〕

監事は、いつでも、理事、執行役員およびこの法人の使用人に対し事業の報告を求めまたはこの法人の業務および財産の状況を調査することができる。

第5条〔理事等の協力〕

監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事、執行役員およびこの法人の使用人はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

第6条〔監査事項〕

監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第7条〔会議への出席〕

- 監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。
- 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受けまたは議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べるることができる。

第3章 監事の意見陳述等

第8条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕

- (1) 監事は、理事が不正の行為をしもしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後5日以内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- (3) 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等またはこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

第9条〔差止請求〕

監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をしまたはこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第10条〔監事の調査義務〕

監事は、理事からこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合は、必要に応じて調査を行い、助言または勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

第11条〔会計方針等に関する意見〕

- (1) 監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- (2) 監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

第12条〔総会への報告〕

監事は、総会に提出される議案および書類について調査し、法令もしくは定款に違反しまたは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

第13条〔総会における説明義務〕

監事は、総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営および法令に従い説明しなければならない。

第14条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕

監事は、監事の選任、解任、辞任または報酬等について、総会において意見を述べるることができる。

第 15 条〔監事の選任に関する監事の同意等〕

- (1) 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第 4 章 監査の報告

第 16 条〔計算書類等の監査〕

監事は、理事から事業報告およびその附属明細書、貸借対照表および損益計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。

第 17 条〔監査報告〕

- (1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
- (2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。
- (3) 監事は前項の監査報告を、理事長（チェアマン）に提出する。

第 5 章 雑 則

第 18 条〔監査補助者〕

- (1) 監事は、監事の職務執行の補助機関として、この法人の関係部署を指定することができる。
- (2) 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

第 19 条〔改 正〕

本規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

第 20 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2019 年 1 月 24 日

2023 年 1 月 1 日

役員の報酬および費用に関する規程

第1章 総 則

第1条〔目 的〕

この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬および費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条〔定 義〕

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 常勤監事とは、監事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 常勤役員とは、常勤理事および常勤監事をいう。
- (6) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (7) 非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。
- (8) 月額報酬とは、月次で支給される固定報酬をいう。
- (9) 変動報酬とは、役員指名報酬委員会があらかじめ定める変動報酬指標の、一定期間における充足状況に応じて支給金額が変動する報酬をいう。

第2章 役員報酬

第3条〔報 酬〕

- (1) この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。
 - ① 常勤理事に支給する月額報酬、変動報酬、住宅手当および退職慰労金
 - ② 非常勤理事に支給する月額報酬または別に定める会議への出席の都度支給する日当
 - ③ 常勤監事に支給する月額報酬、住宅手当および退職慰労金
 - ④ 非常勤監事に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
 - ⑤ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

- (2) 報酬は、定款第 27 条の定めに従い、社員総会において定める総額の範囲内で支給する。

第 4 条〔費用〕

役員職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

第 5 条〔報酬等の額の決定〕

- (1) この法人の常勤理事および非常勤理事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て理事長（チェアマン）が決定する。なお、月額報酬は、役員の任期にかかわらず、1 年毎に見直すものとする。
- (2) この法人の常勤理事の変動報酬を支給する場合、職務執行状況および業績等の変動報酬指標その他の条件について、理事会の承認を経て理事長（チェアマン）が決定する。ただし、変動報酬の最大金額の 12 分の 1 相当額と、前項に基づく月額報酬の合計額は、別表の役員報酬表の最大額の範囲内であるものとする。
- (3) 前 2 項の決定に際しては、役員指名報酬委員会の答申を経なければならないものとする。なお、役員指名報酬委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「役員指名報酬委員会規程」によるものとする。
- (4) この法人の常勤監事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、監事の協議により決定する。

第 6 条〔月額報酬・住宅手当〕

- (1) 月額報酬を毎月支給する。支給方法および本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- (2) この法人は、別途定める役員社宅規程の定めるところに従い業務上必要と認められる常勤理事のためにこの法人が借り上げた社宅の賃料およびこの法人が負担する諸費用のうち、税務上の観点から役員社宅規程において本人負担を求めるとされた部分に相当する額（当該額の加算により増加する社会保険料及び税金相当額を含む）を、住宅手当として、月額報酬に加算して支給する。住宅手当の支給日、支給方法および本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は月額報酬の取扱いに準ずる。

第 7 条〔支給日等〕

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。
- (2) 月の初日以外および月の末日以外の日において就任または退任した常勤役員および非常勤理事の月額報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員および非常勤理事に対する当

該月分の月額報酬は第6条に規定する額の全額を支給する。

- (4) 変動報酬は、役員指名報酬委員会による変動報酬指標の充足状況に関する評価を踏まえた最終的な変動報酬金額の決定後2か月以内に、その金額を支給する。

第8条〔費用の支払い〕

- (1) この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。
- (2) 通勤手当については、この法人の職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 役員退職慰労金

第9条〔退職慰労金〕

常勤役員が退職した場合に、この法人は退職慰労金を支払う。

第10条〔算出方法〕

- (1) この法人の常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。
- (第5条に定める月額報酬) × (次条に定める役員在任年数) × (第12条に定める役位係数) = 退職慰労金
- (2) 支給額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上げるものとする。

第11条〔役員在任年数〕

- (1) 役員在任年数は、1か年を単位として、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- (2) 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により辞任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。
- (3) 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除く。ただし、特段の事情がある場合は、総会が別途決めることができる。

第12条〔役位係数〕

役位係数は退任時の役職により次のとおりとする。

- ① 理事長（チェアマン）・・・1.5
- ② 理事　　・・・・・・・・・・1.1
- ③ 監事　　・・・・・・・・・・1.1

第13条〔功労加算金〕

この法人は、在任中に特に功労のあった者に対しては、第 10 条により算定した金額に、その 30 パーセントを超えない範囲で加算することができる。

第 14 条〔特別減額〕

この法人は、在任中に特に重大な損害をこの法人に与えた者に対しては、第 10 条により算定した金額を減額することができる。

第 15 条〔支給時期および方法〕

- (1) 退職慰労金は、総会の決議後 2 ヶ月以内にその金額を支給する。
- (2) 経済界の景況、この法人の業績などにより、当該役員と協議のうえ、支給時期、分割支給回数、支給方法などについて別に定めることができる。

第 16 条〔使用人兼務役員の扱い〕

この規程により支給する退職慰労金は、使用人兼務役員に使用人として支給すべき退職金を含まない。

第 4 章 補 則

第 17 条〔公 表〕

この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第 18 条〔改 廃〕

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第 19 条〔補 則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第 20 条〔施 行〕

この規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2014 年 1 月 31 日

2018 年 3 月 27 日

2020 年 3 月 12 日

2022 年 3 月 15 日

2022 年 11 月 15 日

2023 年 1 月 1 日

2023 年 3 月 16 日

別表：役員報酬表（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	29	2,900,000	57	5,800,000
2	200,000	30	3,000,000	58	5,800,000
3	300,000	31	3,100,000	59	5,900,000
4	400,000	32	3,200,000	60	6,000,000
5	500,000	33	3,300,000	61	6,100,000
6	600,000	34	3,400,000	62	6,200,000
7	700,000	35	3,500,000	63	6,300,000
8	800,000	36	3,600,000	64	6,400,000
9	900,000	37	3,700,000	65	6,500,000
10	1,000,000	38	3,800,000	66	6,600,000
11	1,100,000	39	3,900,000	67	6,700,000
12	1,200,000	40	4,000,000	68	6,800,000
13	1,300,000	41	4,100,000	69	6,900,000
14	1,400,000	42	4,200,000	70	7,000,000
15	1,500,000	43	4,300,000	71	7,100,000
16	1,600,000	44	4,400,000	72	7,200,000
17	1,700,000	45	4,500,000	73	7,300,000
18	1,800,000	46	4,600,000	74	7,400,000
19	1,900,000	47	4,700,000	75	7,500,000
20	2,000,000	48	4,800,000	76	7,600,000
21	2,100,000	49	4,900,000	77	7,700,000
22	2,200,000	50	5,000,000	78	7,800,000
23	2,300,000	51	5,100,000	79	7,900,000
24	2,400,000	52	5,200,000	80	8,000,000
25	2,500,000	53	5,300,000	81	8,100,000
26	2,600,000	54	5,400,000	82	8,200,000
27	2,700,000	55	5,500,000	83	8,300,000
28	2,800,000	56	5,600,000	84	8,400,000

特任理事規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、定款第21条の2に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）特任理事に関する事項について定める。

第2条〔設置・権限等〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。
- (3) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (4) 常勤の特任理事を置く場合は、その任務について別途理事会で定めるものとする。

第3条〔任期等〕

- (1) 特任理事は、いつでも、理事会の決議により選任し、解任することができる。
- (2) 特任理事は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。
- (3) 特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、特任理事の任期は通算2期を上限の目安とする。

第4条〔報酬等〕

- (1) 特任理事は、無報酬とし、会議への出席の都度別に定める日当を支払う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、常勤の特任理事に対しては、この法人における勤務状況を勘案した上で、「役員の報酬および費用に関する規程」の別表の役員報酬表の範囲内でチェアマンが決定した額を報酬等として支給することができる。
- (3) この法人は、特任理事がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。

第5条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第6条〔施 行〕

本規程は、2014年1月1日から施行する。

〔改 正〕

2018年2月27日

2022年1月1日

〔附 則：2022 年 1 月 1 日改定に関する経過措置〕

第 3 条第 3 項ただし書きの規定は、2022 年における特任理事の選任においては適用しない。

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〔定義〕

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

① 特定費用準備資金

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」（以下「認定法施行規則」という）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることとなるものに限る）に係る支出に充てるための資金をいう

② 特定資産取得・改良資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう

③ 特定費用準備資金等

上記①および②を総称する

第3条〔原則〕

本規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

第4条〔特定費用準備資金の保有〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）は、特定費用準備資金を保有することができる。

第5条〔特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き〕

この法人が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長（以下「チェアマン」という）は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- ① その資金の目的である活動を行うことが見込まれること
- ② 積立限度額が合理的に算定されていること

第6条〔特定費用準備資金の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止ならびに積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

第7条〔特定資産取得・改良資金の保有〕

この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

第8条〔特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き〕

この法人が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、チェアマンは、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良等（以下「資産取得等」という）の予定時期、資産取得等に必要な最低額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- ① その資金の目的である資産を取得しまたは改良することが見込まれること
- ② その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること

第9条〔特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止ならびに資産取得等に必要な最低額および積立期間の変更についても同様とする。

第 4 章 公表および経理処理

第 10 条〔特定費用準備資金等の備置き・閲覧〕

この法人は、資金の取崩しに係る手続きとともに、特定費用準備資金については積立限度額およびその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額およびその算定根拠を、定款第 40 条第 3 項に基づき事務所において書類を備え置き、かつ一般の閲覧に供する。

第 11 条〔特定費用準備資金等の経理処理〕

- (1) 特定費用準備資金については、認定法施行規則第 18 条第 1 項、第 2 項および第 4 項ないし第 6 項に基づき、経理処理を行う。
- (2) 特定資産取得・改良資金については、認定法施行規則第 22 条第 4 項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第 5 章 雑 則

第 12 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 13 条〔細 則〕

本規程の実施に必要な細則は、チェアマンが定めるものとする。

第 14 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2019 年 1 月 24 日

寄附金等取扱規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条〔定義等〕

(1) 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 広く一般社会にこの法人が用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、募金活動を行うことなく個人または団体から受領する寄附金

(2) 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条〔一般寄附金の募集〕

(1) この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。

(2) 一般寄附金は、公益目的事業のほか、合理的な範囲内でそれ以外の事業（以下「収益事業等」という。）および法人会計に使用することができる。ただし、収益事業等および法人会計に使用するときは、それぞれ一般寄附金の5割以下を限度とする。

第4条〔特定寄附金の募集〕

(1) 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途その他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）をJリーグに提出し、承認を求めなければならない。

(2) 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。ただし、募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

第5条〔募金目論見書の交付等〕

(1) 特定寄附金を募集するときは、これに応募した者に対し、募金目論見書を事前に交付しなければならない。

(2) 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開した場合には、これに賛同して寄附した者に対し、募金目録見書を事後に交付することをもって足りる。

第6条〔受領書等の送付〕

(1) 一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、寄附者に対し、遅滞なく受領書を送

付するものとする。

- (2) 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

第7条〔募金に係る結果の報告〕

- (1) この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附者に対し、受領した寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を交付するものとする。ただし、これらをホームページ上で公開することをもって代えることができる。
- (2) この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、上記決算書および報告書をホームページ上で公開することをもって代えることができる。

第8条〔特別寄附金〕

- (1) この法人は、個人または団体より特別寄附金を受領することができる。
- (2) 前項の寄附金について寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときまたは前項の寄附金を受領することによりこの法人が何らかの負担を負うことになるときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- (3) 寄附金下記各号に該当する場合またはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に規定する者以外の個人または団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるものおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

第9条〔情報公開〕

この法人が受領する寄附金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」施行規則第22条第5項各号に定める事項について、（平成18年6月2日法律第49号）事務所への備置きおよび閲覧等の措置を講じるものとする。

第10条〔個人情報保護〕

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第11条〔法令等の読替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第12条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第13条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年1月22日

2020年1月30日

2023年1月1日

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第7条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔構成〕

- (1) Ｊ１、Ｊ２およびＪ３にそれぞれ実行委員会を設置する。また、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３は、合同で実行委員会を設置する。
- (2) Ｊ１に設置する実行委員会を「Ｊ１実行委員会」、Ｊ２に設置する実行委員会を「Ｊ２実行委員会」、Ｊ３に設置する実行委員会を「Ｊ３実行委員会」といい、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３が合同で設置する実行委員会を「合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してＪ１実行委員会、Ｊ２実行委員会、Ｊ３実行委員会または合同実行委員会を意味する。
- (3) 各実行委員会を構成する委員は次のとおりとする。
 - ① Ｊ１実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ１クラブから1名ずつ選任された実行委員
 - ② Ｊ２実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ２クラブから1名ずつ選任された実行委員
 - ③ Ｊ３実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ３クラブから1名ずつ選任された実行委員
 - ④ 合同実行委員会 チェアマン、常勤理事ならびにＪ１クラブ、Ｊ２クラブおよびＪ３クラブから1名ずつ選任された実行委員

第3条〔資格要件〕

Ｊクラブが選任する実行委員は、Ｊクラブの代表取締役または理事長（原則としていずれも常勤）であることを要する。

第4条〔任期〕

- (1) 実行委員は理事会の承認を経てＪクラブが選任するものとし、その任期は選任後1年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。
- (2) 実行委員は、再任されることができる。
- (3) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員は、選任後1年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

第5条〔招 集〕

- (1) チェアマンは、次条の定めに従い、J 1 実行委員会、J 2 実行委員会およびJ 3 実行委員会を、必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づくJ 1 実行委員会、J 2 実行委員会およびJ 3 実行委員会の各招集に代えて、合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第6条〔招集権者および議長〕

- (1) 実行委員会は、チェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故があるときは、チェアマンが予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 各実行委員会を構成する委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会の招集は、予め各実行委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条〔権 限〕

実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決議するほか、Jリーグの運営に関する重要事項等について、必要に応じて審議検討を行う。

第8条〔定足数および決議要件〕

- (1) 前条に定める理事会からの委嘱事項を決議する場合、当該実行委員会は、各実行委員会における委員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- (2) 実行委員会における議決権は1委員につき1個とする。
- (3) 実行委員会の決議は、各実行委員会の出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条〔オブザーバー出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。

第10条〔関係者の出席〕

- (1) 公益財団法人日本サッカー協会の役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会の議長は、必要に応じて議案に関係ある者を実行委員会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 11 条〔議事録〕

実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをＪリーグに保存する。

第 12 条〔事務の統括〕

実行委員会に関する事務は、チェアマンの指定するＪリーグの担当部門の責任者が統括する。

第 13 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 14 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2014 年 1 月 21 日

2016 年 1 月 19 日

2017 年 1 月 25 日

2018 年 1 月 30 日

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

2023 年 1 月 1 日

専門委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Jリーグ規約第8条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有しまたは学識経験者の中から、チェアマンが任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3条〔削 除〕

第4条〔任 期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

第6条〔各専門委員会の職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
 - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
 - ② その他チェアマンから特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年1月22日

2019年1月24日

2020年1月30日

2021年1月1日

2022年1月31日

2022年9月27日

2023年1月31日

〔別表 1〕 所管事項

専門委員会の名称	所 管 事 項
1. 法務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 定款、Ｊリーグ規約、Ｊリーグクラブライセンス交付規則および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案ならびに法的解釈・運用に関する事項 ② 選手契約の法的解釈・運用に関する事項 ③ リーグ戦安定開催融資規程の運用に関する事項 ④ サッカーに関する外国の制度、規程等の調査・検討 ⑤ その他法務関連事項に関する検討・立案
2. マッチコミッショナー委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① マッチコミッショナー業務内容の企画・立案 ② マッチコミッショナー候補者の選考 ③ マッチコミッショナー研修会の企画・立案 ④ マッチコミッショナー報告書、緊急報告書の管理 ⑤ マッチコミッショナーの割当て ⑥ 各種通達事項作成
3. マーケティング委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① t o C戦略に関する制度の検討・立案 ② パートナー契約に関する事項の検討・立案 ③ 公衆送信権に関する事項の検討・立案 ④ 商品化事業に関する事項の検討・立案 ⑤ その他権利ビジネスに関する事項の検討・立案
4. フットボール委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① フットボール戦略に関する事項の検討・立案 ② 強化・育成に関する事項の検討・立案 ③ 試合日程・リーグ構造・大会方式に関する事項の検討・立案 ④ フットボールの魅力向上に関する事項の検討・立案 ⑤ その他フットボールに関する各種制度等の検討・立案

役員指名報酬委員会規程

第1条〔目的〕

- (1) 本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）の役員指名報酬委員会（以下「指名報酬委員会」という）の運営について必要な事項を定める
- (2) 指名報酬委員会は、Jリーグの適切な経営体制の構築に資することを目的とする。

第2条〔指名報酬委員会の設置〕

- (1) 理事、監事および執行役員の指名等ならびに理事および執行役員の報酬等（一般社団法人および一般財団法人に関する法律第89条に定める意味を有するものとする）の決定に関する手続きの公正性、透明性および客観性を強化するため、Jリーグに指名報酬委員会を設置する。
- (2) 指名報酬委員会を構成する委員は以下の者とし、理事会の決議により任命する。
 - ① Jリーグの理事のうち、チェアマンを含む業務執行理事または常勤の理事、公益財団法人日本サッカー協会の要職を兼ねる理事およびJクラブに籍を有する理事以外の理事（以下「社外理事」という） 3名（社外理事が4名以上存在する場合、互選による）
 - ② 実行委員 2名（委員候補者の選任方法は次項の定めに従う）
 - ③ 前2号のほか、指名報酬委員会が委員として適任であると判断したその他の者 0名ないし2名
- (3) 前項第2号に定める実行委員の委員候補者の選出は、以下各号の定めに従い行うものとする。
 - ① 委員候補者の選出は、全ての実行委員による無記名推薦により行う。なお、推薦の対象となる実行委員は、委員選任時点で実行委員就任から1年以上が経過した者に限るものとし、当該要件を満たす実行委員が所属するクラブの直近営業年度における売上高の上位半数と下位半数からそれぞれ1名ずつ推薦するものとする
 - ② 前号による推薦数の上位各1名ずつを委員候補者とする
 - ③ 前号の委員候補者が委員への就任を辞退する場合、推薦数が次点の者を委員候補者とするものとし、以後同様とする
 - ④ 推薦数が同数となった場合、当該実行委員間での互選で委員候補者を決定する
 - ⑤ 委員候補者が決定した場合、委員候補者の次点以下2名の実行委員が補欠となる。補欠者が委員となった場合または補欠者が委員への就任を辞退する場合、さらにその次点の者が補欠となるものとし、以後同様とする。推薦数が同数の者がいる場合は、当該実行委員間の互選で補欠者を決定する。
- (4) 指名報酬委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。

第3条 〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は、前条第2項の定めに従い委員に任命された日から、理事および監事の改選を行う定時社員総会が終了する日までとし、新たな委員の任命は、当該定時社員総会后速やかに行われるものとする。
- (2) 前項の定めにかかわらず、委員が以下各号に該当する場合、任期満了前に委員を退任するものとする。
 - ① 社外理事または監事（次項に基づき補欠者として選任された場合に限る）がその職位を失ったとき
 - ② 実行委員がその職位を失い、かつ所属するクラブにおいて何らの役職も持たなくなったとき
 - ③ 委員が常勤理事候補となる具体的可能性が生じ、公正な立場からの審議参加が困難になるおそれがあると指名報酬委員会が判断したとき
- (3) 前項第1号に該当する場合、他の社外理事が新たに委員候補者となるものとする。複数の社外理事が存在する場合、互選による。候補となる社外理事が存在しない場合、監事が補欠者となるものとする。複数の監事が存在する場合、互選による。
- (4) 第2項第2号または第3号に基づく実行委員たる委員の変更については、第2条第3項第5号に定める補欠者が新たな委員となるものとする。
- (5) 第2項第3号に基づく委員の変更については、第2条第2項の定めにかかわらず、理事会決議によらず指名報酬委員会の決定により実施することができるものとし、指名報酬委員会は、第5条第1項第2号に定める理事会への候補者原案の答申を実施する際に変更の報告を行うものとする。
- (6) 前3項の定めに従い選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は再任を妨げない。

第4条 〔指名報酬委員会の開催〕

- (1) 指名報酬委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、必要に応じて随時開催する。
- (2) 指名報酬委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 指名報酬委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 指名報酬委員会は、全委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、決議することはできない。当該会議は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (5) 指名報酬委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。ただし、議案に特別の利害関係を有する者は決議には参加しないものとし、この場合、当該委員は出席委員の数に参入しない。
- (6) 指名報酬委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。
- (7) 指名報酬委員会には、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。

第5条 〔指名報酬委員会の役割〕

- (1) 指名報酬委員会は、理事会の諮問に応じて、以下の各号の事項について審議し、理事会に対して答申する。
 - ① 理事の選任に関する基準案（スキルマトリクス等を含む）
 - ② 理事および監事の選任および解任に関する原案
 - ③ チェアマンの選定および解職案
 - ④ 執行役員の選任および解任案
 - ⑤ 理事および執行役員が受ける報酬等の方針に関する事項
 - ⑥ 理事および執行役員が受ける報酬限度額に関する事項
 - ⑦ 理事の個別の報酬額に関する事項（変動報酬指標の設定および退職慰労金に関する事項を含む）
 - ⑧ その他前各号に付随する事項
- (2) 指名報酬委員会は、前項に定めるもののほか、理事の変動報酬指標の充足状況に関する評価を行う。
- (3) 指名報酬委員会は、理事会に対し、指名報酬委員会の職務の執行状況を適時に報告するものとする。

第6条 〔議事録の作成〕

指名報酬委員会の議事録につき、原則として事務局が議事録（電磁的記録を含む）を作成し、委員長が記名押印（電子署名を含む）し、Jリーグに保管する。

第7条 〔事務局〕

- (1) 指名報酬委員会の運営を円滑に行うために事務局を設置する。
- (2) 事務局は、委員長の指示により会議の招集を行うほか、必要な事務処理および議事録の作成を担当する。

第8条 〔改定〕

本規程の改定は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第9条 〔施行〕

- (1) 本規程は、2023年1月1日から施行する。
- (2) 本規程の施行に伴い、役員報酬委員会規程を廃止する。

規律委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第9条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第2条〔組織および委員〕

- (1) 規律委員会は、委員長および4名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、規律委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (3) 委員長および委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 委員長および委員は、Jリーグの役職員、裁定委員会の委員長もしくは委員またはJクラブの役職員を兼ねることができない。
- (5) 委員長および委員は、チェアマンが、理事会の同意を得て任命する。
- (6) 委員長および委員は、非常勤とする。

第3条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、委員長の任期は通算4期までとする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条〔会議および議決〕

- (1) 規律委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 規律委員会は、委員長および2名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (3) 規律委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5条〔書面等による審議および議決〕

- (1) 前条の定めにかかわらず、規律委員会の審議は、書面、電磁的方法その他の手段を使用した、会議以外の形式により行うことができる。本項による場合、委員長および2名以上の委員が審議に参加する旨の意思を示さなければ、審議を行うことができない。

い。

- (2) 本条に基づく規律委員会の議事は、委員長および参加の意思を表示した委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (3) 1人以上の委員が会議の開催を要求した場合、委員長は、すみやかに前条の会議を招集しなければならない。

第6条〔規律委員会の手続〕

規律委員会の審議、調査の手続きは、本規程およびJリーグ規約に特に定めるものを除き、公益財団法人日本サッカー協会の懲罰規程（以下「JFA懲罰規程」という）に定めるところによる。

第7条〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕

規律委員会は、理事会の承認を得て、JFA懲罰規程別紙2「懲罰基準の運用に関する細則」第8条（出場停止処分の消化に関する特別規定）に定める、Jリーグにおける出場停止処分に関する取扱いについての細則を定めることができる。

第8条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施行〕

本規程は、2020年1月30日から施行する。

〔改正〕

2022年1月1日

〔附則：2022年1月1日改定に関する経過措置〕

第3条第1項ただし書きの規定は、2022年における委員長の選任においては適用しない。

裁定委員会規程

第1節 総 則

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第10条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）裁定委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第2条〔組織および委員〕

- (1) 裁定委員会は、委員長および4名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰するものとし、法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授またはそれに準ずる者）でなければならない。
- (3) 委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 委員長および委員は、Ｊリーグの役職員、規律委員会の委員長もしくは委員またはＪクラブの役職員を兼ねることができない。
- (5) 委員長および委員は、チェアマンが、理事会の同意を得て任命する。
- (6) 委員長および委員は、非常勤とする。

第3条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、委員長の任期は通算4期までとする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条〔会議および議決〕

- (1) 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (3) 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5条〔審理の非公開〕

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第6条〔言語〕

- (1) 裁定委員会の手続および書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- (2) 当事者等が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第2節 紛争解決

第7条〔申立手続き〕

- (1) Jリーグ規約第129条の定めに従い、チェアマンの決定を求めるJリーグ関係者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
 - ① 裁定申立書
 - ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
 - ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 裁定の申立の趣旨
 - ④ 裁定の申立の理由および立証方法
- (3) 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立人は申立と同時にJリーグに当該手数料を納付しなければならない。

第8条〔申立の受理および通知〕

- (1) 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (2) 前項の通知には、裁定申立書1部および前条第1項第2号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。

第9条〔答弁〕

- (1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
 - ① 答弁書
 - ② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し

- ③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 答弁の趣旨
 - ④ 答弁の理由および立証方法
- (3) 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (4) 前項の通知には、答弁書1部および前項第2号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。
- (5) 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第10条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

第11条〔申立内容の変更〕

申立人は、裁定委員会から被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第12条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

第13条〔審理または調査のための権限等〕

裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めるときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求めまたは資料の提出を命じることができる。

第14条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第15条〔裁 定〕

- (1) 裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人があるときは、その氏名および住所
 - ③ 主文（裁定委員会の判断の結論）

④ 判断の理由

⑤ 裁定書の作成年月日

- (2) 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第16条〔和解〕

- (1) 申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- (2) 前項の書面には、前条第1項第1号、第2号および第5号ならびに第2項に定める事項を記載するものとする。

第3節 諮問手続

第17条〔諮問手続〕

- (1) 裁定委員会は、Jリーグ規約第138条第2項により諮問を受けたときは、すみやかに審議を行い、答申をする。
- (2) 前項の審議は、第4条の定めにかかわらず、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。また、緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとする。

第18条〔事情聴取〕

裁定委員会は、諮問手続に際し委員長が必要と判断した場合、自らまたは裁定委員会の指定する者により、当事者等に対して事情聴取を行うことができる。

第19条〔答申〕

裁定委員会は、チェアマンからの懲罰案に関する審議の結果について、書面または電磁的方法により答申書を作成し、チェアマンに通知する。なお、答申書には、懲罰の内容および判断の理由が含まれているものとする。

第4節 附 則

第20条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第21条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2019年1月24日

2020年1月30日

2022年1月1日

〔附 則：2022年1月1日改定に関する経過措置〕

第3条第1項ただし書きの規定は、2022年における委員長の選任においては適用しない。

Jリーグ配分金規程

第1条〔規程の目的〕

本規程は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第122条に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）における公益目的事業の一環としてなされるJリーグからJリーグの各正会員（以下「Jクラブ」という）に対する配分金等の取扱いについて定める。

第2条〔配分金の意義〕

本規程において配分金とは、規約第118条ないし第121条に定める事業収入等を原資として、JリーグからJクラブに支給される金銭であって次条に定めるものをいう。

第3条〔配分金の種類〕

配分金は、以下の各号に定める通り分類される。

① Jクラブ支援費

Jリーグの理念に基づき、Jクラブの活動を支援する目的で配分されるものであって、以下に定めるもの

イ. 事業協力配分金

Jリーグのパートナー企業とのサッカーの普及活動を目的とし、協賛金収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのJクラブに対して支給されるもの

ロ. 理念強化配分金

第8条第1項各号に定める事項を目的とし、公衆送信権料収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、支給開始年度（「年度」とは、毎年1月1日から12月31日までの期間をいう。以下同じ）の前シーズン（各年において最初の公式試合が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの期間をいう。以下同じ）のJ1リーグ戦の年間順位1位から4位のJクラブに対して最長3年間にわたって支給されるもの。ただし、支給年度毎に次条第1項第4号に定める受領資格要件の充足状況について審査を行う

ハ. 降格救済配分金

降格に伴うJクラブの活動規模の縮小緩和を目的とし、公衆送信権料収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、規約第19条または第19条の2に基づきJ1からJ2におよび規約第20条または第20条の2に基づきJ2からJ3にそれぞれ降格した各Jクラブに対して支

給されるもの

ニ. ACLサポート配分金

国際大会におけるJクラブの競技力の向上を目的とし、公衆送信権料収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、支給年度のアジアサッカー連盟主催のAFCチャンピオンズリーグ（ACL）に参加した各Jクラブに対してその遠征費等について一定割合を補助するもの

ホ. ファン指標配分金

スタジアム来場者数の向上を目的とし、公衆送信権料収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのJクラブに対して支給されるもの

ヘ. アカデミー支援配分金

技術レベルの高いプロサッカー選手の育成を目的とし、協賛金収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのJクラブに対して支給されるもの

ト. フェアプレー推進配分金

公式試合におけるフェアプレーの推進を目的とし、協賛金収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのJクラブに対して支給されるもの

② 公衆送信権料配分金

公衆送信権料収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのJクラブに対して支給されるもの

③ 商品化権料配分金

商品化事業収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのJクラブに対して支給されるもの

④ 一般交付金

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第4条に基づくスポーツ振興投票の対象試合の計画的かつ安定的な開催の確保を目的とし、独立行政法人日本スポーツ振興センターからJリーグに支払われる支援経費の範囲内で、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのJクラブに対して支給されるもの

第4条〔配分金の額等の決定〕

(1) 各配分金については、支給年度のシーズンの始まる日の前日までに、Jリーグの理事会において以下の各号に定める事項を決定しなければならない。

① 配分金の種類ごとの総額

② 配分金の支給対象となるJクラブへの配分金の額または計算方法

③ 配分金の支給方法および支給時期

④ 配分金の受領資格要件

(2) 前項第4号で定める受領資格要件は以下を含むが、これらに限らない。

① 支給対象となるJクラブが、支給年度にかかるシーズンについてJリーグクラブライ

センスまたはJ3クラブライセンスの交付を受け、次条第1項の理事会決議時において現に維持していること

- ② 支給対象となるJクラブが、支給年度のJ1、J2またはJ3のいずれかのリーグ戦に参加していること
- ③ 理念強化配分金に関しては、支給対象候補のJクラブから提出された理念強化配分金活用計画書における理念強化配分金の活用計画が第8条第1項各号に定める目的に合致していること

第5条〔配分金の支給の決定〕

- (1) Jリーグは、前条第1項の理事会より後に開催される理事会において、各配分金の支給対象Jクラブが当該配分金毎に受領資格要件を充足しているかについて審査するものとし、審査に合格したJクラブに対してのみ当該配分金を支給することを承認するものとする。
- (2) 理事会が理念強化配分金について前項の審査を行う場合は、それに先行して、審査委員会（第8条に定める。以下同じ）がJクラブからJリーグに対し提出された理念強化配分金活用計画書に基づき、理念強化配分金の活用計画が第8条第1項各号に定める目的に合致するかについて審査を行い、審査委員会はその審査結果を理事会に答申するものとする。
- (3) Jリーグは、理事会が各配分金について第1項の承認をした場合は、当該配分金の支給対象として決定したJクラブに対しすみやかに支給通知書を交付するものとする。

第6条〔受領資格不適合〕

Jリーグは、各配分金について前条第1項に定める理事会の承認を得られなかったJクラブに対しては、当該支給年度について、当該配分金の支給を行わない。

第7条〔活用実績の審査〕

- (1) 理念強化配分金の支給対象となったJクラブは、理念強化配分金の活用実績について、理念強化配分金を受領した年の翌年3月末日までに、Jリーグに対し、理念強化配分金活用実績報告書を提出する。
- (2) 審査委員会は、前項によりJクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書に基づき、当該Jクラブが理念強化配分金を前年度に提出された理念強化配分金活用計画書または次条第1項各号に定める目的に則って活用したか否かについて審査を行い、その審査結果を理事会に答申するものとする。
- (3) Jリーグの理事会は、第1項に基づきJクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書および前項の審査委員会の審査結果の答申を踏まえて、Jクラブの理念強化配分

金の活用実績を承認する。

- (4) 前項の理事会の承認が得られなかった場合、Ｊリーグは、理事会の決議に基づきＪクラブに対して、その審査結果に応じて、前年度に支給した理念強化配分金の全部または一部の返還を請求することができるものとする。

第 8 条〔審査委員会〕

- (1) 審査委員会は、外部委員 2 名を含む合計 5 名の審査委員で構成され、以下の各号に定める理念強化配分金の目的に照らして、第 2 項に定める事項を審査することを目的として組織する。
 - ① 日本サッカーの水準向上およびサッカーの普及促進
 - ② 若年層からの一貫した選手育成
 - ③ フットボール環境整備
 - ④ 選手や指導者の地域交流および国際交流の推進ならびにスポーツ文化の振興
- (2) 審査委員会の審査事項は、以下の各号に定める通りとする。
 - ① 理念強化配分金支給対象候補のＪクラブから提出された理念強化配分金活用計画書における理念強化配分金の活用計画が、前項各号に定める目的に合致するか否か
 - ② 理念強化配分金支給対象のＪクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書における理念強化配分金の活用実績が、前年度に提出された理念強化配分金活用計画書または前項各号に定める目的に則って活用されたか否か
- (3) 審査委員の選任は理事会の決議事項とし、任期は 2 年とする。なお、外部委員については、以下の各号の要件を満たす者とする。
 - ① 過去 5 年間、Ｊリーグおよびその関連会社における役職員でなかった者
 - ② 過去 5 年間、Ｊクラブおよびその関連会社における役職員でなかった者
 - ③ 弁護士、公認会計士または税理士の資格を有する者

第 9 条〔審査委員会の決議〕

- (1) 審査委員会は、外部委員 1 名以上を含む過半数の委員の出席で成立し、出席委員の過半数の同意により決議する。ただし、理念強化配分金支給対象候補または理念強化配分金支給対象のＪクラブと利害関係を有する出席委員は議決権を有せず、当該委員は定足数の算定にあたっては除外するものとする。
- (2) 第 5 条第 2 項の審査にあたっては、理念強化配分金活用計画書の内容等を検討するものとする。
- (3) 第 7 条第 2 項の審査にあたっては、理念強化配分金活用実績報告書の内容等を検討するものとする。
- (4) 審査委員は、前 2 項の審査に必要な情報をＪリーグおよびＪクラブに要求することができる。

き、ＪリーグおよびＪクラブは正当な理由がある場合を除き、審査委員の要求に応えなければならない。

第 10 条〔議事録〕

審査委員会の議事録は、出席審査委員全員の記名・捺印を要するものとする。

第 11 条〔細 則〕

本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第 12 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 13 条〔施 行〕

本規程は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

2021 年 1 月 1 日

2022 年 1 月 1 日

2023 年 1 月 1 日

リーグ戦安定開催融資規程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第27条に基づき、リーグ戦安定開催融資制度（以下「本融資制度」という）の運営について定める。

第2条〔本融資制度の趣旨〕

本融資制度は、Ｊクラブの財政難によってＪリーグ規約第40条第1項に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属するＪリーグ規約第40条第1項各号に定める各大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、ＪリーグがＪクラブに融資（以下「制度融資」という）を行うものである。

第3条〔本融資制度の原資〕

制度融資の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。

第4条〔融資限度額〕

制度融資の金額は、原則として1クラブあたり3億円を上限とする。

第5条〔融資可能期間〕

- (1) 本融資制度に基づきＪリーグが融資できる期間の開始日は、1月1日とする。
- (2) 本融資制度における返済期日は、Ｊ1クラブおよびＪ2クラブの場合はＪ1参入プレーオフの最終日、Ｊ3クラブの場合はＪ3リーグ戦の最終節の日とし、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。
- (3) 前項に定める返済期日から12月31日までの間は、制度融資は行わない。

第6条〔融資の申請〕

制度融資を希望するＪクラブは、以下の資料を提出のうえ、Ｊリーグに融資の審査を申し込む。

- ① Ｊクラブが作成した「融資申込書」
- ② 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請するＪクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする）
- ③ ホームタウンの首長名で作成された「Ｊクラブの融資申請にかかる同意書」（当該同意書がホームタウンから提出されない場合は、Ｊリーグは「Ｊクラブに対する融資実行通知」をホームタウンに送付することで代えることができる）
- ④ Ｊリーグが個別に指定する、融資申請Ｊクラブの財務状況を説明する資料

第7条〔担保の設定〕

Jリーグは、制度融資を申請したJクラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができる。その場合において、Jリーグは、当該Jクラブが上記担保として適当な財産か否か、その価額その他必要事項について調査することができる。

第8条〔融資の審査と決定〕

- (1) 制度融資を申請したJクラブへの融資実行の可否は、Jリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。
- (2) 前項に定める調査の過程において、Jリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

第9条〔融資実行にともなう制裁〕

制度融資を受けるJクラブに対する制裁として、融資の決定と同時に、原則としてリーグ戦における勝点を10点減ずる。

第10条〔融資事実の公表〕

Jリーグは、制度融資の決定と同時に、以下の内容を公表する。

- ① 融資を受けたJクラブおよび当該Jクラブが融資を申請した理由
- ② 融資金額・返済期日・期日までに返済できなかった場合の措置
- ③ 当該Jクラブに対する制裁の内容

第11条〔融資審査申請Jクラブの管理〕

- (1) Jリーグは、第6条に基づき融資の審査を申し込んだJクラブを、当該申込日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該Jクラブを一定の管理下に置く。
- (2) 当該Jクラブに対する管理の内容は、Jリーグが別途決定する。

第12条〔返済できなかった場合の措置〕

- (1) 制度融資を受けたJクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。
- (2) 制度融資を受けたJクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済できなかった場合、当該Jクラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンのJリーグクラブライセンスまたはJ3クラブライセンスを原則として交付しないまたは取消すものとする。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2014 年 1 月 21 日

2016 年 1 月 19 日

2017 年 1 月 25 日

2019 年 1 月 24 日

大規模災害時補填規程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第28条第2項に基づき、大規模災害時補填制度（以下「本補填制度」という）の運営について定める。

第2条〔本補填制度の趣旨〕

本補填制度は、大規模災害によってＪリーグ規約第40条第1項に定める公式試合について予定日程どおりの開催が不可能な事態となった場合やＪクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、代替地や代替日程によって大会を無事に終了させることまたはＪクラブの活動を通常に戻すことを目的にＪリーグがＪクラブに資金補填を行うものである。

第3条〔補填の対象となる大規模災害〕

補填の対象となる大規模災害とは、激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定もしくは指定される見込みの災害またはこれに準じる災害をいう。

第4条〔本補填制度の原資〕

Ｊリーグが本補填制度によってＪクラブに補填する資金の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。

第5条〔補填の申請〕

本補填制度に基づく補填を希望するＪクラブは、以下の資料を提出の上、Ｊリーグに補填の審査を申し込む。

- ① Ｊクラブが作成した「補填申込書」
- ② 本補填制度に基づく補填を申請することおよび補填後の収支計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請するＪクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする。）
- ③ Ｊリーグが個別に指定する、補填申請Ｊクラブの財務状況を説明する資料

第6条〔補填の決定〕

本補填制度に基づく補填を申請したＪクラブへの補填実行の可否、補填金額等は、Ｊリーグが、別途定める基準に従い決定する。

第7条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第8条〔施行〕

本規程は、2017年1月25日から施行する。

〔改正〕

2019年1月24日

2020年1月30日

2021年5月27日

2023年1月1日

試合実施時における Ｊリーグ安全理念

Ｊクラブは、試合を通じ観客に本当の満足と快適さを提供するために、以下の安全に関する理念に基づき行動するものとする。

1. 観客の安全を何よりも優先する。
2. 選手およびチームスタッフは、かけがえのない財産であり、また審判は競技進行の要であって、その安全性は確保されなくてはならない。
3. マッチコミッショナーおよび競技スタッフは、試合運営に欠かせぬ存在であり、その安全性は確保されなくてはならない。
4. 選手にフェアプレーを徹底し、観客にはフェアプレー精神に則った応援・観戦を心から願う。
5. スタジアムの安全性の充実を目指す。

スローガン

試合実施時におけるセキュリティは、究極の観客サービスである。

2023 明治安田生命 J 1・J 2・J 3 リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Jリーグ規約第 40 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める公式試合として、2023 年の明治安田生命 J 1 リーグ（以下「J 1」という）、明治安田生命 J 2 リーグ（以下「J 2」という）および明治安田生命 J 3 リーグ（以下「J 3」といい、J 1、J 2 および J 3 を総称する場合は「リーグ戦」という）の実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項によるものとする。

第 1 節 スタジアム

第 1 条〔スタジアムの確保と維持〕

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第 4 章第 1 節に定められた内容に従い、当該要件を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを整備し、維持管理する責任を負う。
- (2) Jリーグ、理事会またはチェアマンは、Jリーグ規約において定められた内容に従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。

第 2 条〔旗の掲揚〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。
 - ① リーグ旗：ホームクラブ旗とビジタークラブ旗の中央
 - ② ホームクラブ旗：ホームクラブのベンチ側
 - ③ ビジタークラブ旗：ビジタークラブのベンチ側
 - ④ フェアプレー旗：リーグ旗の下または横
- (2) リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗の大きさはいずれも天地 1,800 mm、左右 2,700 mm とする。

第 3 条〔広告看板等の設置〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置にJリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。

第 4 条〔スタジアムにおける告知等〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するときは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第 4 号については得点直後に、また、第 7 号に

については後半 30 分を目安に、それぞれ告知するものとする。

- ① 選手、審判員およびマッチコミッショナー
 - ② 試合方式
 - ③ 選手および審判員の交代
 - ④ 得点者および得点時間
 - ⑤ アディショナルタイム
 - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
 - ⑦ 入場者数（第 39 条第 3 項および第 4 項に基づいて算定されたもの）
 - ⑧ 警告を受けた者および退場を命じられた者
 - ⑨ 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を含む広告宣伝、告知またはイベント等を行うことができる。
- ① 次の試合の予定の告知
 - ② クラブパートナーの広告宣伝
 - ③ チームまたは選手に関する情報の告知

第 5 条〔医事運営〕

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
- ① 医務室には、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品を備えること
 - ② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各 1 名以上を開門時から閉門時まで待機させること。なお、医師か看護師のいずれかが開門 1 時間前から待機していることが望ましい
 - ③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機していることが望ましい
 - ④ 第 2 号の医師に、対処した外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、Jリーグへ可及的すみやかに提出すること
 - ⑤ AED を医務室に 1 台および救護室または観客エリアに 2 台以上（J3 は 1 台以上）備えること
 - ⑥ すべての試合において第 4 の審判員ベンチに AED を備えなければならない
 - ⑦ ピッチサイドに通常の担架 2 台および頭部・頸部固定可能な担架を 2 台（J3 は 1 台）備えること
- (2) Jクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Jリーグ傷害報告書」をJリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。
- (3) 前項第 2 号の医師および看護師の手当等は、以下の金額を標準とする。
- | | |
|--------|--------------|
| 手当て：医師 | 30,000 円（日給） |
| 看護師 | 10,000 円（日給） |
- 交通費：Jリーグの「旅費規程」による

第2節 試合

第6条〔試合の概要〕

試合の主催や出場等に関する事項は、Ｊリーグ規約第4章第2節に定める。

第7条〔大会方式〕

リーグ戦の大会方式は、ホーム＆アウェイ方式による2回戦総当たりとする。

第8条〔届出義務〕

- (1) Ｊクラブは、Ｊリーグ規約第47条に定めた事項につき、2023年1月31日までに、所定の方法によりＪリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。
- (3) Ｊリーグは毎週金曜日（ただし、その日がＪリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日（ただし、その日がＪリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。

第9条〔出場資格〕

- (1) 協会への選手登録およびＪリーグ登録（Ｊリーグ規約第100条に定める。以下同じ）を完了し、かつ第12条の定めに従い提出された「Ｊリーグメディカルチェック報告書」で試合出場可能と判断された選手でなければ、試合に出場することはできない。
- (2) 前項に定める条件に加え、Ｊクラブの2種チームに所属する選手については、次の各号の条件を満たさなければ、所属するＪクラブが参加する試合に出場することはできない。
 - ① 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - ② 選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること
 - ③ 「第2種トップ可」選手としてＪリーグ登録されていること
- (3) 前2項に定める選手は、前各項に定めるもののほか、本実施要項、Ｊリーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定める全ての要件を充足しなければ試合に出場することはできない。

第10条〔追加登録期限〕

選手を試合へ出場させるための追加登録期限は2023年9月8日とし、同日までに協会への選手登録およびＪリーグ登録を完了した選手でなければ試合に出場することはできない。

第 11 条〔出場可能日〕

前 2 条により登録を完了した選手は、Ｊリーグ登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第 12 条〔メディカルチェック〕

- (1) ＪクラブはＪリーグが別途定める日までに、選手に関する「Ｊリーグメディカルチェック報告書」をＪリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「Ｊリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第 13 条〔エントリー〕

- (1) 本実施要項においてエントリーとは、各試合に出場できる選手ならびにベンチ入りできる選手およびチームスタッフ（Ｊリーグ規約第 47 条第 3 号に定める。以下同じ）を届け出る手続をいう。
- (2) エントリーは、各チームが自己の責任において必要事項を記入した「Ｊリーグメンバー提出用紙」をマッチコミッショナーに提出した時点で完了するものとする。双方のチームは、各試合のキックオフ時刻の 150 分前までにエントリーを完了しなければならない。なお、エントリー完了後のメンバー修正は、第 32 条に定める場合を除き、認められない。
- (3) 各試合にエントリーできる選手およびチームスタッフは、第 8 条の定めに従い届け出られた選手およびチームスタッフのうち、本実施要項、Ｊリーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定める全ての要件を満たす者に限られるものとする。
- (4) 双方のチームは、規約第 62 条第 2 項第 2 号に定めるエントリー下限人数として、各試合において、以下の人数の選手およびチームスタッフをエントリーしなければならない。選手については 18 名、チームスタッフについては 7 名を 1 チームあたりのエントリー可能者の上限人数とする。なお、以下の各号の適用にあたっては、規約第 63 条に基づく代替試合および再試合については、当該代替試合および再試合が行われた日で判断するものとし、再開試合については、元の試合が行われた日で判断する。

- ① 2023 年 9 月 24 日までのＪ 1 およびＪ 3 の試合ならびに 2023 年 9 月 3 日までのＪ 2 の試合

トップチーム登録の選手 15 名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が 2 名以上、かつフィールドプレーヤーの選手が 13 名以上とする。第 2 種トップ可および特別指定選手は含まない）およびチームスタッフ 2 名以上（コーチングスタッフ（監督、ヘッドコーチ、コーチおよびゴールキーパーコーチ） 1 名以上かつメディカルスタッフ（ドクター、トレーナー、マッサーおよびフィジオセラピスト） 1 名以上とする）

- ② 2023 年 9 月 25 日以降のＪ 1 およびＪ 3 の試合ならびに 2023 年 9 月 4 日以降のＪ 2 の試合

トップチーム登録、第 2 種トップ可および特別指定選手合計 13 名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が 1 名以上、かつフィールドプレーヤーの選手が 10 名

- 以上とする)。チームスタッフについてはエントリー必須人数の下限を設けない
- (5) 双方のチームがエントリーを完了した場合、Jリーグ規約第62条第2項第1号、第3号または第4号に定める場合を除き、試合は必ず開催される。エントリー完了後に負傷または急病等やむを得ない事情により選手の数が入場人数を下回った場合であっても同様とする。

第14条〔外国籍選手〕

- (1) Jリーグ登録することができる外国籍選手の人数には、制限を設けないものとする。
- (2) 試合に入場することができる外国籍選手の1チームあたりの上限は、以下の通りとする。
- J1：5名 J2・J3：4名
- (3) 以下に定める国の国籍を有する選手は、Jリーグ提携国枠の選手として、前2項に定める外国籍選手ではないものとみなす。
- タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシア

第15条〔ユニフォーム〕

Jクラブがリーグ戦において使用するユニフォームは、理事会が別途定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

第16条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド（ピッチおよびその周辺部分をいう）上に用意されたベンチには、第13条の定めに従い適切に入場された者だけが着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上から双方のチームのフィールドプレイヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。
- (4) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレイヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。
- (5) Jクラブは、協会およびJリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者および出場停止処分を受けた者ならびに試合中に主審により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (6) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、フィールド周辺および第21条に基づきAD証で規制される通行可能エリアに立ち入ってはならない。
- (7) 第5項に定める者のうち、試合中に主審により退場を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない。
- (8) 前2項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。
- (9) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、当該チームスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。

- (10) 本条第1項から第5項、第7項および前項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会またはＪリーグにより処分を決定される。

第17条〔テクニカルエリアの使用〕

「Ｊリーグメンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ1名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第18条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

第19条〔年間順位の決定〕

- (1) リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いＪクラブを上位とし、Ｊ1、Ｊ2およびＪ3それぞれ年間順位を決定する。ただし、勝点在同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
- ① 全試合の得失点差
 - ② 全試合の総得点数
 - ③ 該当するＪクラブ間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数）
 - ④ 全試合の反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (2) 前項第4号の反則ポイントの計算は以下の通りとする。
- ① 退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場およびチームスタッフの退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして加算し、警告および退場がなかった試合1試合につき3ポイントを減ずる
 - ② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告1回につき1ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告2回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする
 - ③ 第1号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のあるＪクラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれのＪクラブ）について、第1号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする。
 - ④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。
- (3) 第1項第5号の抽選は、昇降格の決定に関わる等の場合であって、順位の優劣を確定させる必要があるとチェアマンが判断したときに限り実施される。
- (4) 同一順位のＪクラブが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。
- (5) Ｊ1で複数のＪクラブが同順位となった場合、ＡＦＣチャンピオンズリーグ等へ出場するＪクラブは、理事会で決定する。

第20条〔審判員〕

- (1) Ｊリーグは、リーグ戦の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員

で、かつＪリーグ規約第 101 条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。

- (2) 審判員は、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻の 90 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第 4 の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、Ｊリーグと協会の審判委員会が協議の上対応を決定する。ただし、VAR および AVAR に職務の続行が不可能となる事態が生じた場合であっても試合の開催に影響はないものとする。
- (4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て：

	主審	副審	第 4 の審判員	VAR	AVAR
J 1	120,000 円	60,000 円	20,000 円	60,000 円	30,000 円
J 2	60,000 円	30,000 円	13,000 円	—	—
J 3	30,000 円	15,000 円	10,000 円	—	—

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000 円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000 円

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

- (5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Ｊリーグ規約第 63 条第 2 項第 2 号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

	主審	副審	第 4 の審判員	VAR	AVAR
J 1	70,000 円	35,000 円	10,000 円	35,000 円	20,000 円
J 2	35,000 円	20,000 円	8,000 円	—	—
J 3	20,000 円	9,000 円	6,000 円	—	—

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000 円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000 円

ロ. 試合途中から手当ての額の多い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前 2 号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Ｊリーグの「旅費規程」に基づいて支払う

第 21 条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

Jリーグは、次の各号のアクレディテーションカード（AD証）を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- ① OFFICIAL（紫）：オールエリア通行可
- ② OFFICIAL（青）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、TVクルー撮影エリア（スタンド）、観客ゾーン、その他運営ゾーン
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ③ TEAM（ピンク）：オールエリア通行可
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ④ TEAM（赤）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、更衣室、練習場、その他運営ゾーン
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ⑤ PRESS（黄緑）：記者室、記者席、カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑥ HB STAFF（オレンジ）・RH STAFF/TV STAFF（茶）・RADIO STAFF（黄）：フィールド（ピッチを除く）、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑦ カメラマンビブス（オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウティング・青、大型映像装置/クラブ映像撮影・ピンク、Jリーグオフィシャルメディア/クラブ映像撮影・緑）：エリアについてはJリーグが別途定めるJリーグメディアガイドに準ずる

第 22 条〔入場料および入場券販売〕

- (1) ホームゲームの入場料金は、ホームクラブがその裁量により設定することができる。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の未就学児童の入場料金は、大人の有料入場者1名につき1名に限り、無料とする。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半15分経過時まで行う。

第 23 条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の120分前までにJリーグの指定する試合球を最低7個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第 24 条〔試合運営に関する義務〕

Jクラブは、Jリーグ規約第51条の定めに従い、安全かつ適切に試合を運営しなければならない。

第 25 条〔日程〕

Jクラブは、Jリーグ規約第56条の定めに従い、試合日程を遵守しなければならない。

第 3 節 運 営

第 26 条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Ｊリーグ規約第 4 章第 3 節に定める。

第 27 条〔運営責任〕

- (1) ホームクラブおよびビジタークラブは、Ｊリーグ規約および本実施要項の定めに従い、安全かつ円滑に試合の運営を行う責任を負う。
- (2) ホームクラブが独自に設けた観戦ルールがある場合、ホームクラブおよびビジタークラブは、試合開催日までに当該観戦ルールを相互に確認のうえ、それぞれのサポーターにその内容を周知して遵守させなければならない。なお、ビジタークラブは、当該観戦ルールに対して自ら異議を申し立て、またはビジタークラブのサポーターに異議を申し立てさせてはならない。
- (3) ホームクラブの実行委員は、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻の 150 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (4) Ｊリーグ規約および本実施要項に定める実行委員および運営担当（正）の職務は、以下各号の通り代行させることができる。ただし、同じ者が実行委員の代理人と運営担当（正）の代理人を兼ねることはできない。
 - ① ホームクラブの実行委員
実行委員代理として登録されている者
 - ② ビジタークラブの実行委員
Ｊクラブがその責務にあたることができると判断した者
 - ③ ホームクラブまたはビジタークラブの運営担当（正）
運営担当（副）として登録されている者

第 28 条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、Ｊリーグ規約第 61 条第 3 項に定める事項を遵守しなければならない。
- (2) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：30,000 円
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による
- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
 - ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
手当て：なし
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
 - ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：20,000 円
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による
 - ③ 試合途中で中止が決定した場合
手当て：30,000 円

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

第 29 条〔試合の中止および中断の決定〕

- (1) 試合の中止は、Ｊリーグ規約第 62 条またはＪリーグ規約第 57 条第 3 項の定めに従い、それぞれ決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビクタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第 30 条〔スタジアムへの到着〕

双方のチームは原則としてバスを使用し、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着しなければならない。

第 31 条〔キックオフ時刻の厳守〕

- (1) いずれのチームも、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻を厳守しなければならない。ただし、テレビまたはラジオの同時中継放送の都合による場合、ホームクラブは、5 分以内に限り、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻を遅らせることができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、ホームクラブは、不可抗力による場合、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得たうえで、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻を遅らせることができる。なお、最終節のキックオフ時刻の遅延は、競技上のインテグリティの観点から問題がないとチェアマンが判断した場合を除き、45 分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない等の事情によりキックオフができない場合、相手チームはＪリーグが指定するキックオフ時刻から 45 分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムは原則として前半終了時刻から 15 分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係等で前半終了時刻から 15 分間を確保できない場合は、ホームクラブがＪリーグに事前に申請し、承認を得るものとする。
- (5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。
 - ① ハーフタイム 15 分確保対象試合の場合
前半終了時刻の 15 分後を後半のキックオフ時刻（主審が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻とする）とする
 - ② ハーフタイム 15 分適用外試合の場合
前半のキックオフ時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の 60 分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキックオフ時刻から 50 分を超えた場合は、前半終了時刻の 10 分後を後半のキックオフ時刻とする

第 32 条〔エントリー完了後の選手変更〕

- (1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り、以下各号の定めに従い認められる。

① 負傷または急病等クラブの責めに帰さない事情による場合

イ. 先発予定選手を変更する場合

控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる

ロ. 控え選手を変更する場合

新たな選手を控え選手とすることができる

② Jリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできない選手がエントリーされていたことが判明した場合

イ. 先発予定選手に不備があった場合

控え選手に限り先発予定選手に変更することができる。ただし、新たな選手を控え選手とすることはできない

ロ. 控え選手に不備があった場合

新たな選手を控え選手とすることはできない

(2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについてはやむを得ない事情がなくても変更できるものとする。

① 急病等クラブの責めに帰さない事情による場合

新たなチームスタッフに変更することができる

② Jリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできないチームスタッフが入力されていたことが判明した場合

新たなチームスタッフに変更することはできない

(3) 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

第33条〔選手の交代〕

(1) 試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

① 選手の交代は、5名以内とする

② 選手の交代は、1試合合計3回以内（ただし、ハーフタイムを除く）とする

③ 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

(2) 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の各号の通りとする。

① 本項に基づく選手の交代は、前項第1号および第2号に定める交代人数および交代回数に含まれない。ただし、人数は1名に限るものとする

② 本項に基づく選手の交代は、Jリーグが別途指定する、前項の通常の選手の交代と判別できる手続きで行われなければならない

第34条〔中止となった試合の記録〕

試合が、キックオフされた後に中止となり、Jリーグ規約第63条第2項に基づき当該

試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 90 分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該中止試合において、Jリーグ規約第 133 条第 1 号に定める違反行為が行われた疑いがある場合、同第 134 条に従って当該行為に対する調査、審議および懲罰の決定が行われる
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される

第 35 条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が中止となった場合
- ③ Jリーグ規約第 62 条の 2 に定める入場制限試合が開催された場合（ただし、払い戻しの範囲は観客の入場制限の実施態様によって決定する）

第 36 条〔係 員〕

(1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。

- ① 場内外の警備・案内要員
- ② 場内放送要員
- ③ ボールパーソン
- ④ 担架要員（最大 8 名、担架を 2 台用意しておくこと）
- ⑤ 記録員（原則 4 名以上）

(2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

第 37 条〔中継映像制作〕

Jクラブは、Jリーグによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、別途定めるガイドラインに基づき、協力しなければならない。

- ① Jリーグスタジアム基準第三項〔諸室・スペース〕第 1 項第 3 号、第 4 項および第 5 項に定める箇所を含むスタジアムへの撮影機材の搬入搬出、設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上立入りが必要な競技関連エリア（ピッチ、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等）への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手、監督、チームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ 試合メンバー表、ハーフタイムコメント、公式記録等の配付など試合情報のすみやかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有

第 37 条の 2〔VAR の実施〕

VAR を採用する試合のホームゲームを主管する J クラブは、VAR 実施のため、試合中および前後に J リーグまたは J リーグが指定する事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、協力しなければならない。

- ① J リーグスタジアム基準第三項〔諸室・スペース〕第 1 項第 6 号に定める VAR 用カメラ設置スペースおよび第 IV 項〔アクセス関係〕第 2 項第 11 号に定める駐車場を含む、スタジアムへの機材の搬入搬出、設営および撤去における安全の確保
- ② 業務上立ち入りが必要な競技関連エリア（ピッチ周辺、審判控室等）への立入許可
- ③ 試合メンバー表の配付または配信など試合情報のすみやかな伝達
- ④ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有

第 38 条〔取材メディア対応〕

- (1) 取材メディア関係者は、原則として試合開始 60 分前から試合終了時までには試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。
- (2) 試合における J クラブの取材メディア対応は次のとおりとする。
 - ① ホームクラブは、フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - ② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室を設ける
 - ③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をキックオフ時刻の 110 分前までに配付または配信する
 - ④ 試合終了後、双方のチームの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない
 - ⑤ 試合終了後、双方のチームの選手はホームクラブが設けた場所（ミックスゾーン）で取材対応を行わなければならない

第 39 条〔公式記録〕

- (1) 記録員は、所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに取材メディア関係者等に配付または配信する。
- (2) ホームクラブの運営担当は、公式記録の原紙の写しをすみやかに J リーグに提出しなければならない。
- (3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。
 - ① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ. 入場券を保有している者
 - ロ. 入場券を保有していない未就学児童
 - ② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ. 車いす観戦者およびその付添人
 - ロ. VIP 席の観客なお、入場者数には選手、審判員、J クラブの役職員その他試合運営に関わる者、スタ

ジウム管理者、売店関係者、取材メディア関係者およびフォトグラファーは含めてはならない。

- (4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。

第40条〔試合運営報告〕

ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、Ｊリーグに提出しなければならない。

第41条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手およびチームスタッフは、規律委員会の決定があるまで試合への出場を停止される。

第42条〔退場による出場停止処分の翌シーズンへの繰り越し〕

退場による出場停止処分の未消化分がシーズン終了時に2試合以上に及ぶ場合には、次シーズンに持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該シーズン終了をもって失効するものとする。

第4節 試合の収支

第43条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、Ｊリーグ規約第4章第5節に定める。

第44条〔公衆送信権〕

- (1) 試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてＪリーグに帰属する。
- (2) 試合の公衆送信権料は、別途Ｊリーグが定めるところによる。
- (3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのＪクラブにそれぞれ配分するものとする。

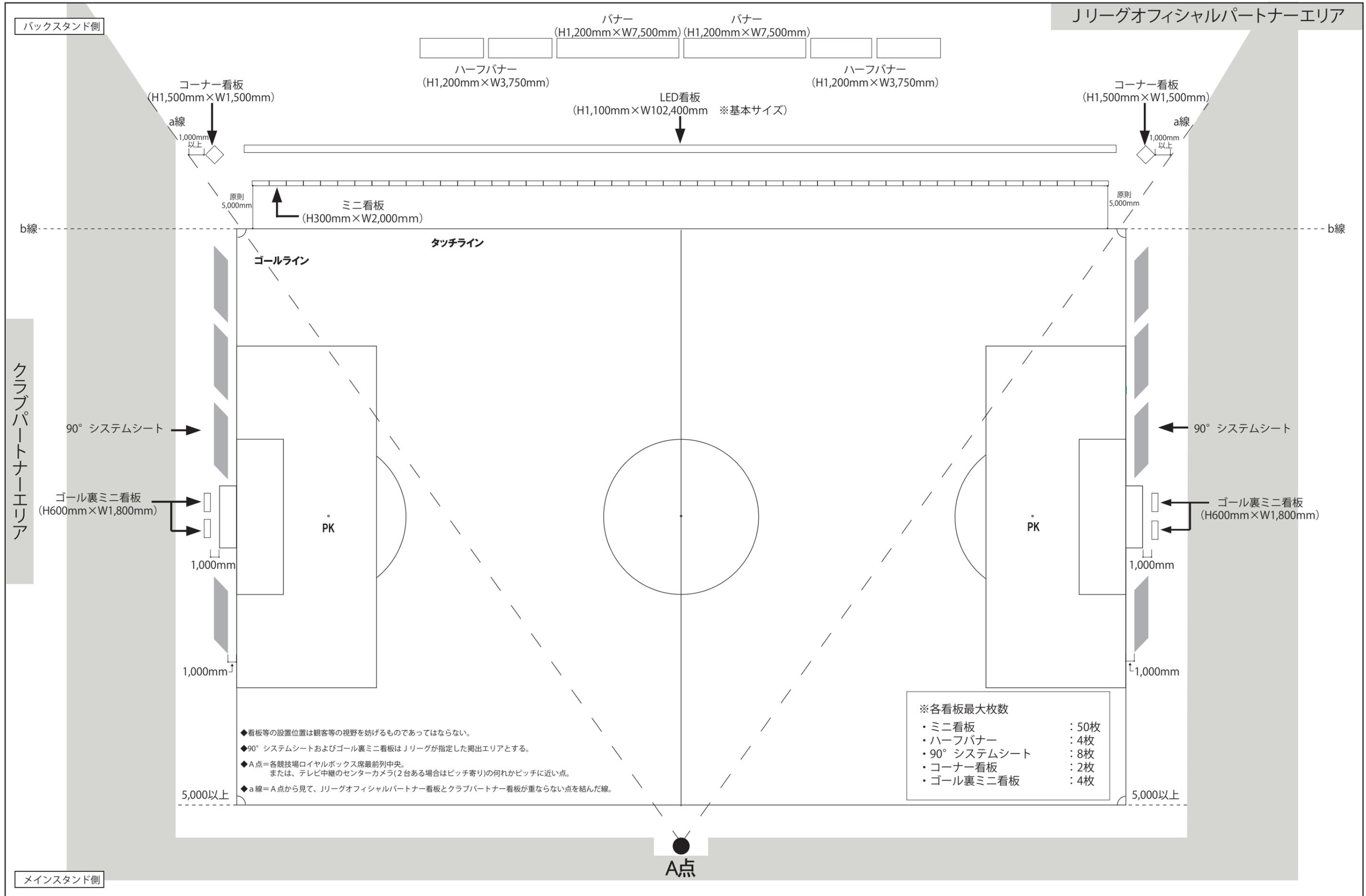
第45条〔収支報告〕

Ｊクラブは、Ｊリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Ｊリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

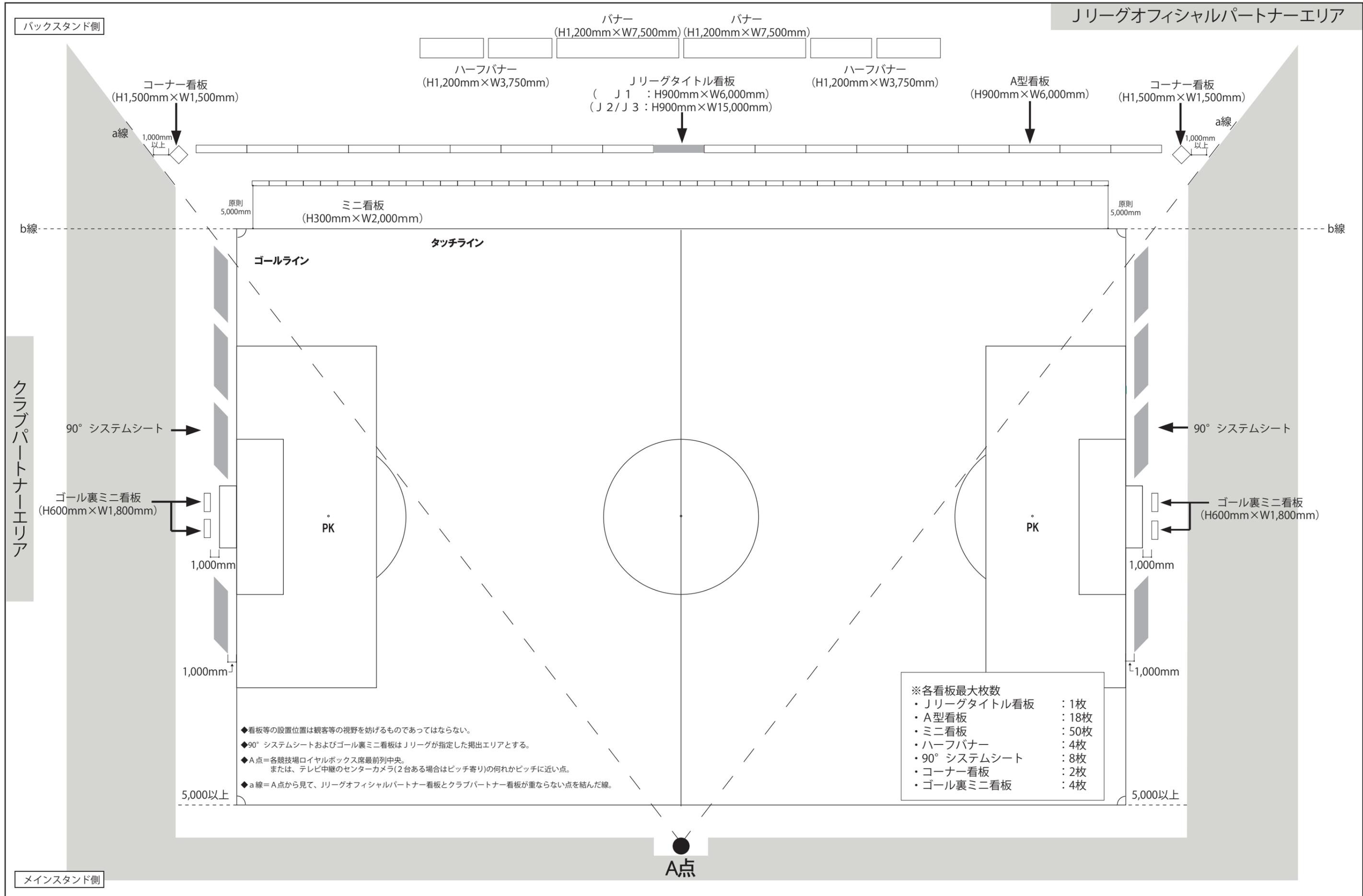
第46条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

明治安田生命 J1 リーグ パートナー 広告看板基本掲出図 ※LED看板実施時 (J1 リーグ戦のうち各節2 試合)



明治安田生命Jリーグパートナー広告看板基本掲出図



2023 Jリーグ YBC ルヴァンカップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第4号に定める公式試合として、2023 Jリーグ YBC ルヴァンカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2023 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、グループステージおよびプライムステージから構成される。
- (2) 本大会には、すべての J1 クラブと、前シーズンの J1 年間順位 17 位と 18 位の J2 クラブが参加する。
- (3) グループステージは、以下の定めに従って行う。

- ① グループステージは参加クラブを A～E の 5 つのグループ（1 グループ 4 クラブ）に分け、各グループ内でホーム＆アウェイ方式（計 2 試合）2 回戦総当たりとする。グループステージのグループ分けは、以下の表に定める優先順位および適用条件に従い、参加クラブを A、B、C、D、E、E、D、C、B、A、A、B、C、D、E、E、D、C、B、A の順に各グループに振り分けて決定するものとする

優先順位	適用クラブ	適用条件
1	前シーズンの結果 J2 から J1 に昇格したクラブを除く、当該シーズンの J1 クラブ	前シーズンの J1 年間順位の上位から下位の順
2	前シーズンの結果 J2 から J1 に昇格した J1 クラブ	前シーズンの J2 年間順位の上位から下位の順
3	J2 クラブ	前シーズンの J1 年間順位の上位から下位の順

- ③ グループステージについては、各グループの 1 位の 5 チームおよび第 7 条第 3 項の定めに従い決定する各グループの 2 位のうち上位 3 チームの、合計 8 チームがプライムステージに進出するものとする
- (4) プライムステージは、準々決勝および準決勝をホーム＆アウェイ方式（計 2 試合）、決勝を 1 試合で行う。なお、組み合わせについてはグループステージ終了後に抽選を行い決定する。
- (5) 本条において想定されていない事態が発生した場合の措置は、理事会で審議決定する。

第3条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）および Jリーグが主催し、Jリーグが主管する。

- (2) Jリーグは、本大会のグループステージから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条〔U-21 選手の出場義務〕

- (1) 本大会のすべての試合において、2002年1月1日以降に出生した日本国籍選手(以下、「対象選手」という)を1名以上先発出場させなければならない。
- (2) 前項の定めにかかわらず、以下各号のいずれかに該当する場合、前項の義務を免れるものとする。
- ① 対象選手1名以上が、試合日において日本代表試合または日本代表の合宿その他の活動(A代表またはU-19以上のカテゴリーの日本代表に限る)に招集されている場合。ただし、当該対象選手が本大会の各試合との関係で、中2日以上の間をもって帰国した場合、当該各試合については前項の義務を負う
 - ② 先発選手としてエントリーされた対象選手がその後の怪我等のやむを得ない理由により出場ができなくなった場合

第5条〔追加登録期限と出場制限〕

- (1) 2023年10月6日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手でなければ試合へ出場することはできない。
- (2) Jクラブは、グループステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、グループステージの試合に出場させてはならない。また、Jクラブは、プライムステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージの試合に出場させてはならない。なお、グループステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージに出場させることは妨げない。

第6条〔エントリー〕

- (1) 双方のチームは、規約第62条第2項第2号に定めるエントリー下限人数として、各試合において、以下の人数の選手およびチームスタッフをエントリーしなければならない。なお、選手については18名、チームスタッフについては7名を1チームあたりのエントリー可能者の上限人数とする。
- ① グループステージ
トップチーム登録、第2種トップ可および特別指定選手合計13名以上(ただし、ゴールキーパー登録の選手が1名以上、かつフィールドプレイヤーの選手が10名以上とする)。チームスタッフについてはエントリー必須人数の下限を設けない
 - ② 準々決勝・準決勝
トップチーム登録、第2種トップ可および特別指定選手合計13名以上(ただし、ゴールキーパー登録の選手が1名以上、かつフィールドプレイヤーの選手が10名以上とする)。チームスタッフについてはエントリー必須人数の下限を設けない
 - ③ 決勝
トップチーム登録の選手15名以上(ただし、ゴールキーパー登録の選手が2名以上、かつフィールドプレイヤーの選手が13名以上とする。第2種トップ可および特別指定選手は含まない) およびチームスタッフ2名以上(コーチングスタッフ(監

督、ヘッドコーチ、コーチおよびゴールキーパーコーチ) 1名以上かつメディカルスタッフ(ドクター、トレーナー、マッサージおよびフィジセラピスト) 1名以上とする)

- (2) 前項第2号および第3号の基準を満たさないチームが生じた場合であっても、基準を満たさないクラブが希望し、かつチェアマンが認めた場合に限り、エントリー下限人数に満たない人数で試合を実施することができるものとする。
- (3) 本大会において、J1クラブとJ2クラブが対戦することとなる場合における外国籍選手のエントリー可能数は、リーグ戦実施要項第14条第2項に定めるそれぞれの所属リーグの上限数に従う。

第7条〔グループステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージの試合は、90分間(前後半各45分)で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) グループステージが終了した時点で、勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第3号の順序により順位を決定する。
 - ① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数
 - ② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差
 - ③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数上記第1号から第3号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第1号から第3号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第4号から第8号の順序により順位を決定する。
 - ④ グループ内の全試合の得失点差
 - ⑤ グループ内の全試合の得点数
 - ⑥ 順位決定に関わるチームが2チームのみで、その両チームがフィールド上にいる場合はペナルティーキック(以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ)
 - ⑦ グループ内の全試合の反則ポイント
 - ⑧ 抽選
- (3) グループステージが終了した時点で、異なるグループ間の同一順位チームにおいて順位を決定する場合は、勝点の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① 得失点差
 - ② 得点数
 - ③ 反則ポイント
 - ④ 抽選

第8条〔プライムステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) プライムステージのうち、準々決勝および準決勝については、90分間(前後半各45分)の試合をホーム&アウェイ方式で2試合行い、第2戦が終了した時点で、勝利数が多い

チームを勝者とする。

- (2) 準々決勝および準決勝の第2戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。ただし、第2戦が規約第64条に定めるみなし開催となった場合においては、第2号に定める延長戦および第3号に定めるPKは実施しないものとする。

- ① 2試合における得失点差
- ② 第2戦終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
- ③ PK
- ④ 抽選

- (3) プライムステージのうち、決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。

- ① 30分間（前後半各15分）の延長戦
- ② PK

- (4) 第2項第2号および前項第1号の延長戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。

- ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第33条第1項第1号および第2号の定めにかかわらず、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる
- ② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く

- (5) 第2項第3号および第3項第2号のPKは、次の各号の定めに従い行うものとする。

- ① PKに参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が6名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる
- ② PKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

第9条〔順位の設定および表彰〕

- (1) Jリーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途理事会が定めるJリーグ表彰規程（以下「表彰規程」という）により表彰する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、決勝が規約第64条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて以下の通り取り扱うものとする。

- ① 規約第64条第1号に該当する場合（不可抗力を原因とする場合）

両チームを優勝とする。賞金は、表彰規程第5条第1項第1号および第2号に定める賞金の合計を折半し、それぞれ100,000,000円とする

- ② 規約第64条第2号に該当する場合（一方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする

場合)

責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを2位とする

- ③ 規約第 64 条第 3 号に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）

両チームを2位とする。賞金は表彰規程第 5 条第 1 項第 2 号の定めに従い、それぞれ 50,000,000 円とする

第 10 条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に本大会のタイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地 900mm×左右 15,000mm

枚数：1枚

- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠パートナーおよびサブスポンサーが、広告看板またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地 900mm×左右 6,000mm

枚数：冠パートナーおよびサブスポンサー合計最大 16 枚

- (3) 決勝については、前項の掲出物に加え、電光看板、90°システムシート等を使用する。なお、電光看板および 90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。

第 11 条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第 4 の審判員	V A R	A V A R
120,000 円	60,000 円	20,000 円	60,000 円	30,000 円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000 円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合手当ては支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、規約第 63 条第 3 項第 2 号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	V A R	A V A R
70,000 円	35,000 円	10,000 円	35,000 円	20,000 円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000 円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000 円

ロ. 試合途中から、責任の重い職務についての場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う

- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：30,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合

手当て：なし

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）

- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合

手当て：20,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- ③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：30,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第12条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) グループステージから準決勝までの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第13条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を本大会終了後、別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に協会に納付しなければならない。
- (2) 準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する

分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

第14条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

- ① グループステージから準決勝までの試合については、出場するJクラブがそれぞれ負担する
- ② 決勝についてはJリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する

第15条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

FUJIFILM SUPER CUP 2023 試合実施要項

第1条〔趣旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第7号に定める公式試合として、FUJIFILM SUPER CUP 2023（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2023 明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、2022 明治安田生命J1リーグ優勝クラブと天皇杯JFA第102回全日本サッカー選手権大会優勝クラブが対戦する。ただし、いずれも同一のクラブが優勝した場合、2022 明治安田生命J1リーグ2位のクラブが出場権を得るものとする。
- (2) 試合開催予定日の3日前の正午までに、試合開催日において第5条に定めるエントリー下限人数の要件を満たすことができないことが確定的であるとチェアマンが判断した場合であって、第5条第2項の定めに従いチェアマンが試合の実施を認めない限り、当該クラブは本大会の出場権を失う。なお、本項に該当する場合、規約第62条第2項の定めにかかわらず、次項の定めにより出場権を有するクラブが存在する限り、試合は中止されないものとする。
- (3) 前項により、第1項に定めるクラブが出場権を失った場合、2022 明治安田生命J1リーグ2位以下の最先順位のクラブ（出場権を失ったクラブを除く）が本大会に出場するものとする。また、その後、出場権を有するクラブが前項の定める場合に該当して本大会の出場権を失った場合、2022 明治安田生命J1リーグの3位以下の最先順位のクラブ（出場権を失ったクラブを除く）が順次、本大会の出場権を得るものとする。
- (4) 試合開催予定日の3日前の正午を超過した後、規約第62条第2項の定めに従い試合が中止された場合において、あらかじめ定められた順延開催日での試合の開催もできないときは、規約第63条および第64条の定めにかかわらず、試合の代替開催は行わず、本大会は成立しなかったものとみなす。

第3条〔試合の主催等〕

試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。

第4条〔追加登録期限〕

2023年2月10日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手でなければ試合へ出場することはできない。

第5条〔エントリー〕

- (1) 双方のチームは、規約第62条第2項第2号に定めるエントリー下限人数として、トップチーム登録、第2種トップ可および特別指定選手合計13名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が1名以上、かつフィールドプレーヤーの選手が10名以上とする）をエントリーしなければならない。チームスタッフについてはエントリー必須人数の下限を設けない。なお、選手については18名、チームスタッフについては7名を1チームあたりのエントリー可能者の上限人数とする。
- (2) 前項の基準を満たさないチームが生じた場合であっても、基準を満たさないクラブが希望し、かつチェアマンが認めた場合に限り、エントリー下限人数に満たない人数で試合を実施することができるものとする。

第6条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合、ペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで行うものとする）により勝者を決定する。
- (2) 前項におけるPKに参加できる者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ後半戦終了までに選手交代が5名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (3) 第1項におけるPKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第7条〔順位の決定および表彰〕

- (1) 本大会における勝者を優勝、敗者を2位として、以下の通り賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金30,000,000円、スーパーカップ、メダル
 - ② 2位：賞金20,000,000円、メダル
- (2) 第2条第4項の定めに従い本大会が不成立となった場合、順位の決定および表彰は行わない。

第8条〔広告看板等の設置〕

試合においては、電光看板、90°システムシート等を使用する。なお、電光看板および90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。

第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。
手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
120,000円	60,000円	20,000円	60,000円	30,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当では、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による。

(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当では支払わない。
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当での支払いは、次のとおりとする。

イ. 試合途中から手当の額の少ない職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、規約第63条第3項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当を支払う

手当で：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
70,000円	35,000円	10,000円	35,000円	20,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当では、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円

ロ. 試合途中から、手当の額の多い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当を支払う

第10条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、Jリーグ旅費規程第2条に基づきJリーグが負担する。

第11条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

本大会の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第12条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

2023 J1昇格プレーオフ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第5号に定める公式試合として、明治安田生命J1リーグ（以下「J1」という）に昇格する明治安田生命J2リーグ（以下「J2」という）のクラブ（以下「J2クラブ」という）を決定するための「2023 J1昇格プレーオフ」（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2023 明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第2条〔本大会の目的〕

- (1) 本大会は規約第19条の2に定める出場資格を満たすJ2クラブが参加して行う。
- (2) 本大会により、J1に昇格するJ2クラブを決定する。

第3条〔本大会の方式〕

- (1) 本大会はトーナメント方式により、準決勝および決勝をそれぞれ1試合で行うものとし、その詳細は以下の定めに従う。
 - ① 準決勝の組み合わせはJ2年間順位3位クラブ対同6位クラブ、同4位クラブ対同5位クラブとし、準決勝の勝者同士が決勝を行う
 - ② 各試合のホームクラブはJ2年間順位が上位のクラブとする
 - ③ 決勝の勝者が本大会優勝クラブとなる
- (2) J2年間順位3位から6位のJ2クラブのうち、出場資格を満たすクラブが3クラブのみである場合、前項に定める準決勝の組み合わせは、当該3クラブのうち、J2年間順位の低位2クラブとし、残った1クラブは準決勝を行わず、決勝から参加する。
- (3) J2年間順位3位から6位のうち、出場資格を満たすのが2クラブのみである場合、準決勝は行わず、出場するJ2クラブは決勝から参加する。
- (4) J2年間順位3位から6位のうち、出場資格を満たすのが1クラブのみである場合、当該J2クラブが自動的に本大会優勝クラブとなる。
- (5) 前4項の定めにかかわらず、J2における年間順位上位2クラブがいずれもJ1クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、本大会は以下の定めに従い実施する。
 - ① 本大会の出場資格を満たすクラブが4クラブである場合、準決勝の勝者2クラブがJ1に昇格する
 - ② 本大会の出場資格を満たすクラブが3クラブである場合、当該3クラブのうち、J2年間順位の低位2クラブ間で試合を行い、その勝者と残りの1クラブがJ1に昇格する
 - ③ 本大会の出場資格を満たすクラブが2クラブである場合、当該2クラブがJ1に昇格する
- (6) 上記に定めのない事態が生じた場合の取扱いについては、別途理事会で定める。

第4条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびＪリーグが主催し、Ｊリーグが主管する。
- (2) Ｊリーグは、本大会のすべての試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第5条〔エントリー〕

双方のチームは、規約第62条第2項第2号に定めるエントリー下限人数として、各試合において、トップチーム登録の選手15名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が2名以上、かつフィールドプレイヤーの選手が13名以上とする。2種トップ可および特別指定選手は含まない）およびチームスタッフ2名以上（コーチングスタッフ（監督、ヘッドコーチ、コーチおよびゴールキーパーコーチ）1名以上かつメディカルスタッフ（ドクター、トレーナー、マッサーおよびフィジオセラピスト）1名以上とする）をエントリーしなければならない。なお、選手については18名、チームスタッフについては7名を1チームあたりのエントリー可能者の上限人数とする。

第6条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 本大会のすべての試合は90分間（前後半各45分）とする。
- (2) 90分間で勝敗が決定しなかった場合は、Ｊ2年間順位が上位のＪ2クラブを勝者とする。

第7条〔中止試合のみなし開催〕

Ｊリーグ規約第64条の定めにかかわらず、本大会の準決勝および決勝について、Ｊリーグ規約第63条第3項または第4項のチェアマンの判断がなされた場合における当該試合の取り扱いについては、以下に定める通りとする。

- ① 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により中止となった場合
Ｊ2年間順位が上位のＪ2クラブを勝者とする
- ② 一方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
その帰責性あるチームが敗戦（帰責性のないチームが勝利）
- ③ 双方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
Ｊ2年間順位が上位のＪ2クラブを勝者とする

第8条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Ｊリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
サイズ：天地 900mm × 左右 15,000mm
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Ｊリーグが指定した位置に冠パートナー等が広告看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
サイズ：天地 900mm × 左右 6,000mm
枚数：最大18枚

第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
60,000円	30,000円	13,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による。

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない。
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする。

イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
35,000円	20,000円	8,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円

ロ. 試合途中から手当の額の多い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当を支払う

第10条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会の終了後別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に、協会に納付しなければならない。
- (2) ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

第 11 条〔遠征経費〕

ビクタークラブのチーム遠征に要する交通費・宿泊費は、「旅費規程」第 2 条に基づき Jリーグが負担する。

第 12 条〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

2023 J3・JFL入れ替え戦試合実施要項

第1条 〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第6号に定める公式試合として、2023 J3・JFL入れ替え戦（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2023 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。同要項の準用にあたっては、入れ替え戦に参加する JFLクラブを同要項に定める「J3クラブ」にあたるものとみなす。

第2条 〔本大会の目的〕

- (1) 本大会に参加するクラブは、Jリーグ規約第20条の2に定める J3クラブと JFLクラブの2クラブとする。
- (2) 本大会で J3クラブが勝利した場合、JFLクラブは規約第17条第3項第10号に定める入会要件を満たさず、Jリーグに入会できない。この場合、J3クラブは会員資格を喪失せず、翌シーズンも J3クラブとなる。
- (3) 本大会で JFLクラブが勝利した場合、JFLクラブは規約第17条第3項第10号に定める入会要件を満たし、Jリーグへの入会が認められる。この場合、J3クラブは Jリーグ定款第10条第3項の定めに従い、会員資格を喪失する。

第3条 〔本大会の方式〕

本大会は、ホーム&アウェイ方式により2試合行い、第1戦を JFLクラブのホームゲーム、第2戦を J3クラブのホームゲームとする。

第4条 〔試合の主催等〕

- (1) 試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）および Jリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、各試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第5条 〔追加登録期限〕

各所属リーグが定める追加登録期限までに、協会への選手登録および Jリーグ登録または JFLにおいて定められた登録手続を完了していない選手は、試合へ出場することができない。

第6条 〔エントリー〕

- (1) 双方のチームは、規約第62条第2項第2号に定めるエントリー下限人数として、各試合において、トップチーム登録の選手15名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が2名以上、かつフィールドプレイヤーの選手が13名以上とする。2種トップ可および特別

指定選手は含まない) およびチームスタッフ2名以上(コーチングスタッフ(監督、ヘッドコーチ、コーチおよびゴールキーパーコーチ)1名以上かつメディカルスタッフ(ドクター、トレーナー、マッサーおよびフィジオセラピスト)1名以上とする)をエントリーしなければならない。なお、選手については18名、チームスタッフについては7名を1チームあたりのエントリー可能者の上限人数とする。

- (2) 前項の基準を満たさないチームが生じた場合であっても、基準を満たさないクラブが希望し、かつチェアマンが認めた場合に限り、エントリー下限人数に満たない人数で試合を実施することができるものとする。
- (3) 本大会における外国籍選手のエントリー可能数は、各クラブが所属するリーグの定めに従うものとする。

第7条 【試合の勝敗の決定】

- (1) 本大会の全ての試合は90分間(前後半各45分)とする。
- (2) 2試合が終了した時点で、勝利数が多いクラブを勝者とする。
- (3) 2試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 2試合の得失点差
 - ② 第2戦終了時に、30分間(前後半各15分)の延長戦
 - ③ ペナルティーキック(以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ)
- (4) 前項第2号の延長戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。
 - ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第33条第1項第1号および第2号の定めにかかわらず、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回(ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く)までの選手交代を行うことができる
 - ② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く
- (5) 第3項第3号のPKは、次の各号の定めに従い行うものとする。
 - ① PKに参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が6名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる
 - ② PKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

第8条 〔中止試合のみなし開催〕

Jリーグ規約第64条の定めにかかわらず、本大会について、Jリーグ規約第63条第3項または第4項のチェアマンの判断がなされた場合における当該試合の取り扱いについては、中止の原因、両チームの帰責性の内容その他諸般の状況を総合的に勘案し、理事会にて判断する。

第9条 〔広告看板等の設置〕

ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板またはバナーを掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地 900mm × 左右 15,000mm

枚数：1枚

第10条 〔手当等〕

(1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
30,000円	15,000円	10,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による。

(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない。

② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする。

イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、規約第63条第3項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
20,000円	9,000円	6,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円

ロ. 試合途中から、手当ての額の多い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に

定めた手当てを支払う

第11条 〔ユニフォーム〕

本大会において使用するユニフォームは、各クラブが所属するリーグの定めに従うものとする。なお、試合におけるユニフォームの組み合わせは、別途Ｊリーグが指定する。

第12条 〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、遠征を行ったクラブが負担する。

第13条 〔アクレディテーションカード（ＡＤ証）〕

本大会の試合については、リーグ戦実施要項第 21 条に定めるＡＤ証、本大会に出場するＪクラブおよびＪＦＬクラブが別途発行するＡＤ証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第14条 〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

Jリーグ表彰規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、Jリーグ規約第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第2条〔年間表彰〕

(1) J1リーグ戦における年間順位より、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

① 優勝：賞金 300,000,000 円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ

② 2位：賞金 120,000,000 円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）

③ 3位：賞金 60,000,000 円

(2) J2リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

① 優勝：賞金 20,000,000 円、Jリーグ杯（優勝銀皿）

② 2位：賞金 10,000,000 円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）

③ 3位：賞金 5,000,000 円

(3) J3リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

① 優勝：賞金 5,000,000 円、Jリーグ杯

② 2位：賞金 2,500,000 円

第3条〔フェアプレー賞（高円宮杯）〕

(1) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。

(2) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞としてそれぞれ金5,000,000円の賞金および記念品を授与する。ただし、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とし、反則ポイントが同数となるチーム数の合計が4以上となる順位のチームについては、金5,000,000円を均等配分する。

(3) J2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が42ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞として記念品を授与する。また、反則ポイント数最少チームについては、金2,500,000円の賞金を授与する。なお、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とする。ただし、反則ポイント最少チームが複数ある場合、該当賞金を均等配分する。

- (4) J3リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞として記念品を授与する。また、反則ポイント数最少チームについては、金1,000,000円の賞金を授与する。なお、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とする。ただし、反則ポイント最少チームが複数ある場合、該当賞金を均等配分する。
- (5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、「2023 明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」第19条第2項に定める計算方法に基づいて行う。

第4条〔個人表彰〕

- (1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 最優秀選手賞：賞金 2,000,000 円、記念品
- ② 優秀選手賞：メダル
- ③ ベストイレブン：賞金 1,000,000 円、記念品
- ④ 得点王：賞金 1,000,000 円、記念品
- ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑥ ベストヤングプレーヤー賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑦ フェアプレー個人賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑧ 優勝監督賞：賞金 1,000,000 円、記念品
- ⑨ 優秀監督賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑩ 最優秀主審賞：記念品
- ⑪ 最優秀副審賞：記念品

- (2) J2リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金および記念品を授与する。

- ① J2リーグ最優秀選手賞：賞金 500,000 円、記念品
- ② J2リーグベストイレブン：記念品
- ③ J2リーグ得点王：記念品
- ④ J2リーグ最優秀ゴール賞：記念品
- ⑤ J2リーグ優勝監督賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑥ J2リーグ優秀監督賞：賞金 250,000 円、記念品
- ⑦ J2リーグフェアプレー個人賞：記念品

- (3) J3リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金または記念品を授与する。

- ① J3リーグ最優秀選手賞：賞金 200,000 円、記念品
- ② J3リーグベストイレブン：記念品
- ③ J3リーグ得点王：記念品
- ④ J3リーグ最優秀ゴール賞：記念品
- ⑤ J3リーグ優勝監督賞：賞金 200,000 円、記念品
- ⑥ J3リーグ優秀監督賞：賞金 100,000 円、記念品
- ⑦ J3リーグフェアプレー個人賞：記念品

- (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。なお、以下各号に定める賞の決定にあたっては、以下各号の定めに従うものとする。

- ① 第1項第10号および第11号の各賞：審判アセッサー、マッチコミッショナーおよびJ1クラブによる評価を総合的に考慮して決定する
 - ② 各リーグ戦における優秀監督賞：優勝監督賞と優秀監督賞の受賞者は原則として重複しないものとする
- (5) 審判員に対し、リーグ戦通算担当試合記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第5条〔リーグカップ表彰〕

- (1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 150,000,000円、Jリーグカップ、メダル
 - ② 2位：賞金 50,000,000円、楯、メダル
 - ③ 3位：1チームにつき賞金 20,000,000円、楯
- (2) リーグカップ戦における最優秀選手およびニューヒーロー賞の受賞選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第6条〔功労金〕

- (1) Jリーグにおける通算出場試合数が一定以上であって、かつJリーグが承認した者に対し、功労金を支払う。
- (2) 前項の通算出場試合の対象となるのは、Jリーグの公式試合として定義される一切の試合（現在定義されるもののみならず、過去または将来において定義される一切の試合を含む）とする。
- (3) 功労金の受領資格を有する者（以下「受領資格保有者」という）は、以下各号に定める要件をすべて満たす者とする。
 - ① 2021年シーズン中または2022年シーズン中にJリーグ登録（Jリーグ規約第100条に定める。以下同じ）がされていること
 - ② 2023年シーズン開始から、2023JリーグYBCルヴァンカップ試合実施要項第6条に定める登録期限までに、Jリーグ登録がされていないこと（ただし、Jクラブとプロ選手契約を締結している選手が、Jクラブ以外のクラブに期限付移籍しているためにJリーグ登録がされなかった場合を除く）
 - ③ 前号に定める期間中、国外のプロサッカーリーグに所属するクラブとプロ選手契約を締結していないこと
- (4) Jリーグは、本条第1項に基づき、受領資格保有者に対して、通算出場試合相当数に応じて定める以下の区分に従い、功労金を支払う。なお、功労金は、各受領資格保有者あたり1回のみ支払われるものとする。ただし、一度Jリーグ登録を喪失した者がその後のシーズンにおいて再度Jリーグ登録された場合、通算出場試合相当数の算定は継続するものとし、通算出場試合相当数が新たな区分に該当することとなった受領資格保有者に対しては、それまでの区分と新たに該当する区分の差額相当額を支払うものとする。
 - ① 300試合相当数未満：支払対象外
 - ② 300試合相当数以上400試合相当数未満：金1,000,000円
 - ③ 400試合相当数以上500試合相当数未満：金2,000,000円
 - ④ 500試合相当数以上：金3,000,000円

(5) 前項の通算出場試合相当数は、功労金支払対象者がJ2クラブまたはJ3クラブに所属していた場合、出場試合にそれぞれ以下の係数を乗じて算定するものとする。

- ① J2クラブでの出場試合：0.9
- ② J3クラブでの出場試合：0.8

第7条〔功労者表彰〕

- (1) Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Jクラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、理事会が決定する。

第8条〔最優秀育成クラブ賞〕

- (1) Jクラブにおける選手育成の実績と、選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を授与する。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、第4条第4項に定める選考委員会が決定する。

第9条〔社会連携活動の表彰〕

- (1) Jクラブの行う社会連携活動における実績を讃え、記念品等を授与する。
- (2) 前項の表彰を受けるJクラブ等は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。

第10条〔Jリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰するJリーグアウォーズは、原則としてリーグ戦終了後に行う。
- (2) Jリーグアウォーズには、次の者が出席する。
 - ① Jリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりJリーグが負担する。
 - ① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
 - ② 国内での移動にかかる交通費（Jリーグの「旅費規程」に基づく）
 - ③ 国内での宿泊費（Jリーグの「旅費規程」に基づく）。ただし、3泊分を上限とする
- (4) Jリーグアウォーズには、Jリーグの指定する関係者を招待する。
- (5) 前2項の規定は、Jリーグアウォーズをオンライン開催とする場合には適用しない。

第11条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第12条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2014年1月21日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2018年1月30日

2019年1月24日

2020年1月30日

2020年6月23日

2021年1月1日

2021年5月27日

2022年1月1日

2022年1月31日

2023年2月22日

旅 費 規 程

第 1 条〔目 的〕

本規程は、Ｊリーグ規約に基づき、選手、監督、コーチ、審判員およびマッチコミッショナー等の交通費・宿泊費について定める。

第 2 条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

(1) Ｊ 3 を除く公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

① 人員数は 27 名（役員およびチームスタッフ 9 名、選手 18 名）を上限とする

② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする

ただし、

イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある

③ 宿泊費は、試合前の 1 泊分として 1 名につき金 20,000 円以下とする

ただし、

イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の 1 泊を認めることがある

(2) Ｊ 3 におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

① 人員数は 27 名（役員およびチームスタッフ 9 名、選手 18 名）を上限とする

② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする

ただし、

イ. 在来線による場合は普通車の特急または B 寝台とする

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある

③ 宿泊費は、試合前の 1 泊分として 1 名につき金 12,000 円とする

ただし、

イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある

(3) 前 2 項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するＪクラブが負担する。

(4) 前項の規定にかかわらず、第 1 項または第 2 項に基づき計算した各チームの移動距離（スタジアム間の直線距離）に著しい差異が生じた場合、Ｊリーグは実行委員会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第 3 条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕

(1) Ｊ 3 を除く公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。

① 宿泊費は、1 泊につき金 17,000 円以下とし、別途宿泊手当として 1 泊につき金 3,000 円を支給する

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、

特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車のグリーン車および寝台列車のグリーン寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。ただし、主審については新幹線のグリーン車の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(2) J3 の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 宿泊費は、1泊につき金 10,000 円とし、別途宿泊手当として 1泊につき金 2,000 円を支給する

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車の B 寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(3) Jリーグ規約第 4 章第 4 節における非公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、前 2 項に定める基準により、主管者が支給する。

(4) 公式試合のマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 宿泊費は、1泊につき金 20,000 円以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車および寝台列車ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

第 4 条 [監督・コーチ等の行事参加]

(1) J1 クラブおよび J2 クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に

参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。

- ① 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
 - ② 宿泊費は、１泊につき金 20,000 円とする
- (2) Ｊ３クラブの監督およびコーチ等が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Ｊリーグが支給する。
- ① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする
 - ② 宿泊費は、１泊につき金 12,000 円とする

第 5 条〔選手の行事参加〕

選手が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第 2 条第 1 項または第 2 項に定める基準により、Ｊリーグが支給する。

第 6 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 7 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2014 年 1 月 21 日

2016 年 1 月 19 日

2017 年 1 月 25 日

2018 年 1 月 30 日

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕

本要項は、サッカー競技規則およびJリーグ規約第49条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、公式試合中に選手が着用するシャツ、ショーツおよびソックスをいう。なお、シャツには袖がなければならない。

第3条〔ユニフォームの色彩〕

ユニフォームの色彩は以下の要件を満たすものでなければならない。

- ① ユニフォームの前面と背面の主たる色彩が同じであること
- ② 審判員が着用するシャツと明確に判別し得る色彩であること
- ③ アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同じ色で1色とすること。またはシャツの各袖とまったく同じ色の柄にすること
- ④ アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色またはショーツの裾の部分と同じ色であること
- ⑤ それぞれのゴールキーパーのユニフォームは、他のフィールドプレーヤーおよび審判員と区別し得る色彩であること

第4条〔ユニフォームの事前承認〕

Jクラブは、使用するユニフォームに関し、Jリーグの事前承認を得なければならない。

第5条〔使用義務〕

Jクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならない。

第6条〔選手番号・チーム名・チームエンブレム〕

(1) ユニフォームには選手番号が以下のように表示されていなければならない。

- ① 選手番号は、Jリーグの指定するフォントおよび色を使用しなければならない。なお、服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには台地をつけるものとする
- ② 選手番号の表示場所およびサイズは、次のとおりとする

イ. シャツ

- (a) 場 所：前面1か所（任意）
サイズ：Jリーグの指定するサイズ
- (b) 場 所：背面1か所（必須）
サイズ：Jリーグの指定するサイズ

ロ. ショーツ（必須）

場 所：前面右下1か所

サイズ：Jリーグの指定するサイズ

- (2) 選手番号は、0は不可とし、1をゴールキーパー、2～11をフィールドプレーヤーとする。12～99はポジションと無関係とする。
- (3) ゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして出場する場合、ゴールキーパーの選手番号を付けたフィールドプレーヤーのユニフォームを使用しなければならない。また、フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして出場する場合、選手番号のないゴールキーパーのユニフォームを着用しなければならない。
- (4) シャツには、次のものを表示することができる。

① チーム名

場 所：任意の場所に1か所

サイズ：300cm²以下

② チームエンブレム

場 所：胸部分に1点

サイズ：100cm²以下

- (5) ショーツには、次のいずれかのものを1か所表示することができる。

① チーム名

場 所：任意の場所に1か所

サイズ：50cm²以下

② チームエンブレム

場 所：任意の場所に1か所

サイズ：50cm²以下

- (6) ソックスには、次のいずれかのものを表示することができる。

① 選手番号

場 所：任意の場所に左右各1か所

サイズ：50cm²以下

② チーム名

場 所：任意の場所に左右各1か所

サイズ：50cm²以下

③ チームエンブレム

場 所：任意の場所に左右各2か所まで

サイズ：片方につき合計で50cm²以下

第7条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第8条〔指定マーク等〕

- (1) シャツの右袖上腕部には、Jリーグが大会に応じて指定するマークを1点つけなければならない。なお、当該マークのサイズは以下の通りとする。

サイズ：縦 8.4 cm × 横 6 cm 以下

- (2) J1リーグ年間優勝チームは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するマークに代えて、Jリーグ指定の「J1リーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

第9条〔メーカー名の表示〕

- (1) ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。

① シャツ

場 所：胸1か所

サイズ：20cm²以下

② ショーツ

場 所：任意の場所に1か所

サイズ：20cm²以下

③ ソックス

場 所：左右各2か所まで

サイズ：各1か所ずつ表示する場合は、それぞれ20cm²以下

各2か所ずつ表示する場合は、1点につき10cm²以下

- (2) ユニフォームには、Jリーグの事前の承認により、メーカー名またはメーカーマークの入ったラインテープをつけることおよびメーカー名またはメーカーマークの透かしを入れることができるものとし、その表示場所およびサイズは、それぞれ以下の通りとする。

① シャツ

場 所：任意の場所

サイズ：8 cm 以下

② ショーツ

場 所：任意の場所

サイズ：8 cm 以下

③ ソックス

場 所：任意の場所

サイズ：5 cm 以下

第10条〔広告の表示〕

- (1) ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに届け出をし、承認を得なければならない。

- (2) 前項に基づく広告は、第4項の定めに従い、シャツに6か所まで、ショーツ前後面に1か所ずつ表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとする。なお、1stユニフォーム、2ndユニフォーム、3rdユニフォーム、記念ユニフォーム、大会別ユニフォーム等のユニフォームの種類毎に、異なる広告を表示することができる。また、フィールドプレイヤーとゴールキーパーのユニフォームとで異なる広告を表示することができる。

- (3) 1stユニフォーム、2ndユニフォームおよび3rdユニフォームの広告のシーズン途中

の変更は、事前に所定の「広告掲出申請書」によりＪリーグに届け出をし、承認を得た上で行うことができる。

(4) 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

- イ. 場 所：前面の選手番号上部または下部 1 か所
サイズ：300cm² 以下
- ロ. 場 所：前面の鎖骨部分左右 2 か所
サイズ：各 50cm² 以下
- ハ. 場 所：背面の選手番号上部または下部 1 か所
サイズ：200cm² 以下
- ニ. 場 所：裾 1 か所（背面の選手番号の下から裾までを 3 等分した下部 2/3 のスペース内とする）
サイズ：150cm² 以下
- ホ. 場 所：左袖の任意の場所に 1 か所
サイズ：50cm² 以下

② ショーツ

- イ. 場 所：前面左側の任意の場所に 1 か所
サイズ：80cm² 以下
- ロ. 場 所：後面左右いずれか 1 か所（中央線をまたいでではないものとする）
サイズ：80cm² 以下

(5) ユニフォームに公益財団法人日本サッカー協会またはＪリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項の場所およびサイズによるものとする。

第 11 条〔選手名の表示〕

- (1) シャツおよびショーツには、選手名、登録名またはそれらの一部を表示することができる。ただし、Ｊリーグの指定するフォントおよび色を使用しなければならない。
- (2) 前項の表示をする場所およびサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

- 場 所：背面の選手番号上部または下部
- サイズ：Ｊリーグの指定するサイズ

② ショーツ

- 場 所：前面右下の選手番号上部または下部
- サイズ：50cm² 以下

第 12 条〔その他表示できるもの〕

第 6 条および前 4 条に定めるものの他、シャツには以下のものを表示することができる。

① ホームタウン名またはホームタウンが属する都道府県名

- 場 所：右袖 1 か所
- サイズ：50cm² 以下

② チームシンボル（クラブの紋章やロゴ、サッカーの試合におけるリスペクトおよび高

潔性（インテグリティ）の促進を首唱するクラブのスローガンおよびエンブレム（ただし、政治的、宗教的または個人的なスローガンは不可とする）

場所：前面または左袖のうち2か所

サイズ：50cm²以下

- ③ 優勝回数に相当する個数の星印
- ④ 試合に関連する以下の情報
 - イ. 開催日
 - ロ. 対戦カード
 - ハ. スタジアム名
 - ニ. その他Jリーグの事前承認を得た事項
- ⑤ 前年度天皇杯優勝チームが天皇杯出場時に表示を義務付けられる、天皇杯優勝チームマーク

第13条〔記念ユニフォーム〕

Jクラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請によりJリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる記念ユニフォームを使用することができる。ただし、当該記念ユニフォームは本要項に従ったものに限る。

第14条〔大会別ユニフォームの着用〕

Jクラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なる大会別ユニフォームの着用を希望する場合、事前にJリーグに申請し、その承認を得なければならない。ただし、当該大会別ユニフォームも本要項の定めに従ったものでなければならない。

第15条〔改正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第16条〔施行〕

本要項は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2017年1月25日

2018年1月30日

2019年1月24日

2020年1月30日

2020年6月23日

2021年1月1日

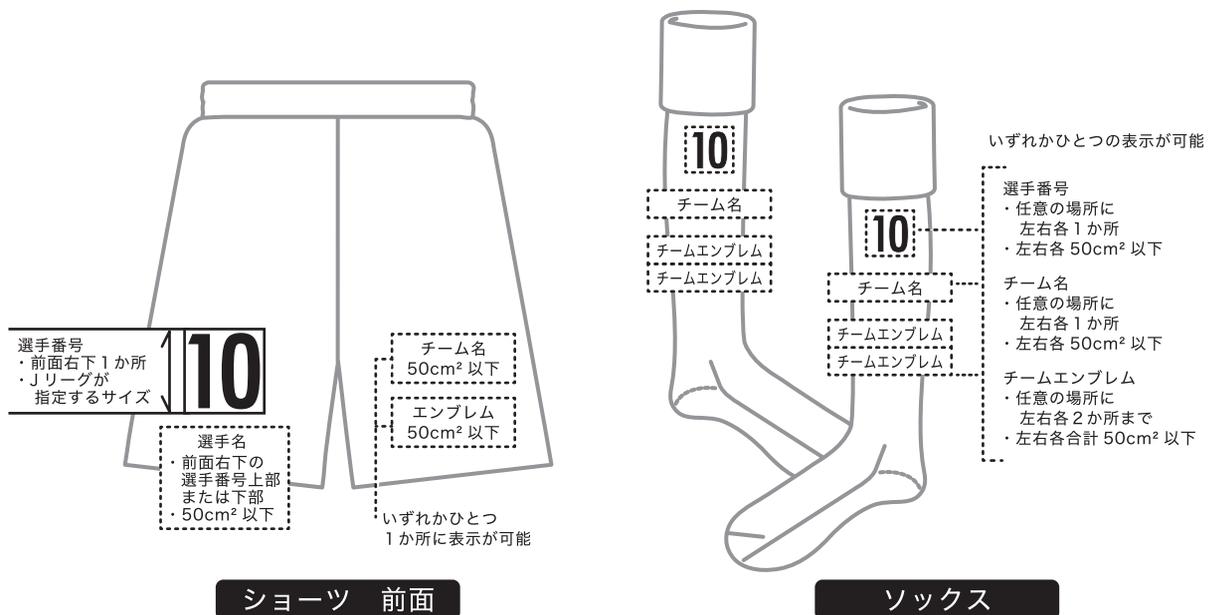
2022年1月1日

2023年1月1日

2023年7月1日

図1

〈 選手番号・チーム名・チームエンブレム / 指定マーク等 / 選手名の表示 /
ホームタウン・チームシンボル(本要項 第6条、第8条、第11条および第12条第1号から第5号) 〉



※選手番号・選手名の表示には、Jリーグの指定するフォントおよび色を使用しなければならない。
(ショーツの選手名、ソックスの選手番号を除く)

図 2

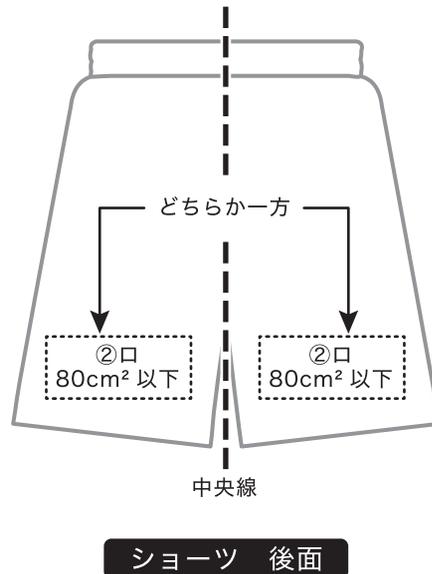
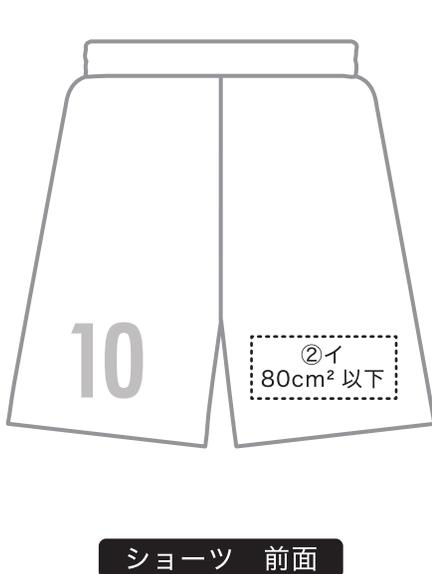
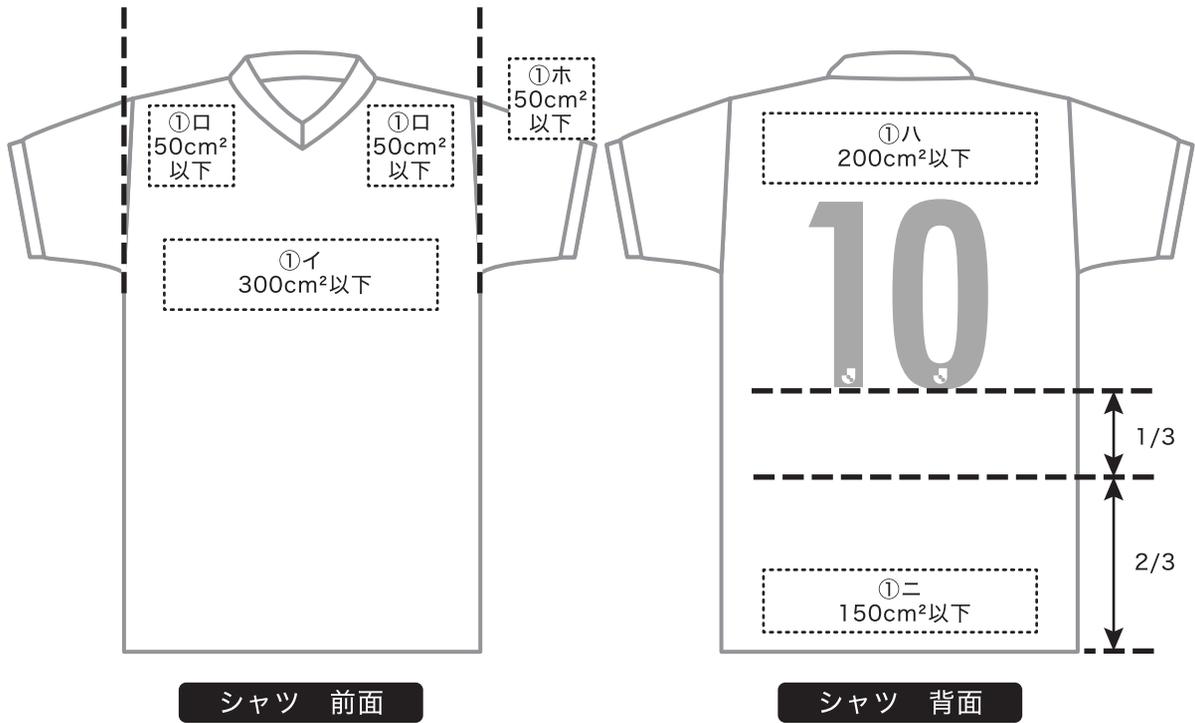
〈 広告掲出エリア (本要項 第 10 条 第 4 項) 〉

① シャツ

口. 掲出位置は、胸幅より内側での掲出とする。
なお、左右どちらか 1 か所の掲出であっても可とするが中央部分への掲出は不可とする。

① シャツ

二. 掲出位置は、選手番号下から裾までを 3 等分した下部 2/3 スペース内での掲出とする。



② ショーツ

イ. 場 所：前面左側の任意の場所に 1 か所
サイズ：80cm² 以下

② ショーツ

ロ. 場 所：後面左右どちらかの任意の場所 1 か所
ショーツの中央線をまたいでの掲出は不可
サイズ：80cm² 以下

Jリーグスタジアム基準 [2023年度用]

凡例
 ◎=必ず具備しなければならない条件
 ○=必ず具備しなければならない条件であるが、「J1クラブライセンス交付規則運用細則」、「J2クラブライセンス交付規則」および「J3クラブライセンス交付規則」規則番号L01の例外適用が認められた場合はその限りではない
 ★★★=具備が必要とされるものの、期限については今後検討を続けていく条件
 ★=具備することが望まれる条件

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準	
I スタジアム規模等	1.スタジアム形状	フットボールスタジアムであること 原則としてメインスタンドは西側に配置すること	★★★ ★	★★★ ★	
	2.入場可能数 ※	J1は15,000人以上、J2は10,000人以上(芝生席は観客席とはみなされない) 椅子席で、J1は10,000席以上、J2は8,000席以上の座席があること(ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする) J3は原則として5,000人以上(メインスタンドに椅子席があること。なお、芝生席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる)	○ -	- ○	
	3 座席	(1)観客席	どの座席からも、ピッチ全体が見渡せること。各スタンドは、異なるセクターに分離できること	◎	◎
			大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	★★★	★★★
			全席個室であること(ACLは5,000席以上の個室で、番号が付けられ、背もたれが必須)	★★★	★
			すべての座席に番号を分かりやすく付けること(ACLはすべてのチケットに席番号が必須)	★★★	★
			新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	★★★	★
		スタンドから直接ピッチに降りられる避難動線を確保すること	★★★	★	
		応援の横断幕や広告パナーを掲出できる壁面には、取り付け用のフックをつけること	★	★	
		(2)車椅子席	介助者の椅子を備えること/観戦の際の安全が確保されており、特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	◎	◎
	雨に濡れないこと/ホーム・ビジターに分けて設置すること/大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること		★★★	★★★	
	(3)VIP席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで個室を設置すること	◎	◎	
		大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	★★★	★★★	
		新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること/50席以上設置すること	★★★	★	
	(4)マッチコミッショナー席	80席以上設置すること/車椅子のVIP席を設けること	★	★	
		メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること/テレビモニターを設置すること	◎	◎	
		机付きで4名着席でき、ピッチの音が聞こえること(マッチコミッショナー、補助員、審判アセッサー、副審アセッサー)	◎	◎	
	(5)記者席	新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	★★★	★	
		LAN回線、共聴回線を設置すること	★	★	
		メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること	◎	◎	
ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設置すること		◎	◎		
(6)ビジネスシート	机付きで80席以上設置すること(ACLは机付き50席、机なし20席)、大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	★★★	★		
	最低でも24席の記者席を設けることができること	◎	2025年6月◎		
	新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	★★★	★		
(7)スカイボックス	ビジネスラウンジを備えたビジネスシートを複数設置すること	★★★	★★★		
(8)センサリアルーム	個室のラウンジと観客席を備えたスカイボックスを複数設置すること	★★★	★★★		
4.屋根	透明の窓越しに試合が観戦できる上階の個室。部屋の中から観戦できること。部屋を暗くして、音を消すことができ、臭いがないクールダウンルームになること。エアコンを備えること	★★★	★★★		
	新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、原則として屋根はすべての観客席を覆うこと	◎	★		
5.雷保護設備	すべての観客席を覆うこと(観客席の3分の1以上が覆われていること:Jリーグクラブライセンス交付規則 施設基準 B等級)	★★★	★★★		
6.照明	屋根または照明に雷保護設備を備えていること	◎	◎		
	ピッチ内のいずれの個所においても照度1500ルクス以上の明るさを保持し、均一であること	◎	◎		
	ACLは1800ルクス、決勝は2000ルクスが必須 色温度 5000~6200ケルビンであること	★★★ ★	★★★ ★		
II 競技用設備	1 ピッチ	(1)寸法	105m×68m	◎	◎
		(2)天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝 ※	平坦であること/常緑であること/水はけが良いこと	◎	◎
		(3)フィールド	フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設定してはならない	◎	◎
		(4)芝の予備エリア	原則としてピッチの外側にそれぞれ5m以上の予備エリアを設けること。タッチラインから1.5m、ゴールラインから2.5mの予備エリアは必ず天然芝もしくはハイブリッド芝で設けること 陸上競技兼用の場合は原則としてそれぞれ1.5m以上(したがって、縦長108m以上、横幅71m以上)の予備エリアを天然芝もしくはハイブリッド芝で確保すること	◎ ★★★	◎ ★★★
	2.ゴール	白色丸形(外径の直径が12cm)で、埋め込み式/ボールを反発する補強材を使用しないこと	◎	◎	
	3.ゴールネット	白色以外はJリーグに申請すること ゴールネットはゴールの後方にボールを立て安全な方法で取り付けすること。サブポールは濃い色のものとする。	◎ ◎	◎ ◎	
	4.コーナーフラッグ	Jリーグ指定のものであること	◎	◎	
	5.コーナーフラッグポスト	Jリーグ指定のものであること	◎	◎	
	6.ライン	幅12cmとし、明瞭に引くこと(原則としてペイント方式)	◎	◎	
	7 ベンチ	(1)チームベンチ	14名以上(ACLは21名)着席できること	◎	◎
ピッチのタッチラインから5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから10m以内にかかる位置に設置すること			◎	◎	
ホームクラブのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置すること			◎	◎	
(2)第4の審判員ベンチ		チームベンチの前面(ピッチ側)には、テクニカルエリアを設置すること	◎	◎	
		クーリングブレイク時、ベンチ内でスポーツドリンクの飲水が可能であること	◎	◎	
		安全が確保された屋根を備えていること(観客の視野を妨げるものであってはならない)	◎	◎	
8.VAR用レフェリーレビューエリア(RRA)	ただし、観客席に組み込まれ、スタンドを覆う屋根により雨に濡れない場合はベンチの屋根は不要とする(ACLでは透明の屋根が必須)	◎	◎		
	屋根を設置する必要がある、観客席の視野を妨げる場合は、屋根は透明であること	★★★	★		
	3名が着席できること	★★★	★★★		
9.場内放送システム	屋根を設置する必要がある、観客席の視野を妨げる場合は、屋根は透明であること	★★★	★		
	ピッチ中央付近の外側で選手、観客から見える場所に設けること。RRAの横と前にはマークをつけること(推奨:横1mずつ×前2.5m)。電源があること。	J1所属のみ◎	-		
10.スコアボード(大型映像装置)	全てのエリア(観客席、諸室、コンコース、ピッチレベル)で明瞭に聞こえる場内放送システムを備えること	◎	◎		
	チーム更衣室などに一般用の放送が入らないよう切り替えができること	◎	◎		
10.スコアボード(大型映像装置)	大型映像装置を設置すること(ACLは必須)	○	★		
	得点を表示できるものを設置すること	-	◎		

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準		
II 競技用設備	11.時計(45分計)	0～45分間表示できる独立した時計を設置すること(スコアボードでの兼用可) 時計は、前半は0～45分、後半は45分～90分の間作動しなくてはならない 前後半それぞれの通常の競技時間の最後、45分と90分に、時計が止められなくてはならない	◎ ★★★	◎ ★★★		
	12.メンバー掲示板	出場メンバーを表示できるもの(スコアボードでの兼用可)	◎	◎		
	13.掲揚ポールまたはバトン	3本以上設置し、VIP席から視認できること 5本以上設置すること	◎ ★★★	◎ ★		
III 諸室・スペース	III. 各諸室・スペースにおける共通項目		★	★		
	(1) チーム更衣室【共通】	2室 25人以上の更衣設備を備えること(ACLは30人)。また、温水シャワー8基以上、マッサージ台、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、エアコンを設置すること(J3は数は問わず、これらが利用できれば良い) 120㎡程度 ピッチまでの距離が等距離であること	◎ ★★★ ★	◎ ★		
		(2) 審判更衣室【共通】	4人の更衣設備を備え、7人以上収容可能な部屋。追加副審(AAR)採用の場合、2名追加対応できること 温水シャワー、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、冷蔵庫、エアコンを設置すること(ACLは温水シャワー2基が必須) チーム更衣室から離して設置すること	◎ ◎ ★★★	◎ ◎ ★	
	(3) 室内ウォームアップエリア	チーム用	両チームが同時にかつ別個に使用できること 人工芝であること	◎ ★	◎ ★	
		審判用	審判が専用にウォームアップできるスペースを確保すること	★	★	
	(4) マッチ・コーディネーション・ミーティング室【共通】	13人以上収容可能な部屋。追加副審(AAR)採用の場合、2名追加対応ができること チーム更衣室、審判更衣室の近くにあること/エアコンを設置すること	◎ ◎	◎ ◎		
		応接セット、テレビモニター、録画再生装置を設置すること	◎	★★★		
	1 競技関連	(5) ドーピングコントロール室【共通】	選手のプライバシーが守られる場所(観客、メディアが近づくと出来ない場所)及び可能な限りピッチから移動しやすい場所であること 待合室、検査室(1～2室)、トイレ(1～2室)、温水シャワー(1室)が設備されていること/エアコンを設置すること 検査室は待合室から直接出入りできること 検査手続き中、他の検査対象選手の目に触れることのないような構造であること トイレは検査室から直接出入りできる、もしくは他の検査対象選手の目に触れることなく出入りできること 新たに設置・改修する際には、設計時にJADAへ相談すること	◎	◎	
			検査室:作業机と椅子4脚(4脚中1脚は肘かけ・キャスター付き)、冷蔵庫(検体一時保管用)、鏡付き洗面台(検査室内またはトイレ内) トイレ:2名で入っても十分な広さ(例・障がい者用トイレ等)	◎	★★★	
			待合室:(1室:12名以上収容可能) 10名程度が座れる椅子またはソファ、4名の選手が書類作業できる机、冷蔵庫(飲料用)、テレビ、DVD等録画再生装置(椅子は選手が汗をかいたまま座れるもの、テレビは当日の試合状況を確認できること) 温水シャワー:選手が使用中、検査員が濡れることなく扉を開けた状態で選手の監視が可能な構造 トイレの便器横には、検体が置けるような台(トイレトーパーホルダーの上が平坦、または小さな台が設置されていること) 洗面台には、検体が置けるような台が設置されていること/温水シャワーは待合室から直接出入りできる位置に設置すること	★★★ ★	★★★ ★	
			(6) VAR用カメラ設置スペース	VARを実施する場合、VAR用カメラ設置スペースを確保すること。カメラスペースは、1台につき4㎡の広さが望ましい(メインスタンド中央部および両外側のペナルティエリアのライン延長線、両ゴール裏中央部においては、中継カメラ設置スペースとの兼用) メインスタンド両ゴールライン延長線に各1台分/前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	J1所属のみ◎ J1所属のみ◎	★ ★
		2 運営関係	(1) 運営本部室 ※【共通】	高速コピー機、ホワイトボード、エアコンを備えた運営本部室を設置すること テレビ、監視カメラモニターを設置すること 100㎡程度 チーム更衣室、審判更衣室への連絡用プザーを設置すること 場内放送室、大型映像操作室、記録室、第4の審判員ベンチとの有線インカム(ヘッドセット)を設置すること	◎ ★★★ ★★★ ★ ★	◎ ★★★ ★ ★
	(2) 記録室【共通】			ピッチ全体が見渡せることができ、雨に濡れない席であること/LAN回線、テレビモニター、録画再生装置を設置すること 原則、個室であること/4人が原則、横に並んで座れる広さであること/エアコンを備えること	◎ ◎	◎ ★★★
	(3) 場内放送室【共通】			エアコンを備えた場内放送室を設置すること 大型映像装置と連携できること ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること/窓は閉閉できるようにすること 3人が横に並んで座り、マイクや書類を置く机および機材を設置できる広さであること	◎ ◎ ★★★ ★★★	◎ ★ ★★★ ★★★
	(4) 大型映像操作室【共通】		ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること 場内放送システムと連携できること/エアコンを備えること 窓は密閉してあること	○ ○ ★★★	★ ★ ★	
	(5) 警察・消防司令室兼控室 ※【共通】		エアコンを備えた警察・消防司令室兼控室を設置すること 観客席全体が見渡せる場所に設置すること 監視カメラモニター、専用トイレを備えること	◎ ★★★ ★	◎ ★★★ ★	
	(6) 医務室 ※【共通】		ベッド、冷蔵庫、エアコン、AEDを備えた医務室を設置すること 製氷機、洗面台を設置すること 緊急車両用駐車場に直接アクセスできること 50㎡程度	◎ ◎ ★★★ ★★★	◎ ★★★ ★★★ ★	
			(7) その他	ごみ集積所を設置すること セキュリティスタッフ控室、ボランティアスタッフ控室、ボールパーソン更衣室、エスコートキッズ更衣室、前座試合用チーム更衣室、マスコット・演出関係控室、現金管理室、VIP接遇スタッフ控室等 監視カメラを入場ゲート、観客席、コンコース(売店、トイレ、喫煙スポット前)が見えるように設置すること	◎ ★ ★	★ ★ ★
	3 VIP関連	(1) VIP受付	VIP用の屋根付き専用入口と受付を設置すること VIP用駐車場から直接アクセスでき、メディアのアクセスを規制できること	★★★ ★	★ ★	
		(2) VIPラウンジ【共通】	VIP席から直接アクセスできること(ACLはラウンジが必須)/VIP専用トイレを設置すること/大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 車椅子のVIPに備えた施設にすること	★★★ ★	★ ★	
(3) ビジネスラウンジ【共通】		ビジネスシートを備えたビジネスラウンジを複数設置すること	★★★	★★★		
(4) スカイボックス【共通】		個室のラウンジと観客席を備えたスカイボックスを複数設置すること	★★★	★★★		
(5) パントリー		VIPラウンジ、ビジネスラウンジ、スカイボックス用のパントリーを設置すること	★★★	★★★		
4 メディア関連	(1) メディア受付	メディア用の屋根付き専用入口と受付を設置すること メディア用駐車場から直接アクセスできること	★★★ ★	★★★ ★		
	(2) 記者室【共通】	ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机を備えた記者室を設置すること/公式書類用ラック、冷蔵庫、エアコンを設置すること 80人以上収容可能な部屋/テレビ、録画再生装置を設置すること/大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 選手、監督等テクニカルスタッフ、VIP、観客と分離した、記者席、記者会見室への動線があること	◎ ★★★ ★★★	◎ ★ ★		
	(3) カメラマン(フォトグラファー、TVクルー)室【共通】	エアコンを備えたカメラマン室を設置すること/ピッチへの容易なアクセス動線が確保できること(記者室との兼用可) 40人以上収容可能。カメラ用ロッカー、冷蔵庫を設置すること/大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	◎ ★★★	◎ ★		

必須とされる設備		内容	J1・J2基準	J3基準	
Ⅲ 諸室・スペース	4 メディア関連	(4)記者会見室【共通】	音響設備、マイク(司会用、監督・選手用、通訳用、質疑応答用)、エアコンを備えた記者会見室を設置すること	◎	◎
			バックパネルを設置できること	◎	◎
			監督・選手用ステージ台(前部)、テレビカメラ台(後部)を少なくとも一方設置すること	◎	★
			出入口は、監督・選手用とメディア用を分けて設置すること	★★★	★★★
			200㎡程度(ACLは70席以上、会見台は机付きで5席以上)／大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	★★★	★
			チーム更衣室とチーム用駐車場との間で、記者室、カメラマン室、記者会見室よりアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎
		(5)ミックスゾーン	バックパネル、柵が設置できること	◎	◎
		(6)フラッシュインタビュー・ポジション	ピッチとチーム更衣室との間に、3mx3mのスペースを設けること	◎	◎
			バックパネルが設置できること	◎	◎
		(1)実況放送室(テレビ、ラジオ)【共通】	ピッチ全体が見渡せること。また、テレビモニターや書類を置く机および機材を設置できる広さであること	◎	◎
			テレビ中継を行う部屋については原則、4人が横に並んで座れること	◎	◎
			適切な施設がスタジアム内に存在しない場合、実況放送をするためにスペースを割り当てるものとし、その場合、観客席、記者席等を潰し対応する可能性がある	◎	◎
			中継に必要なかつ十分な電源を備えていること	◎	◎
			新設の場合は、ドアの下にケーブル用の通線口があること(館内共聴の場合、中継端子盤がある場合は不要)	◎	★
			窓がフルオープンになること／エアコンを備えること	★★★	★★★
			5箇所(テレビ3箇所、ラジオ2箇所)設置できること	★★★	★
			シャッターを備えること／C型コンセント(30A)を2系統および端子盤を備えること	★	★
		(2)中継スタッフ控室【共通】	中継を行うスタッフの控室を設置すること／エアコンを備えること	◎	◎
			複数用意すること	★★★	★
		(3)テレビ中継カメラ設置スペース	メインスタンド中央部に4台分を確保し、TV中継カメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること。1台につき4㎡の広さが望ましい	◎	◎
			前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	◎	◎
			メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線に各2台分(2局×1台×両サイド:計4台)	◎	★★★
			両ゴール裏中央部に各2台分(2局×1台×両サイド:計4台)	◎	★★★
			バックスタンドコーナー付近のJリーグが指定する位置に中継カメラ設置スペースを確保すること	◎	★
		メインスタンド中央部、メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線、両ゴール裏中央部にカメラ台を設置すること	★★★	★★★	
	(4)テレビニュース関連ENGカメラ設置スペース	メインスタンド中央部に設置し、ENGカメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること。1台につき4㎡の広さが望ましい	◎	◎	
		前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	◎	◎	
		10社分を設置すること	◎	★	
	(5)伝送用機材等設置スペース	スタジアムからテレビ局および中継基地へ試合中継映像を伝送するためのアンテナを設置するスペースを確保すること	◎	◎	
		(アンテナ／アンテナ搭載車両／光ファイバー用端末)	◎	◎	
		衛星へ伝送するためのアンテナ搭載車両設置スペースを確保すること	◎	◎	
	(6)光回線の設置	中継映像等を伝送するための光回線を設置すること	◎	◎	
	(7)ケーブル敷設スペース	中継車とテレビカメラおよび実況放送室間に設置すること／観客や車両にケーブルが踏まれないこと	◎	◎	
		端子盤を備えること	★	★	
	6.看板関連	看板設置により、観客席の視界を妨げないこと／看板設置面が平坦であり、看板類が設置できないほど傾斜を急にしないこと	◎	◎	
		回転式もしくは電光看板操作を行う場所として、雨風がしのげ、ピッチが見渡せる位置に十分な作業スペース(約3㎡)と電源を確保すること	◎	★	
		看板の後方にボールパーソンやカメラマンが行き来できるスペースを確保すること	★★★	★★★	
		ピッチ周辺に看板を乗せた台車が通れる動線を確保すること	★★★	★★★	
		電光看板用の専用電源(特殊)があること	★	★	
	7 その他	(1)搬入口	観客の待機列と交わらず、急な坂道になっていない搬入口が複数あること	★★★	★★★
			大型トラックや大型トレーラー(長さ16m)が出入りできるだけの幅、高さがあること	★★★	★★★
		(2)エスカレーター	VIP、ビジネスラウンジ、スカイボックス用／記者席、実況放送席用	★	★
		(3)エレベーター	車椅子席、VIP、ビジネスラウンジ、スカイボックス用	★★★	★
			テレビ中継カメラ用、パントリー、売店用	★	★
Ⅳ アクセス関係	1.スタジアムへのアクセス		次の条件のいずれかを満たしていること (1) ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス(臨時運行を除く)の停留所、大型駐車場のいずれかに到達可能であること、または近い将来に到達可能となる具体的計画があること (2) 交流人口の多い施設(大型商業施設等)に隣接していること (3) 上記のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること	★★★	★★★
	2 駐車場	(1)一般用	公共交通機関が充実していない場所では、入場可能数に見合う台数の駐車場を確保すること	◎	◎
		(2)車椅子用	車椅子用のゲートにアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎
			車椅子用駐車場は、車椅子席と同数設置すること	★★★	★★★
		(3)団体バス用	ツアーバスが駐車できるスペースを確保すること	◎	◎
		(4)チーム用	1チームあたり、大型バス1台、ワゴン車2台分のスペースをチーム入口付近に確保すること(ACLは大型バス1台、4tトラック1台、乗用車1台)	◎	◎
		(5)緊急車両用	警察、消防、救急車等の緊急車両用の駐車場を確保すること	◎	◎
			救急車がピッチ内まで入れる動線を確保すること	◎	◎
		(6)VIP用	VIP受付にアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎
			VIP席の数に見合う駐車場を確保すること	★★★	★★★
	(7)メディア用	撮影機材などの荷物が重いメディア用の駐車場を確保すること	◎	◎	
	(8)テレビ中継用	2局分の中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車が駐車できるスペースを確保すること	◎	◎	
		放送ブースに近接し、ケーブルの敷設に問題ない場所を確保すること	◎	◎	
		電源、端子盤、館内共聴を設置すること	★★★	★★★	
	(9)大型トラック用	広告看板などの大型搬入物を設営・撤去する大型トラック用の駐車場を確保すること	◎	◎	
2 駐車場	(10)売店用	スタッフのために十分な駐車スペースを確保すること	◎	◎	
		売店用、ケータリング搬入車両は、スタジアム内部の搬入口に近い場所に設置すること	◎	◎	
		夏季は、飲食物用の保冷車の駐車場も考慮すること	◎	★★★	
	(11)VAR用	J1はVOR(ビデオ・オペレーション・ルーム)用車両(トラック)の駐車場を確保すること	J1所属のみ◎	-	
	(12)シャトルバス用	シャトルバスを運行する場合は、シャトルバスのバスプールを設置すること	★★★	★★★	
	(13)その他関係者用	その他関係者に必要な駐車場を確保すること	◎	◎	
3.駐輪場		観客のための駐輪場を、アクセス環境に鑑みて設置すること	◎	◎	
4.シャトルバス乗降所		シャトルバスを運行する場合は、バスの行先別に待機列スペースがある乗降所を設置すること	◎	◎	
5.タクシー乗降所		メディア、VIP、関係者が利用できるタクシー乗降所を設置すること	◎	◎	

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準
V 観 客 用 設 備	1.入場券売場 【共通】	入場ゲート付近に窓口を設置すること／販売するチケットの席種、料金を掲示できること	◎	◎
		適切な数の窓口を設置すること／入場券購入者のための庇(ひさし)があり、雨に濡れないこと	◎	★
		施設でき、セキュリティが確保されていること	★	★
	2.入場待機スペース	外周全体は夜間でも安全が確保できる照明を設置すること	◎	◎
		ホーム用、ビジター用に分けて待機列が設けられる十分な広さを確保すること	★★★	★
		待機列が、関係者入口、搬入口と交差しないで設けられるようにすること	★★★	★
		雨に濡れないこと、日差しが避けられること	★	★
	3.入場ゲート	スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示すること。最低でも以下の情報を含まなければならない ①入場する権利、②試合の中止または延期、③禁止事項(自粛事項)、④座席のルール、⑤スタジアムから追放される事由、⑥緊急避難経路	◎	◎
		観戦エリアに応じた入場ゲートを設置すること(ビジターサポーターの分離)	◎	◎
		屋根、電源、照明を設置すること／手荷物検査、ビン、缶を移し替える設備があること	◎	◎
		ワンタッチパスが設置できるスペースがあること	◎	◎
		車椅子用の入場ゲートがあり、スロープ等で車椅子席にアクセスできること	★★★	★★★
		手荷物預かり所を設置すること(ベビーカー、ヘルメット等)	★★★	★★★
	4.通路、階段	スタジアム内のすべての出口、ゲートおよび観客席からフィールドへ移動するためのゲートは観客席からみて外側に開くよう設置し、施設装置が取り付けられていること。	2024年6月までに必ず具備	2024年6月までに必ず具備
		試合の際は緊急時に備えて原則施設はせず、混乱を防止し迅速な避難行動を確保する措置を講ずること	◎	◎
		観客エリア内のすべての一般用通路、階段、扉およびゲートは、明るい色で塗装すること 観客席からフィールドへ移動するためのゲートも含まれる	★	★
	5.コンコース	緊急避難用の動線を確保すること	◎	◎
		十分な広さがあり、適度な明るさが保たれていること／トイレ、飲食売店、グッズ売店、救護室、授乳室が設置されていること	★★★	★★★
		屋根で覆われていること	★★★	★
		必要に応じて公衆電話を設置すること	★	★
6.案内サイン	できるだけ高い位置に、和英で表記し、夜間でも視認できること	★★★	★★★	
	内外の案内看板は、Jリーグで定めた、国際的に理解可能なピクトグラフ(絵文字的言語)で表記すること	★	★	
	視覚障がい者のための案内サインを設置すること	★	★	
	スタジアムへの動線、スタジアム周辺、そしてスタジアム内には、異なるセクターへ誘導するための、明確な案内サインを設置すること	★	★	
	入場者を誘導するために、スタジアムの壁には案内図を表示すること	★	★	
7.総合案内所 【共通】	観客用ゲートなど、分かりやすい場所に設置すること	◎	◎	
	運営本部室と連携が取れ、迷子、落し物対応ができること	◎	◎	
8.救護室 ※【共通】	どの席からもアクセス可能な場所に複数設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること(J3は1箇所まで可)	◎	◎	
9.AED	医務室に1台および、救護室もしくは観客エリアに2台以上(J3は1台以上)備えること。(第4の審判員ベンチにも1台備えること)	◎	◎	
10.授乳室【共通】	どの席からも誘導でき、アクセス可能な場所に設置すること	◎	◎	
1 1 ト イ レ	どの席からもアクセスが容易な場所に、男女別のトイレ設備を十分に設置すること	◎	◎	
	(1)トイレ 1,000人の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性用小便器8台を備えること(J1リーグクラブライセンス交付規則 施設基準 B等級)	★★★	★★★	
	洗面台ハンドドライヤー、おむつ換えベッドを設置すること	★★★	★★★	
	(2)バリアフリートイレ 車椅子席の近くに、席数に応じた数を設置すること(FIFA基準は車椅子席15席あたりバリアフリートイレ1室)	◎	◎	
(3)場外のトイレ	開門前に使用できるトイレが観客用ゲート付近にあること	★★★	★★★	
12.飲食売店	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること／売店外装に企業名・ロゴ、メニュー、料金表示できること	◎	◎	
	温かい飲食物が提供できること／電源、照明が確保されること(スタジアム外周、コンコースを含む)	◎	★★★	
	観客席以外でも飲食が可能なテーブルやカウンターを設けること／待機動線がトイレと近くなならないよう設置場所に配慮すること	◎	★★★	
13.グッズ売店	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	◎	◎	
	電源、照明を設置すること	◎	★★★	

※入場可能数：ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

(1) 入場券が発券できる座席の数

- イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない。
 - ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む。
 - ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。
- ニ. 立ち見エリアは施設管理者と協議の上入場可能な数とするが、新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、観客席数の立ち見席は1段床あたり1人とし、1席の幅は45cm以上、段床の奥行は80cm以上とする。

(2) 前号以外の座席の数

- イ. 常設のVIP席。
- ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。

(3) 車椅子席の数

- イ. 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。
- ロ. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。

※ハイブリッド芝：ピッチ全体が天然芝と5%以下の人工芝とを合わせたもの

- (1) 導入前に、ピッチ外でハイブリッド芝の実証実験を実施すること
- (2) 実証実験の結果をもとに、導入に関して理事会の承認を得ること

※運営本部室：以下の機能を満たし、警察・消防指令室と常に連携できる状態であること

- (1) 試合運営を統括できること(記録室、場内放送室、大型映像装置操作室関連を含む)
- (2) 警備員、係員、ボランティアスタッフ等の自主警備による場内外コントロールを統括できること
- (3) チケットコントロールができること
- (4) 交通アクセスのコントロールができること
- (5) 天候等、試合運営に関する情報を集約できること

※警察・消防指令室：以下の機能を満たし、運営本部室と常に連携できる状態であること

- (1) 警察・消防による監視司令ができること
- (2) 緊急部隊、緊急車両の発動が指示できること

※医務室：場内外の医事運営を統括でき、救護室と常に連携できる状態であること

※救護室：主として場内の観客を対象とした応急措置ができ、医務室と常に連携できる状態であること

※【共通】：「各諸室・スペースにおける共通項目」適用箇所

※スタジアムの名称については、正式名：漢字全角35文字以内・英字半角35文字以内、略称：漢字全角4文字以内・英字半角15文字以内で定めること

主管権譲渡規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第45条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第2条〔主管権の譲渡〕

- Ｊクラブは、Ｊリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、公益財団法人日本サッカー協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。
- 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県サッカー協会が負担する。
- Ｊクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Ｊリーグ規約」に定めるＪクラブの義務を免れるものではない。

第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県サッカー協会は、Ｊリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- 主管権を譲渡しようとするＪクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県サッカー協会との連名にて、Ｊリーグに対し所定の申請書（様式1または様式2）により申請する
- Ｊリーグは、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のＪクラブに通知する

第5条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づくＪ1、Ｊ2の主管権の譲渡の対価は、金2,000万円（消費税を含まない）以上とし、Ｊ3の主管権の譲渡の対価は、金500万円（消費税を含まない）以上とする。

第6条〔公衆送信権〕

譲渡試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む、以下「公衆送信権」という）は、すべてＪリーグに帰属する。

第7条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Ｊリーグ規約」および「試合実施要項」によるものとする。

第8条〔改正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2014年1月21日

2019年1月24日

2020年1月1日

2021年1月1日

年 月 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ
チェアマン 野々村 芳和 殿

(住所)
甲〔譲渡するJクラブ〕 (名称)
(代表者)

(印)

(住所)
乙〔譲受ける都道府県 (名称)
サッカー協会〕 (代表者)

(印)

主管権譲渡承認申請書〔様式1〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Jリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Jリーグ規約第75条の必要経費を負担する。
		②遠征費用	乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。
		③その他	(1) マッチコミッショナーおよび審判員の旅費等はJリーグが負担する。 (2) 試合使用球は甲が準備する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からJリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Jリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてJリーグに提供する。
		④協会納付	乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。

		金	
		⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を經由してＪリーグの承認を得る。
5	公衆送信権	公衆送信権はＪリーグに帰属する。	
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。	
7	広告掲載等	乙は、スタジアムに提出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を經由してＪリーグの承認を得る。	
8	譲渡の対価	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円 (ただし、消費税を含まない)とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Ｊリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後援	
		②協力	
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を經由してＪリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。	
11	協議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Ｊリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびＪリーグが誠意をもって協議の上決定する。	

以上

〔注〕：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

年 月 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ
 チェアマン 野々村 芳和 (印)

承認番号	年・第	号
------	-----	---

Jリーグ百年構想クラブ規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第18条第1項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）が、将来Jリーグへの入会を目指すクラブを、Jリーグ百年構想クラブ（以下「百年構想クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第2条〔百年構想クラブの条件〕

- (1) 百年構想クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。なお、第8号および第9号に関しては、申請クラブの関連する法人にて条件を満たすことをもって足りるものとする。
- ① 規約第1条〔Jリーグの目的〕に賛同していること
 - ② 定款が適法かつ適正に整備されていること
 - ③ 日本法に基づき設立された株式会社、または公益社団法人であり、1年以上の運営実績があること
 - ④ 将来のJリーグ入会を目指し、Jリーグクラブライセンスの取得を念頭に置いた各種基準の体制整備に対して、Jリーグの指導を受けながら、準備を行うこと
 - ⑤ Jリーグ入会までに、規約第24条に定めるホームタウンを予定または決定していること
 - ⑥ サッカークラブ運営が主たる業務とされていること
 - ⑦ 現に日本フットボールリーグ（JFL）、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること
 - ⑧ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること（屋内か屋外かを問わない）
 - ⑨ 公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）に対し2種または3種のいずれかで登録したチームがあり、1年以上活動した実績があること。なお、これに当てはまらない場合は、第5条第1項に定める申請を行った日の属するシーズンの翌シーズンの最終日までに当該チームを協会に登録し、活動を開始することを申請クラブが文書にて確約することをもって足りる
 - ⑩ 普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を1年以上継続して実施していること
 - ⑪ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること
 - ⑫ 取締役（理事）に、本項第5号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
 - ⑬ 常勤役員（常勤理事）が1名以上、その他常勤社員（常勤職員）が4名以上いること。なお、常勤社員（常勤職員）のうち1名は経理・財務分野に関する実務経験を有する

財務担当者とする。また、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち1名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい

- ⑭ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Ｊリーグが指定する商標が取得済みもしくは出願中であることまたは商標登録出願のための準備がすみやかに始められる状態であること
- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。
- ① Ｊリーグ入会を目指すことを、申請クラブの所属する都道府県サッカー協会が承認し、支援していることが、当該サッカー協会により文書で具体的に示されていること
 - ② 前項第5号において予定または決定したホームタウンが、申請クラブのＪリーグ入会を応援するとともに、Ｊリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、規約第32条に定めるスタジアム（ホームスタジアム）について、以下の第1号ないし第3号のいずれか、第4号および第5号の条件を満たしていなければならない。
- ① ホームスタジアムを決定しており、当該スタジアムについて協会および第1項第4号にいうホームタウンがホームスタジアムであることを承認していること
 - ② ホームスタジアムは、理事会が別途定めるＪ3クラブライセンス交付規則もしくはＪリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすものであるかまたは将来当該基準に適合すべく改修可能であり、改修に向けた計画を策定していることをホームスタジアムの所有者が文書で示していること
 - ③ 協会および第1項第4号にいうホームタウンが、申請クラブがＪリーグに入会するためには、理事会が別途定めるＪ3クラブライセンス交付規則またはＪリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすホームスタジアムの整備が必要であることを認識し、整備に向けて取り組む意向があることを文書で示していること
 - ④ 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第5号にいうホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること
 - ⑤ ホームスタジアムを規約第34条に定める理想のスタジアムの要件を満たすスタジアムとするために、第三者を交えた具体的検討を開始していること

第3条〔百年構想クラブの権利〕

百年構想クラブは、「Ｊリーグ百年構想クラブ」の表記を用い、広報活動を行うことができる。ただし、Ｊリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。

第4条〔百年構想クラブの義務〕

- (1) Ｊリーグは百年構想クラブをＪリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、百年構想クラブは、規約第3条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
- (2) 百年構想クラブは、Ｊリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Ｊリーグが指定する会議、研修等への出席を通じて、Ｊリーグの指示に従いながらＪリーグ入会に向けた着実な準備を行わなければならない。
- (3) 百年構想クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、原則としてＪリーグ入会までの間に変更することはできない。

- (4) 百年構想クラブは、Ｊリーグが定めた期日までに、当該クラブの法人格に対応する法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Ｊリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表一式は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されていなければならない。また、百年構想クラブが関連する会社等を有している場合、当該関連する会社等の個別財務諸表および連結財務諸表を作成している場合は当該連結財務諸表をＪリーグに提出しなければならない。また、Ｊリーグが活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
- (5) 百年構想クラブは、Ｊリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただしＪリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。
- (6) 百年構想クラブは、Ｊリーグからの指示に基づき、Ｊリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（当該クラブが公益社団法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (7) 百年構想クラブは、以下各号に定めるいずれかに該当することとなる場合、Ｊリーグに書面にて届け出を行わなければならない。本項において、株主とは、株式を保有する法人および自然人であり、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。なお、公益社団法人である百年構想クラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。
- ① 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合
 - ② 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える株主が新たに発生する場合
 - ③ 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える株主が新たに発生する場合
- (8) 百年構想クラブは、1月1日からの1年間を対象とする年会費として、当年の4月末日までに120万円をＪリーグに納入しなければならない。なお、年の途中で百年構想クラブに認定された場合の当年分の年会費は、資格認定日の属する月から12月までの月数に10万円を乗じた金額とし、資格認定日から1ヶ月以内に納入するものとする。
- (9) 前項の年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条〔百年構想クラブの申請〕

申請クラブは、Ｊリーグが別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。

第6条〔審査〕

- (1) 前条に基づき申請クラブが提出した書類は、Ｊリーグが内容の確認を行い、書類を受理した場合には、Ｊリーグはさらに以下の審査を行う。
- ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第5号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査

- ③ 申請クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Ｊリーグが必要と認める事項に関する調査
- (2) 前項の定めにかかわらず、規約第 20 条の 2 の定めに従い会員資格を喪失することとなるＪ３クラブは、Ｊリーグが必要と認めた場合のみ前項の審査を行う。
- (3) 理事会は、前項の審査の結果を踏まえ、百年構想クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の 90 日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第 7 条〔資格の停止および失格〕

- (1) 百年構想クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該クラブの百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させることができる。
 - ① Ｊリーグの名誉を傷つけまたはＪリーグの目的に反する行為があったとき
 - ② 第 2 条に定める条件を満たさなくなったとき
 - ③ 第 4 条に定める義務に違反したとき
- (2) 前項の規定により百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 第 1 項の規定により百年構想クラブの資格を停止させまたは失格させる場合は、Ｊリーグはその事実と理由を公表する。

第 8 条〔百年構想クラブからの脱退〕

- (1) 百年構想クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも百年構想クラブから脱退することができる。
- (2) 前項の脱退が年の途中である場合、第 4 条第 9 項の定めにかかわらず、Ｊリーグは受領済みの年会費について、脱退日の属する月の翌月から 12 月までの月数に 10 万円を乗じた金額を当該脱退クラブに返金するものとする。
- (3) 百年構想クラブが脱退する場合、Ｊリーグはその事実を公表する。また、当該クラブは脱退した日から 2 年間は百年構想クラブに申請することができない。

第 9 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 10 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2012 年 9 月 1 日
2014 年 1 月 21 日
2016 年 1 月 19 日
2017 年 1 月 25 日
2019 年 1 月 24 日
2020 年 1 月 30 日
2021 年 1 月 1 日

2022 年 1 月 1 日
2022 年 2 月 28 日
2023 年 1 月 31 日